

301



始





經濟學原論

分配論

シールドニコルソン原著
鷺野隼太郎譯述

富文堂版

大正
15. 10. 19
内交



譯述者序

大の男が或ひは勤勉になり或ひは怠惰になるのも、一國が或ひは治まり或ひは亂れるのも、之れ悉く分配の問題に歸着する。げに分配問題は人間の道徳に影響すると共に、社會の盛衰にも影響し、學問や藝術にも影響する。人事の存するところ其所には分配問題が或ひは公然に或ひは陰然に大勢力を張つてゐる。マルクスは、社會の上層建築は經濟的構造を土臺とすると云つてゐるが、私は更に之れを局限して、社會の上層建築は分配制度を基礎とすると云ひ得ると思ふ。其れ程までに分配問題は重要であるのだから、従つて富の分配を論ずるに當つても、單に現代の制度のみを論じ又僅かに純然たる經濟論のみを論ずるだけでは、到底事の真相を明かにすることが出来ぬ。況んや富分配の問題は人間の任意專斷に依存すること最も大なりと云はれてゐるに於いては尙ほ更のことである。然かもまた裏面には慣習の力の牢乎として抜くべからざるものがある。茲に於いてか吾々は分配問題を論ずるに當り、時間的に又空間的に出来るだけ廣い範圍を取ると同時に、苟も富分配に關係ある一切の勢力は之れを悉く收容し、以て其の間の消息を明かにしなければならぬ。斯くしてこそ初めて複雑多岐なる分配問題を闡明するを得るのであつて、之れが結論は今後の社會政策に對し重大な指針を與へるものである。

もとより淺學無才の我れ、不備な點もあることと思ふ。大方の御教示と御叱正とを賜るあらば幸甚である。

大正十五年九月四日

湘南腰越にて 鷺野隼太郎

追記 前篇『生産論』第八章第四節中に合名會社とあるは制規會社の誤りなる旨恩師より御教示あり、右訂正す。

經濟學原論分配論

目 次

第一章 富の分配	(一)
第一節 分配の意義	(一)
第二節 ミルの生産諸法則と分配諸法則間の區別に就いて	(三)
第三節 主權論	(五)
第四節 富の分配への主權の適用	(七)
第五節 分配上の變易の史的諸例	(一〇)
第六節 分配と交換	(一四)
第七節 理想的經濟分配	(一六)
第二章 私有財産制度	(二一)

第一節 私有財産の經濟的特質……………(二)

第二節 私有財産の經濟的基礎——一 勞 働……………(三四)

第三節 私有財産の經濟的基礎——二 契 約……………(三五)

第四節 私有財産の經濟的基礎——三 資 本……………(三八)

第五節 契約の自由及び私有財産に先行する一條件としての安固に就いて……………(三〇)

第六節 ベンタムの見解の批評……………(三三)

第七節 財産の經濟的基礎——四 時 效……………(三五)

第三章 遺贈と相續……………(三七)

第一節 遺贈及び相續の概観……………(三七)

第二節 相 續……………(三八)

第三節 遺 贈……………(四三)

第四章 土地財産と收用に對する賠償……………(四六)

第一節 土地財産に關するミルの見解……………(四六)

第二節 土地財産の經濟的利益……………(五〇)

第三節 或る點に於いての土地有限量に就いて……………(五四)

第四節 賠償の經濟的原則……………(五七)

第五章 競争と慣習……………(六一)

第一節 競争と分配……………(六一)

第二節 慣習と分配……………(六三)

第三節 競争と慣習との對立……………(六三)

第六章 慣習と村落同體……………(六六)

第一節 土地所有及び土地占有に影響するものとしての慣習……………(六六)

第二節 露西亞のミール……………(六八)

第三節 現存村落同體の諸他の例……………(七四)

第四節 英國中世の村落同體……………(七六)

第五節 英國村落同體の起源……………(七九)

第六節 結果の概括……………(八三)

第七章 封建制度……………(八四)

第一節 封建制度の經濟相に就いて……………(八四)

第二節 封建制度の主要特質……………(八五)

第三節 封建制度の下に於ける土地所有の特殊なる制限……………(八八)

第四節 封建制度と都市……………(九〇)

第五節 封建制度衰頹の經濟的理由——一 安固の増大……………(九四)

第六節 封建制度の衰頹——二 貨幣支拂の擴張……………(九七)

第七節 封建制度の衰頹——三 土地法の變化……………(一〇一)

第八章 近代の土地所有と産業の自由……………(一〇三)

第一節 議論の梗概……………(一〇三)

第二節 土地移轉上の困難に就いて……………(一〇五)

第三節 大莊地の利益……………(一〇六)

第四節 土地所有の經濟原則の近年の修正……………(一〇八)

第九章 土地賃貸借の契約……………(一一〇)

第一節 土地賃貸借に於ける自由取引……………(一一〇)

第二節 自由取引制度の下に於ける賃子……………(一一一)

第三節 公平な賃子又は公正賃子……………(一一三)

第四節 自由取引制度の下に於ける對改良の賠償……………(一一五)

第五節 小作人權利と自由賣却……………(一一六)

第六節 小作年限……………(一一九)

第七節 土地賃貸借に關係ある英國法上の近年の變化……………(一二九)

第十章 勞賃と勞賃學說……………(一三三)

第一節 勞賃に關係するものとしての慣習と競争との概説……………(一三三)

第二節 勞働量に對する實質報酬としての勞賃……………(一三五)

第三節 所爲の仕事に對する支拂としての勞賃……………(一三九)

第四節 労働者と雇主との間の利益の對立……………(一三一)

第五節 労働者と雇主との利益調和……………(一三三)

第六節 勞賃の自然率……………(一三五)

第七節 一般勞賃の正常率……………(一三九)

第八節 勞賃基金學說……………(一四三)

第九節 勞賃基金學說の批評……………(一四八)

第十節 勞働産物から支拂はれるものと見做されたる勞賃……………(一五二)

第十一章 相對勞賃……………(一五五)

第一節 相對勞賃の決定……………(一五五)

第二節 勞働が受諾する勞賃の最少限額……………(一五六)

第三節 雇主が與へることの出来る勞賃最大限額……………(一六〇)

第四節 異種の職業に於ける勞賃相違の自然原因……………(一六三)

第五節 自然的原因の作用する條件……………(一六四)

第六節 異種の職業に於ける勞賃相違の人為的原因……………(一六五)

第十二章 勞賃に及ぼす法律及び慣習の影響……………(一六七)

第一節 法律及び慣習が勞賃に影響し得る様態……………(一六七)

第二節 奴隸制、農奴制及びバトリア・ポテスタス(家長權力)……………(一六七)

第三節 徒弟制度……………(一七〇)

第四節 職人同業組合……………(一七三)

第五節 親方と雇人に關する立法……………(一七六)

第六節 工場條例……………(一七九)

第七節 救貧法……………(一八一)

第八節 團 結……………(一九一)

第十三章 利 潤……………(一九七)

第一節 資本家の感情に依存するものとしての利潤……………(一九七)

第二節 勞働費用に依存するものとしての利潤……………(一九八)

第三節 貸付金利子……………(一九九)

第四節 貸付金利子と利潤利子……………(二〇一)

第五節 利潤の一要素としての利子の最小限率……………(二〇二)

第六節 利潤の一要素としての利子の均等……………(二〇四)

第七節 利潤利子と貸付金利子との相互關係……………(二〇五)

第八節 對危險の保險料……………(二〇七)

第九節 取締の勞賃……………(二〇九)

第十節 利潤に於ける機會要素……………(二一一)

第十四章 經濟賃子(又は經濟地代)……………(二一三)

第一節 賃子と言ふ名辭の曖昧……………(二一三)

第二節 農地の經濟賃子——第一形態……………(二一六)

第三節 經濟賃子——第二形態……………(二一九)

第四節 經濟賃子と獨占賃子……………(二二三)

第五節 諸他形態の經濟賃子……………(二二三)

第六節 經濟賃子と準賃子……………(二三五)

第七節 經濟賃子の進歩……………(二三九)

第十五章 經濟史と經濟ユトピア……………(二四一)

第一節 經濟史の實在性……………(二四一)

第二節 經濟ユトピアの理想性……………(二四三)

第三節 近世社會主義——說 明……………(二四四)

第四節 近世社會主義——批 評……………(二四六)

第五節 近世社會主義——特別批評……………(二四一)

目次——(終)——

經濟學原論 分配論

シールド・ニコルソン著
鷺野隼太郎譯述



第一章 富の分配

第一節 分配の意義

物質的及び非物質的富の生産を論じたとき、消費の爲め又は享樂の爲めに富が社會の種々なる成員間又は階級間に分配せられるに當り、之れを規定すべき條件なり法則なりに就いては、タゞ附帶的に述べた外全く論及しなかつた。社會の成員間又は階級間への富分配を規定する條件及び法則は、經濟學の第二の大部門たる分配論の問題である。生産論に於いて最も重きを置く點は、富なるものが勞働の結果であると云ふ特質であるが、分配論に於ける指導觀念は、富が領有され得ると云ふこと之れで

ある。通俗の談話では、分配なる名辭は、或る場所から他の場所への又は或る人から他の人への貨物の單なる移轉に關して屢々使用される。而して船舶や道路や鐵道等に依る富の分配とか、或ひは卸賣商人及び小賣商人並びに協同組合に依る富の分配とかは、此の意味に於いて云ふのである。だが既に説明したやうに、此の種の分配は眞實のところ生産の一部分である。蓋し生産行爲は貨物が消費者の手に渡る迄は未だ完了しないからである。

生産と區別しての分配なるものは、使用する爲め生産力又は其れ等の結果を一國又は産業範圍の人々に割り宛てることに關し、且つ採用されてゐる割宛方法の原因及び結果に關するものである。此の意味に於いての分配なるものが常に生産の種類に影響し得る許りでなく、又生産の量にも影響するものなることは既に生産論に於いて述べたところである。例へば労働能率や資本の蓄積や土地收益に關して然りである。而して其の相互依存關係は後段に至つて遙かに明かとなるであらう。同時に、兩部門間の論理的區別は一例を以て之れを示し得る通り全く明白である。例へば農業生産物の場合を取らう。同一の年産額(又は其の貨幣價值)が時の異なるに應じ異なりたる割合を以て勞賃と利潤と地代との間に分配され得ること明かである。斯くの如き變化は機會の結果ではない。而して該變化の原因は之れを當然發見し得なければならぬ。同じく或る特定時に於いても、三大部類の所得の相對的割合は一般性格の或る一定狀態に依つて決定される、而して之れ等の部類の各々の範圍内にありても相違のあ

る様々な種類があるのであつて、其れ等は近似の解決を許すものである。アダム・スミスの例示をとれば(i)、一大國民の諸々の個人は一大莊地の共同小作人の如きものである。總收穫を支配する諸原因は配當分の割宛とは別個に考察され得る。前者は生産の諸法則に照應し、後者は分配の諸法則に照應する。

第二節 ミルの生産諸法則と分配 諸法則間の區別に就いて

ミルの主張では、生産の諸法則は物理法則の性質を頒有するものである。其れ等のうちには自由意志的な又は專斷的な何物も存しない。其れ等法則は物質か又は精神か孰れかの終極的性質に依存する。之れに反し、富の分配に關しては事情斯くの如くではない。そはタゞ人間の制度の事柄たるに過ぎぬ。既に物件が存する以上は、人類は集合的に又は個別的に其れ等を任意に處分することが出来る。之れに依つて是れを観るに、兩者の對立は極めて著しく顯現されて居り、分界線は極めて嚴密に引かれて居て、ミル自身之を極めて重要視してゐるのである。されば彼れはその自叙傳に於いて述べて曰く、其の區別に對して彼れの爲せる強調は經濟學に對する彼れの主要な且つ最も本原的な貢獻であると。既に斯くの如きものなる以上は、之れを吟味するにも注意深くなすの價值がある。

要約的に云へば、人間は彼れ自身の身長を任意に増加すること能はざると同じやうに、自然動因の力を増加することが出来ない。單なる意志の力に依つて人間は發明をなし又は新しい手續きを發見することが出来ない。欲求や必要なくしては人間は仕事をも爲ないかも知れぬ。然かれども如何程意圖を強うし、如何程必要に逼られるとも、生産の限界を擴張することは極めて僅かしか出来ない相談である。社會の進歩するにつれ自然に對する人間の支配力は無限に増加し得る。然かれども或る特定の時にありては、人間は僅かに彼れの手段と彼れの事情と彼れの知識とに應じて仕事し得るに過ぎぬ。

だが富の分配は、一見法令書の法律又は專制力の氣儘な法令の性質を預有するが如く思はれる。最も高度に開化せる社會に於いて吾々の認めることは、多數の人々が總ての成員の生命を保存するのに不可欠なる經濟的勤勞を爲し乍ら、然かもその受くる報酬たるや必要勞賃を越ゆること極めて僅少たるに過ぎない有様であるに反し、他の小數者は別に自身仕事をする譯でもないのに、その受くる一人當りの所得は、土地及び勞働の生産物中前者の一千倍或ひは一萬倍の高額に達すること之れである。ヨリ低度の文明にありては、富の分配に於ける實質上の不平等は尙ほ一層顯著である。蓋し低度の文明にありては、吾々の屢々認める通り、小數の人間は常に大量の物質的富の所有者たる許りではなく、また大多數の住民其のもの、所有者でもある。最も初期の且つ最も繼續せる財産形態の一は奴隸である。

されば、富の分配が社會の法律や慣習に依存し、而してまた其の法律なり慣習なりが人類の意見や感情と同じく可變的であり且つ無常であるとのミルの命題は、歸納的研究の結果であるが如く見え得る。而してまた照應的の演繹は實體的基礎を有するやうに思はれ得る。茲に實體的基礎と云ふのは、分配の規定が人間の選定次第にて從來よりも一層異なりたるものたり得ること、又は之れを具體的に云へば、社會主義的計劃の效績又は缺陷の何たるにもせよ、兎に角其れ等の計劃が實行不可能なりと眞實に云ひ得ざること之れである。

だが分配法則が任意專斷的性質を具有するものなりとの此の見解が意識的に又は無意識的に、カノ有名な主權論から演繹されたことは殆んど疑ひあり得ない。

第三節 主權論

主權論の本質は、各獨立的政治社會にありては、その國に於いて不可抗力を有する主權の中心なるものが認め得られると云ふこと之れである。主權の形式は絶對專制主義から無條件的民主主義に至る迄色々ある、又は相對抗せる諸力の複雑なる均衡の合成態である。だが獨立的政治團體の自然性其のものから、一の主權中心がなければならぬと主張される。此の説はオースチンのなすが如くに(2)之れを純然たる抽象形態に於いてとるならば最もよく理解される。何等かの現實な具體の場合に關し

て、斯かる主權が毫も存しなかつたと云つて反對するならば、オースチンは之れに答へて云ふであらう、關係民族は全く政治社會を構成せず、従つて彼れ等は自然の状態(野蠻未開の状態)に於いて存し或ひは無政府の状態に於いて存したか、又は其の社會が獨立してゐなかつたか、其の孰れかである。げにや主權の概念と獨立的政治社會の概念とは實際に不可離的である。一方は即ち他方を意味する。政治的合體の意義は一の主權への不斷の服従である。而して主權の本質は支配することである。そして許可することは支配すること、同一事である。主權なる言葉は、古い觀念聯合から、暴政又は專制君主政體を意味し易い。だが專制君主制なるものは僅かに一の種類たるに過ぎぬ。主權が數人の手にあるか、貴族の手にあるか、又は國民の手にあるかに應じて、政體は或ひは寡頭政治の形式を取り、或ひは貴族政治の形式を取り、或ひは民主政治の形式をとる。

分析法學の様々な概念——例へば法律、權利、義務、裁可——を説明するに當つて、此の不可抗的な主權が第一に主要のものであることは、之れを認容してよい。然かれども、凡ゆる社會の現實の歴史や其れ等社會の積極法(即ち成法)及び許容されたる慣習を考察するに當つて、主權をば之れが先導的假設となすならば、それは確かに不毛な又は誤れる結果に導くのである。主權なるものは眞實のところ一の抽象たるに過ぎぬ。而して抽象を基礎とする凡ゆる科學の實際價值は、抽象の行程に於いて棄捨された要素と保留された要素との相對的主要さ如何に依存する(3)。

3. Maine, Early History of Institution, p. 361.

第四節 富分配への主權の適用

一國の支配部分又は主權は富の分配に對して、任意の規則を設定することが出來ると云ふのがミルの命題であるが、今此の命題に到達する爲めに棄捨しなければならぬ諸要素を考察しやう。今明瞭を期する爲めに、現今の英國と云ふ特定な場合をとらう、そして主權が全く下院の手に授けられてあると假定しやう。思辨的熱心の波動に押されて、總ての代議士は全然新しい分配規定を誘入し、之れを主權に依つて施行することを誓つたと假定しやう。新法規は現行の法規とは全く反對にして、ミルの次ぎの文句にあるやうな法規の性質を有するものと假定しやう。曰く『今假りに個人財産が排除されたとすれば、茲に採用されなければならぬ計劃は土地並びに凡ゆる生産要具を社會の共同所有として保ち、而して産業の作業をば共同計算に基いて實行することであらう。社會の勞働の指揮權は一人の長官又は數人の長官の手に落ちるであらう。而して其の長官は社會の投票に依つて選出されるものと假定することが出來、また民衆が長官に自發的に服従するものと假定しなければならぬ。生産物の配當も同じやうに一の公共行動であらう。その原則は完全なる平等の原則であるか、或ひは正義の觀念又は其の社會を支配せる政策の觀念と合致する何等かの方法にて個々人の必要又は功勞に割宛てるの原則であり得やう』と。

茲に於いてか直ちに論者は云ふであらう、主權論の適用に必要な自發的又は常習的の服従なる假定は、眞實のところ更に、分配の方法が正義又は政策の支配的觀念と相合致するとの假定に依つて中和されると。主權の專斷力に眞實の効果を與へる爲めに、吾々は、事の實際として凡ゆる種類の影響の合成作用の下に幾百年に亘つて發達せし結果たる總ての觀念を抽象しなければならぬ。だが一の國民は斯くの如くにして、何等かの思辨的理論のためにその總ての實際上及び傳統上の慣例を投げ棄てることが出來ぬ。抽象上の決議に賛成すること、其を實際に施行すること、は全く別箇の事柄に屬する。

服従に關してミルは述べて曰く(4)、「何等かの方法にて選出されたる一人の人又は數人の人が、何等かの從屬的代理機關に依つて、各人の仕事を彼れの能力に適應せしめ且つ各人の報酬を彼れの功勞に比例せめむるの資格を有し得ると假定すること、即ち實際に社會の各成員に對する分配的正義の實施者たる權能を有し得ると假定すること、若しくは彼れ等が此の權力に就いて爲すことの出來る何等かの使用が一般の満足を與へ又は無強制にて服従されると假定することは、餘りに妄想に過ぎて反駁する要なき程の一の假定である。平等の規則の如く一の定まつた規則は同意されるかも知れぬ、而して機會や外的必要もまたそうであるかも知れぬ。然かれども、僅かに若干の人々が各人を秤定して、彼れ等独自の快樂と判斷とを以て或る者にはヨリ多くを與へ又他の者にはヨリ少くを與へると云ふこ

4. BK. II., Ch. I., §4.

とは、超人にして超自然的恐怖の背景を有するものと信ぜられたる人格以外の者には、決して其の任ではないであらう」と。

之れを言ひ換へれば、主權に必要な常習的服従なるものは、發せられたる命令が支配的常識たる道德と相合致するに非ざる限り、現はれて來ないのである。私は斯かる道德が時代を異にし國民を異にするにつれて變じ得ることを敢て問はんとするのではない。然かれども、同時に主權に服従し且つ主權を支配することは出來ないことである。「若し同時に、現實に指定され又は許されたる分配が長期に亘る發達の結果にして、タ、漸次的に狭い範圍に於いて變更されるに過ぎぬと云ふことを許容するならば、社會の支配部分は何等かの種類又は何等かの程度の分配を命令し又は許することが出來る」と述べるのは無駄である。近代の國家に於る主權が契約の履行及び租税の納付を強制し、且つ罰金より死に至るまでの刑罰を以て或る種の命令の侵犯を處罰することは眞實である。而して個々人の專横なる氣儘を國家が抑壓することも眞實である。然かれども、社會が何等かの評議會の決議に依つて突然その全經濟構造を變ずることが出來ると考へることは、過去並びに現在の凡ゆる經驗に反する。斯かる假定は昔の社會契約論の觀念と同程度に不合理であり且つ無根據である。

茲に注意すべきことは、分配の完全移動性の學說とでも云ふ可き如上の學說が眞實のところ傳統的の英國經濟學の最も根本的な命題と正確に相反すること之れである。アダム・スミス以降歴代の學者

の意見では、或る一定の限界を越えての國家の干渉は常に無用なるのみならず、又有害でもあるとされてゐた。自由放任の原則なるものは一面に於いて個人企業の大なることを前提とすると同時に、其の半面に於いて國家の薄弱なることを前提とするのである。アダム・スミスの言葉で云へば(5)「君主は、之れを履行せんとするに當つて、常に無數の謬想に露されなければならず且つ之れを適當に履行する爲めには、人智の決して充分なる能はざるが如き一の義務から完全に放免されてゐる」のである。

自由放任主義の一般的検討を試みたる後、ミルは述べて曰く(6)「各々の場合に於いて立證の義務をば、政府干渉に反對する人々にではなしに、反つて政府干渉を推奨する人々に課するの之れ等の理由が十二分であることは殆んど何人も争はないところであらう」と。

ミルは時には「國家の不可抗力に依り如何なる社會主義的計劃と雖實現不可能である」と論じ(尤も斯かる總ての計劃の本質は極端に干渉主義ではあるけれども)、また時には「政府の無能力の爲めに干渉主義が一般の習はしである」と論じてゐるが之れは確かに矛盾してゐる。

第五節 分配上の變易の史的諸例

分配事項に關する國家萬能の學説は、若し其が概測上過去に於いて夥多の例示を見出だす如く見え

5. Bk. IV., Ch. IX.
6. Bk. V., Ch. XI.

ざりせば、斯くも容易に承認されなかつたであらう。様々な時代に於いて英國に行はれし分配諸方法は吾が現代の産業制度との多くの對照點を提供する。奴隸制及び農奴制に代つて自由労働が起つた。様々な種類の慣例的土地保有は衰微して、之れに代り契約及び商業原則が擡頭するに至つた。中世の同業組合の權力及び社團の權力は一部分は廢除され、また一部分は雇主及び被傭人の自發的結合に變移した。貸付け金の利子は數世紀の間輿論や教會や法律に依つて罪惡視されてゐたが、然かも其は今や最高の尊嚴を供へるに至り、而して社會の安定に對して必須缺く可からざるものと見做されるに至つた。其の他多くの場合に於いて罪は徳となり、徳は罪となつてゐる。例へば二三の對照を擧ぐれば、現今では移出住を獎勵してゐるが、然かも昔にありては移出民及びその煽動者には嚴しい刑罰が課せられたが如き、また第十六世紀の末葉に於いて貧者を鞭うち或ひは燒判を捺し、或ひは酷使することが行はれたのであるが、之れに反し第十八世紀の末葉に於いては彼れ等貧者を極めて寛大に取扱つたが如きである。

若し吾々が更に眼界を廣めて古代世界の文明と野蠻とを考察するならば、富の分配に關する規定の變遷は尙ほ一層錯雜して來る。一方に於いては、物理法則の如く強き且つ探查された迷信の如く不合理なる慣習(例へば身分階級制度の慣習)を見、また他方に於いては、少くとも表面上は單純な正義の黄金時代を暗示するが如き協力と財共有との原始形態を見るのである。歴史的方法の成果は現存の

様々な社會との比較に依つて確立されるやうに思はれる。而して異なりたる諸國民に於ける現實の富分配はヨリ古き諸型態の恒久と發展と衰滅との無限の事例を呈供する。

等しい程度の文明を表明せる諸國民にありてさへも、富の生産と對照して富分配上に著しい相違のあるやうに見える。機械上の發明や化學上の新方法は其れ等の本原の國民性如何に論なく可及的急速に採用されるものである。然かるに、外國の公共財政方法や土地及び勞働に關する外國の立法は疑ひの眼を以て見られる。例へば英國の鐵道が一般に模倣されてゐるのに英國の自由貿易が一般に採用されざるが如き、また佛蘭西に於いては小供の間への土地強制分割が行はれてゐるに反し、英國に於いては長子相續の法律及び慣習が存するが如きである。されば異なりたる社會が富の分配に關して極めて異なりたる規定を實施せるを見て、茲に、社會の主腦部が任意なる規則を採用することが出來ると考へるのは自然であるやうに思はれるかも知れぬ。而して專斷な主權の概念は無限に多様な分配制度に對する唯一の充分な原因であるが如く見えるかも知れない。

然かれども他の多くの科學に於けるが如く經濟學に於いても、自然に訴へることは概して無益な字義拘泥に終るか又は積極的の誤謬に陥るものである。確かに經濟史は、過去に於ける富分配が主權の自由意志に基いてゐるとの學說に對して證明を與へはしない。而して單に現實に分配を支配しつゝある慣習が主權に依つて許容されてゐると主張することは、其れ等の慣習の本原又は勢力に對する何等

7. Letourneau, Property, its Arigin and Development (英譯) 參照。

の手掛りをも與へないのである。實に經濟理論に於いて、單に吾々が自然的と見做すところのことから例證を期待するは、興亡の現實の過程に對し吾々の眼を閉ぢるものである。

また未來に關しても、物が存在する以上は其れ等を任意に分配するが如き主權的國民の概念は無用であるか又は有害であるか孰れかである。若しそが全體は部分よりも強しとの意味を有するに過ぎぬならば、それは無用である。また若しそが熱心家をして、彼れ等のユトーピアを充分魅惑的たらしめればよい、彼れ等の施設はタゞ普通選舉の事柄たるに過ぎぬと想像せしめるに至るならば、それは有害である。實際改革の目的に對しては、國家は全能であると考へるよりも、寧ろ古への學者のなすが如くに國家は無能なりと考へる方が、遙かにましであらう。蓋し、前者の場合にありては自發的努力に拍車が當てられるに反し、後者の場合にありては善良なる專制主義の偶像の前に跪かなければならぬからである。而して實際改革に就いて眞なることは、また科學的研究に就いても等しく眞である。富分配の法則は政治的主權の概念から演繹される筈であるとの考へは、タゞ過去及び現在に於いて現實に作用せる諸力を無視するに至らしめ得るのみである。分配方法上の大なる諸變易は何等法則の發見し得ざることを意味するには非ずして、タゞ法則の發見が困難な仕事であることを意味するに過ぎぬ。明かに千變萬化する方言や迷信が科學の範圍内に引き入れられてゐる今日の時代に於いて、多種多様な富分配も亦劃一性に分解され得ることを信ずるのは強ち不合理でもあるまい。然かも事の實際

として、歴史的且つ比較的方法の適用に依り近年此の方面に於いて大なる進歩を遂げてゐる。分配の諸法則に關し本書に於いて追従すべき計劃を述べるに先立ち、私は多大の贊助を受けてゐる該名辭の適用に就き一言述べるであらう。

第六節 分配と交換

ミル以來の英國の二大經濟學者たるシツヂウィック教授とマーシャル教授との二種の經濟原論に於いて、分配と交換間の區別は放棄されてゐる。私有財産や契約の自由に關し隱然又は公然に或る一定の想定がなされてゐる。而して様々な種類の所得は本質上價值又は價格の特定な場合と見做されてゐる。斯くて勞賃や利潤や地代は夫れ夫れ勞働、資本、及び土地の使用に對して支拂はれる價格に歸せられる。近代の産業社會に於いて富の分配就中その年生産物の分配が主として三大生産動因の働きの相互交換に依存してゐることは、疑ひもなく眞實である。だがよしや交換への分配の依存が現にあるよりもヨリ密接なりとするも、兩者の間に論理上の區別を施してはならぬと云ふ理由は毫もないのである。蓋し近代の産業にありては交換は生産に對して絶對的に必要なものであるが、然かも此の場合に於いて兩部門間の區別が認容されてゐることを述べるのも、等しく眞である。ミルの例に倣つて、分配の一般問題をば交換を基礎とする特定の方法から引き離し且つ之れに先行して取扱ふことは、色

々な理由から望はしいやうに思はれる。第一には、交換なるものはタゞ近代に於いて然かも最も進歩せる國民に於いてのみ分配上の主要因素となつてゐるのである。而して若し吾々が此の作因のみを考察すべきものとすれば、諸他の知識部門に於いて最も有效なる歴史的比較的方法を適用するの餘地が殆んどないことになる。此の様に經濟研究の範圍を狭めることは、經濟學をして近代の實地界の分析と經驗的規則の蒐集とに墮落せしめるものである。而して其れ以上の普遍性はタゞ假設に依つて到達され得るに過ぎぬ。所で第二には、交換は現時と雖も諸他の分配原理に依つて著しく限定される。嘗て個人に關してのみならず又階級に關しても其の地位の初發の利益は、相續や遺贈を支配せる法律及び慣習に依存すること極めて大である。而して既に死んだ人と現に生きてゐる人との間の給付の交換など云ふのは不合理であらう。また理論上私有財産制度なるものは交換に先行する一條件と見做されなければならぬ。然かも此の制度に於いて何が意味され何が意味されざるかと云ふことは、餘りに廣大に過ぎた問題にして、單に一の想定を以て通過し去ることの出来ないものである。而して私有財産の分配は該概念の眞意如何に應じて變易しなければならぬ。

進歩的社會の運動が從來身分から契約への運動であつたことは世人の知るところである。だが此の行程の現實の段階を發見する上に於いて殆んど進歩が起つてゐない。近代思索中の最も興味あるもの一は、此の運動がその限界に到達してゐるか何うか、また之れが逆轉すべきであるか何うかと云ふ

ことである。歴史に訴へることは不適切なりと主張することは殆んど出来ぬ。反對に茲に主張しなければならぬことは、タゞ過去を回顧することに依つてのみ將來を豫想することが出来ること之れである。之れ等の問題の或る部分は無論之れを統治の影響又は經濟學の術なる部門に移譲し得る。然かれども、之れに關係せる根本原理は之れを茲に説明しなければならぬ。分配の基礎としての交換の重要さと意義とは、諸他原理の支配せし過去の背景に照すときにのみ之れを理解することが出来る。而して此の分配方法が適者殘存たることが判るならば、そは、單に社會の現狀を説明する爲めに採用されたる一の假設と見做されるに過ぎざる場合よりも。批評目的並びに構成目的に對して、明かに遙かに大なる價值を有するであらう。

第七節 理想的經濟分配

政府が多くなつた場合に於いて富の分配に對して大なる支配を及ぼし得ることは、主權論を承認せざる學者と雖も無論容易に之れを許容する。斯かる干渉の方法と結果とは孰れ後段で述べるとして、茲では根本的の問題を論ずるであらう。即ち問題は次ぎの如し。曰く、政府がその分配統制上時代及び處の異なるに従ひ極めて異なりたる原則に基いて行動すると云ふこと、及び哲學者や改革論者が政府の以て目的とすべき理想を提唱するが、然かも其れ等の理想が極めて多種多様であると云ふこと、之れ

等の事を念頭に置くと、其れ等の方法の孰れかの一は特に經濟的と呼べる可き權利を有するか、若し有するとすれば如何なる理由に基くか？ ヨリ簡單に云へば、如何なる分配計劃が經濟上最善のものであるか？

經濟學と倫理との關係に關し本書の採用せるが如き見解をとるならば、此の問題に對してはタゞ一の回答が可能であるやうに思はれる。然かも其はアダム・スミスの隱然と與へたところである。「國富論」に於いて常にスミスを指導せし觀念は「國民をして富裕ならしめる原因は何か」と云ふことである。國民を富裕ならしめる何等かの想定標準に應じて道德を論じ、或ひは此の理想に従つて一定の割合を以て富を分配することの善惡正邪を論ずることに依つて、注意を亂してはならぬ。アダム・スミスも社會問題の諸他論者の如くに、道德上の意見を挿入せることは事實である。然かれども、其れ等は本質上毫も拘束力なき軽い意味のものであつて、之れを省略しても議論の本體に影響するところないであらう。げにやスミスは産業界に於ける自然的自由の制度が道德又は宗教の命ずるところと調和するものと想定してゐる。然かれども彼れはタゞ稀にしか想定に訴へず且つ決して想定に依頼しないのである。シツヂウイック教授はアダム・スミス及びその初期繼承者に就いて正當に述べて曰く(8)彼れ等が經濟學をば術として取扱つた限り、彼れ等は其の目的が國民的富生産を出来る限り大ならしむ可きことだと考へた、而して可能な最善の分配をば目的とする觀念を殆んど懷いてなかつたらしい

と。だが彼れが「此局限は經濟と云ふ廣い名辭の普通の使用と合致しない、何故と云ふに、そは富の經濟的出費をも包有するものにして、それが目的は所與量の富を出来る限り有用ならしめることである」と評するとき、此の批評は正しくない。アダム・スミスは國富に於ける主要な一因素としての經濟的出費に常に論及してゐる。例へば、年生産物と年消費との均衡を取扱つてゐるが如き(9)、また正義や教育や防備や其の他の政府の職能の最經濟的方法を考察するに當り、第五篇全部を之れに充當してゐるが如きである。而して私の信ずるところでは、之れは出費に關する經濟の普通の意義である。而して最大效用の概念は全然別箇のものである。用費者に對し最大の幸福を齎すやうに所與金額の貨幣を費すことは、本來經濟的出費と呼べる可きものではない。經濟的出費なるものは「所與の價值對受け取る可き價值」に關するものにして、掛引の完了に伴ひ得る所の幸福に關するものではない。況んや吾々は觀點を個人から社會に轉じ、以て「經濟分配の目的は最大量の效用又は満足を得ることの出来るやうに、生産物を社會の成員間に割宛てることである」(10)と主張することが出来ぬのである。其の差別は實質的たるよりも寧ろ字義的であると考へられるかも知れぬ。而して實際上最大多數者の最大幸福は各人に依り經濟理想として容認されると考へられるかも知れぬ。然かれども手近な一例は然か非ざることを示す。即ち最大の自由は少くとも同じ程度に魅惑的である。而して少くとも同等の權威を要求し得る。私は、よしや分配の均等が實現可能であり且つまた最大幸福を産出するものなる

9. Wealth of Nations, Bk. IV., Ch. IV.

10. Sidgwick, Principles, Bk III., Ch. I.

ことが表明されても、其を人類進歩の最終到達點と見做す氣はせぬのである。人間の勢力や活動や野心は平凡な満足の生氣なき水準を以て満足さる可きものではない。愚蒙の歡樂よりも寧ろ智賢の悲哀をとる。また隷屬の飽満よりも寧ろ獨立の貪乏をとる。假令字義上の問題に對しても、最大の自由を認容する分配は最大の效用を目的とする分配よりも、本來ヨリ多く經濟的と稱せらる可きものであると私は考へる。通俗の談話に於いて、經濟學の法則は尙ほ未だ競争と自由との法則にして、幸福と満足との法則ではない。而して効利主義の經濟學者でさへも尙ほ未だ、自然的自由制度の想定の下に到達される諸法則を最重要視してゐるのである(11)。

だが既に述べたやうに、私は相對抗せる諸倫理的理想的比較を考察するのではない。況んや經濟學の範圍内に來たる爲めに特定の一倫理的理想的を專斷的に撰ぶのでは決してない。私の意見では、經濟學は一の實證科學である。従つて富の分配に關しても、從來作用せし所の、而して現に尙ほ作用しつゝある所の眞實の原因を發見し、以て其の結果を演繹せんとつとめなければならぬ。吾々は私有財産制度の性質と結果とを説明しなければならぬ。而して様々な種類の所得を叙述し且つ説明しなければならぬ。賃子や勞賃や利潤は物理科學に於いて取扱はれる事實と同じく嚴然たる事實である。土地、勞働、及び資本が生産の大動因であると正に同じやうに、其れ等の所有者は生産物の分配者である。吾が當面の問題は實證的の分配方法を説明することである。だが近年の習慣に従ひ、多かれ少なかれ

11. Sidgwick, Principles, Introduction, Ch. III. を見る可し。

社會主義的の性質を帶べる或る種の提案に對しても、後段に於いて若干の注意を拂ふであらう。何故之れを爲すかと云ふに、それは意見が自體經濟上の勢力であるが爲めであり、また異端的の議論を考察することは現存制度の眞實の意義を明かにするの利益あるが爲めである。

私は先づ第一に私有財産制度の基礎に存する種々の經濟原則を考察し、斯くて何故其れ等が諸他の原則に比して漸時に重要な度を加へ來たりたるかを説明するであらう。

第二章 私有財産制度

第一節 私有財産の經濟的特質

ミルは財産制度に關する章を閉づるに當つて述べて曰く、それは經濟學の目的に對しては不可缺的に取扱はなければならぬ論題ではあるが、併し有用に經濟的考察に局限する能はざるものであると。だが本書のとれる立場に従ひ、此の問題の經濟的相面は之れを諸他の相面から注意深く分離する筈である。だが之れが爲めには、經濟學の範圍を越えてゐると思はれる所の財産考察方法の若干に注意を促していい。除外さる可きものを決定するとき、吾々は包有さる可きものを一層よく理解するであらう。

されば先づ第一に、財産なるものは之れを積極法の問題の一として純然たる法律上の立場から考察し得る。だが少しく考ふれば此の觀點から適當に取扱ふ爲めには、或る程度の特殊化を必要とするところが判るであらう。例へば吾々は、英國の現行法に従つて、財産(例へば實質的及び人格的財産)の性質及び種類、及び財産に影響する異なりたる諸規定を叙述してよい。之れは教育又は參考の實際目

的を意圖せる法律教科書に於いて採用されてゐる取扱ひ方法である。此の種の標準的法律書を見れば直ちに判ることだが、經濟學者は此の様な方法で財産を取扱ふことが出来ぬ。吾々は更に歩を進めて此の法律の史的発展を窺ふことが出来る。之れは自體最大の興味を有する研究であり、且つは様々な時代の人民の社會的及び經濟的條件を間接的に明かにするの研究である。だが例へば吾國の土地法の現實の歴史を窺つたことのある人は躊躇なく云ふであらう、法律史と經濟史との間には論理上截然たる區別が存すると。また最後に、積極法の範圍内に止どまり乍ら、吾々は様々な時代の異なりたる諸國民の異なりたる法律を比較することが出来る、而して歴史的方法と比較的方法とを同時に行ふことに依り、一般に私有財産制度なるもの、本原と發展とを發見せんとする事が出来る。此の種の研究は無論經濟史の諸々の本原を發見する上に資するところであらう。然かれども法律上の概念及び實際制度を闡明すること、進歩の一定段階に於ける人種の經濟状態との其れ等の聯關を明かにすることは、全く別箇の事柄に屬する。

だが積極法の純然たる科學が倫理學說から全く獨立してゐることが承認される以上は、經濟學が斯かる倫理學說から獨立してゐることは論ずる迄もない。而して就中財産なる特定問題は之れを倫理學と關係すること無しに經濟的見地から取扱ふことが出来る。されば財産に影響する諸法律が當然理性又は善又は幸福又は宗教の諸原則と合致すべきものであるか何うかを決定せんとせず、寧ろ私は生

産目的に對する社會の組織を根本的としてとり、斯くて生産に影響する條件の一として財産を考察するであらう。私の主張は單に、積極法が當然最小の費用を以て最大の生産を確保するやうに常に所有權を規制しなければならぬと云ふことではない。私の意見では、此の問題には當爲の問題が含まれてゐない。アダム・スミス自身主張して曰く、防禦は豊饒よりも一層重大であると。而して諸他の經濟學者は實際上の目的に對し常に諸他の原則に訴へてゐるのである。工場立法は主として道德上の理由に基いて制定された。尤も能率増加と云ふ單なる經濟的理由に基き得ることも事實ではある。同じやうに、吾々は貧民救濟をば慈善の性質を有する道德的義務として辯護することも出来、又は保險の性質を有する經濟方策として辯護することも出来る。

生産と分配との間に密接な關係の恆存しなければならぬことは勿論である。極めて確定的の場合をとるならば、多くの國は過重な課税に依つてその生産力を全然毀損し去る。また土地を保有するの條件は耕作方法の上に作用を及ぼす。

此の見地からすれば、先づ以て物が既に存在すると想定し、然かる後に其れ等を如何に處分すべきかを考察するのではなくして、寧ろ吾々は、如何にして物が存在するやうになるか、且つ如何にして其れ等が尙ほ依然生ずる筈であるかを問ふのである。此の觀察は狹隘且つ局限的と見えるかも知れぬ。然かれども、その代りに明瞭且つ確然たるの利益を有してゐる。斯く消極的に限界を定めたる後

吾々は更に歩を進めて、積極的立場から私有財産の經濟的基礎を論ずることが出来る。

第二節 私有財産の經濟的基礎——労働

ミル曰く『財産制度全體の基礎は、生産者とその生産したるものを領有するの權利である』と。ヨリ簡単に云へば、之れを財産權の労働基礎と稱してよい。前節に述べたる理由に依り、其の權利の倫理基礎及び法律的結果は之れを考察外に置いてよい。經濟學者にとつて最重大なる考察は、之れをホップスの言葉で云へば(i)『饒多と云ふことは人間の労働と勤勉とに依存する』と云ふこと、及び此の労働と勤勉は、若し其の果實が土地を耕作する人々に與へられるに非ざれば、全く現出しないか又は僅かに限定的の程度に於いてしか現出しないと云ふこと之れである。労働能率上の變異と關聯して既に述べたやうに、能率は労働の果實が該労働に働む人に保證されるの度合に應じて大であると期待してよい、而して凡ゆる社會制度は、其れ等が、労働に對する各人の報酬は該労働の生産する利益と出來る限り比例することを規定するの度合に應じて有用な努力に資するものである。如何なる社會に於いても此の理想を充分に實現したものはないと主張するは、無論全く眞實である。然かれども、此の事の明かとするところはタゞ、其の原則が様々な種類の反對傾向に依つて阻碍され反對作用されてゐると云ふこと之れである。而して近似が近ければ近い程、それだけ労働の能率が大きであると云ふこと

1. Levinthan, Ch. XXIV,

に就き、吾々は歴史上に澤山の證據を有してゐる。それが好例を呈供するものは、羅馬帝國没落後に於ける農業上の進歩に關するアダム・スミスの記述である(2)。土地耕作者が生産物に於ける分前を得ることの公平であればある程、それだけ生産される量は大きとなつた。奴隸から農奴、二分益農夫、小作農夫、自作農夫と進むにつれ、その入手する報酬は増加するのであるが、然かもまた其れに應じて爲される仕事の量は増加してゐるのである。恐怖と刑罰、公共心と宗教、慣習と常習——労働に對する之れ等總ての動機は自利なる動機に比しては從たるものである。而して茲に見逃しならぬことは、假令その行動が諸他の優勢な社會上の力に依つて覆ひ隠されても、自利なる力が常に裏面に作用してゐること之れである。此の點は孰れまた後段に於いて更に注意を拂ふであらう。茲では暫く、關係原則の本質をば極端な一の場合を以て例示してよい。労働の果實のうち、少くとも生命維持と仕事する能率とに必要な最小量をば労働が受けるに非ざれば、分配すべき果實は茲に現出を止めるであらう、假令奴隸と雖も充分な衣食住を得るに非ざれば働くことが出來ぬ。之れ等の必要財の此の一時的所有は之れを私有財産の最低形態と見做し得るものにして、斯様にして私有財産は凡ゆる生産に於ける一の必要因素となるのである。

第三節 私有財産の經濟的基礎——契約

2. Wealth of Nations, Bk. III, Ch. II

(最廣義に於ける)分業の原理が擴張されるればされる程、複雑な成果に於ける各労働者の配當分を彼れに保證することはそれだけ困難となること明かである。古への共同耕作制度の下にありては、直接生産物の分配が現實に行はれ得たであらう。だが近代産業の複雑な制度に達する既に遙か以前に於て、社會の様々な産物を以てする斯かる實物分配は、よし可能であつたとしても、極めて不便なものとなつたのである。貨幣經濟の下にありては唯一の有効な計劃は生産物の貨幣價値を分配することである。而して分業は貨幣支拂の制度が實施されるに至つて初めて高度の發達を遂げたのである。其れ故に、單なる財産の労働基礎の代りに、契約の自由を代置しなければならぬ。人は労働の共同生産物の配當分に對して權利を有するものであつて、之れを彼れは強制又は詐欺なしに全く公平な契約に依つて得ることが出来る。本書に採用せる見解に従ひ、此の點に於いて、公平又は自由と云ふが如き名辭に依り自然的に暗示される倫理的概念から免れることは、本論の先行部分に於けるよりも尙ほ一層必要である。當面の目的に對しては、契約の自由をば經濟的生產形態としての分業に照應する經濟的分配形態と見做せば充分である。何等かの種類の國家社會主義制の下にありては政府當局は各人に彼れの仕事と報酬とを割宛て得るであらうと云ふこと、及び分業が現時の分業制度と同じ基礎の上に尙ほ一層分化し得るであらうと云ふことは、無論理論上可能のこと、考へ得る。假りに何等か其の様な種類の制度が實施されるとすれば、分業が間もなく少數の簡單な職業に縮少するであらうと云ふこと

も亦考へ得ることであり、且つ大なる確率を有するものである。だが此の極端な種類の社會主義は之れをユトピアを論ずるの章に譲らなければならぬ。現代の如き産業制度にありては、その活力素は契約の自由である。例外は一應は多數且つ重大と見ゆるも、然かもそは却つて本則を證明するものである。げに其れ等の多くは、壓制の外觀を有するにも拘らず、契約の自由を制限すべく意圖されるに非ずして、却つて契約の自由に實在性を與ふべく意圖されるのである。また諸他の例外は明かに倫理上又は政治上の理由に基いて採用されてゐるが、然かも其れ等が或る程度まで反經濟的であると云ふことが充分意識されてゐる。だが全體として之れを見ると、自由契約に依る獲得が現代の如き複雑な分業制度の下に於いては私有財産に對する主要な經濟的權能であると見做すは正當である。當面の問題の性質上、私は相續及び遺贈に依る獲得を論外に置く。既に死去せる者と現に生命ある者との間に迄契約の觀念を適用するは明かに不適切である。之れに反し、現に生きてゐる人間同志の間の贈與は常に比較的稀である許りではなく、また經濟上之れを契約の一形態に歸することが出来る。

自己の労働の成果を享樂するの權利に代つて、自己の契約の成果を享樂するの權利を代置するに當り、之れが意味は、正義の倫理的標準に従ひ後者が前者と價値の上に於いて全く相等しいと云ふことではない。倫理的理想が問題外であることを私は茲に繰返し云ふて置く。近代の産業組織に於いて私有財産權が契約の自由を基礎とすることは、發展の單純な段階に於いて私有財産權が労働を基礎とす

ることに照應すること、之れが即ち要點なのである。人は彼れが土地生産物の己が配當分を消費すると同じ様に、直接にビンの頭だけ又は大體の百萬分の一部分を消費することが出来ぬ。彼れはタゞ彼れの貨幣勞賃を用費し得るに過ぎぬ。而して之れ等の勞賃の分量は自由勞働制の下にありては約定の事項である。此の制度の下に於いて結合生産者の配當分を決定する所の諸原因は之れを後段に於いて研究する。茲ではタゞ私有財産の基礎としての契約の一般原則が問題である。

第四節 私有財産の經濟的基礎——三 資本

今まで吾々は財産をば直接間接に勞働と關係あるものと見做して來た。だが既に第一篇『生産論』に於いて説明した通り、資本は生産上必要なる一因素である。故に必要な變更を施した上で、勞働に對して適用されると同一の議論が資本に對しても適用され得る。人は彼れの貯蓄に對して自由處分權を有しなければならぬ。若し然からずんば、彼れは貯蓄しないであらう。ヨリ一般的に云へば、資本を生産し又は再生産し得る爲めには、其を生産する人々が収入又は少くとも資本を生せしむるに足るだけの配當分を得るの權利を有しなければならぬ。斯くて私有財産の勞働基礎に照應して、茲に私有財産の資本基礎が由て來るのである。だが結合的に仕事をする勞働者の配當分が契約に依つて決定される以上は、資本家の配當分も亦然か決定されなければならぬ。之れを具體的に云へば、利子や利潤

や勞賃は契約に依つて決定されるものにして、權力に依つて決定されるのではない。契約の精確な條件は無論一般の情況に依存するのであつて、其のうち最重要なるは、需要及び供給の指示するところである。

此の契約の基礎から直ちに一の重大な實際演繹を誘導することが出来る。假令相續や遺贈を計算外に置くも、個々人の手に巨萬の富を蓄積するの餘地、従つてまた財産の大なる不平等に對する餘地は與へられる。社會主義者が契約の自由に對して猛烈に反對するのは、主として此の不平等あるが爲めである。彼れ等社會主義者は原則の上に於いて勞働基礎の正當なるを容認せんとしてゐる。然かれども彼れ等は契約が目的を達する爲めの適切な手段であると云ふ點に反對する。そして之れの代りに權力又は統制の或る形態を推奨する。資本に關しては、彼れ等は資本が國民生産物中の一配當分の一請求者として勞働と同一の地位にあることを許さない。而して彼れ等は、現制度の下に於いて資本が得る所の分前が契約の自由に依り全く誇張されてゐると主張する。倫理上の考察から全く離れて、本書に採用せる純經濟的立場から之れを見ると、彼れ等社會主義者が猛烈に反對する點は、契約の自由が勞働の力作又は資本の作出に對して必要な又は有利な刺戟劑であると云ふこと之れである。此の意見の批評は之れを後段に譲る。だが契約の自由に先行する條件の一たる安固に對して其が取る體度により、之れを概説して詳細な議論を豫想するは便宜であらう。

第五節 契約の自由及私有財産に先行する 一條件としての安固に就いて

安固の意義と重要はベンタムの美事に述べてゐるところである。彼れは云ふ(3)「當然安固の原理に與へられなければならぬ所の全範圍の明瞭な觀念を形成する爲めに、茲に考察する必要があることは、人間は畜生と違つて、享樂又は苦みの孰れかに於いて現時に局限されるものには非ずして、寧ろ豫想に依つて快樂及び苦痛を感受し得ると云ふこと、及び現實の損失に對して彼れを保護するは未だ充分ならずして、將來の損失に對して彼れの財産を出来る限り大いに彼れに保證するが充分であると云ふこと之れである。此安固の觀念は之れを彼れの想像が測定することの出来る全將來を通じて彼れにまで延長しなければならぬ。人の情況に斯くも顯著な影響を及ぼし來たりたる待望の性向——之れを期待即ち將來の期待と稱してよい。……期待は吾々の現在の生存と吾々の將來の生存とを結ぶ一の鏈にして、それは吾々を越えて更に吾々に續く諸世代に及ぶところのものである。……安固の原則は之れ等一切の望みの維持を包含する」と。また曰く「財産は期待、然り所有すると云はれる物から或る一定の利益を得るの期待、の一の基礎たるに過ぎぬ。財産を構成する關係をば表現するを得しむる所の何等の形態、何等の色彩、何等の可視的痕跡も存しない。或る人の手に物象を得ること、其を保

3. Principles of the Civil Law, Pt. 1., Ch. VII.

有すること、其を保有すること、其を製造すること、其を賣ること其の性質を變ずること、其を使用すること——之れ等總ての物理的事情は財産の觀念を與へない。現實に東印度にある一片の布は吾々に屬してゐるかも知れぬ。また之れに反し、私が着用してゐる着物は私のものでないかも知れぬ。……財産の觀念は確立されたる期待に、即ちその場合の性質に應じ物象から或る一定の利益を得る力の所有に存する。……財産に關しては、安固は利の一定部分を享樂するの法律に基いてゐる所の期待に對して與へられる如何なる衝擊又は狂ひにも存しない」と。

豫期される享樂に比し現在の享樂は小にして、期待は財産觀念の必要部分であるが、丁度之れと同じやうに、一般契約に關しても、事柄の性質上その履行は少くとも一方側に於いて延期される(4)。産業上の殆んど總ての契約に於いて時は最重要な一要素である。故に安固存せざりせば、契約の自由は一の空言に過ぎぬ。従つて直接には期待に依り、また間接には契約の基礎に依り、私有財産制度は安固を基礎とする。

ベンタムは安固と平等との不斷の對抗を隱蔽せんとするのではない。反對に彼れは其れ等が對立することを明白に強調してゐるのである。然かれども、到底和睦の餘地なき争鬭の場合には、其の孰れを揚げ、孰れを棄つ可きかに就き彼れは毫も疑ひを有しないのである。即ち曰く「安固と平等とが相抵觸する場合には、毫も躊躇することはない。平等を棄つべきである。安固は生活の基礎であり、生

4. Pollock, Principles of Contract, p.5 参照。

存の基礎であり、豊富の基礎であり、幸福の基礎である。一切のものが其れに依存する。平等は僅かに一定量の幸福を生産するに過ぎぬ、且又、よし平等が創出され得るにしても、其は常に不完全であらう。假りに平等が一日間存在し得るとすれば、翌日の革命は其を攪亂するであらう、平等の制度は一のキミラ(一種の想像動物)である。爲し得る唯一のことは不平等を減ずることである」と(5)。

ベントムは安固の絶對的に重要なことを一層力強く述べて曰く「安固の大原則に諮るとき、立法者は存在する總量の財産に關し何を命ずべきか? 彼れは現實に制定されてゐる分配を維持すべきである。此の事は正義の名の下に彼れの第一義務と見做されてゐるのであるが、之れは尤もなことである。そは一般的な且つ單純な一の原則にして、總ての國に適用するを得、總ての計劃に適應し、相互に最も對立する計劃にさへ適應するものである。亞米利加、英國、匈牙利、露西亞に於ける財産状態ほど異なるものはない。亞米利加に於いては耕作者は地主である。英國に於いては耕作者は小作人である。匈牙利に於いては耕作者は農奴である。露西亞に於いては耕作者は奴隸である。此の場合、安固の最高原則は、性質の上に於いて如何に異ならうとも且つ同一量の幸福を生産しないけれども、之れ等總ての分配をば保存することを命ずる。蓋し或る者から彼れの所有するところのものを奪ふことなしに、如何にして異なりたる分配を作出することが出来るか? 全體の安固を侵害することなしに、如何にして一部の者を剝奪することが出来るか? 汝の新分配の制定後、其が亂れる場合に(此の事

は勃發すであらう)、如何にして汝は第二の分配の作出を避けることが出来るか? 何故汝は之れをも矯正せざるか? 而して同時に安固は何うなるか? 幸福は何うなるか? 産業は何うなるか?』と。

第六節 ベントムの見解の批評

私は前節に於いて稍長きに亘つてベントムの安固論を紹介した。之れは、私の知る限りでは彼れが安固の原則を最も明瞭に述べてゐるが爲めであり、また當面の問題として吾々がタゞ諸々の大原則のみを取扱ふが爲めである。だが最後の引用文を見ると、假令奴隸制や農奴制と雖も、一度確立された以上は、安固に動搖を來たすが故に之れを攪亂してはならぬと云ふ意味に解釋出来る。斯かる論説が道德と云ふ常識と甚だしく抵觸することは茲に述べるまでもなく極めて明白であるが、併し斯かる道德の見地から離れて、之れを經濟上の立場から見ると、此の極端形態の命題は之れを維持することが出来ぬ。蓋し安固自體は畢竟一の目的に對する一手段たるに過ぎぬのであつて、然かも其の目的なるものは、之れを經濟上から見れば、社會の生産組織を有效ならしめることである。だが奴隸制が凡ゆる種類の労働中其の能率最小なることを認容する以上は、該制度を繼續して不利益を來たすよりも、寧ろ安固の一次的動搖を忍んでも其を變革するを以て上策とする。

また同様に、契約の履行に關しても、義務を強制することが常に(常識に従つて)道徳上不正なるのみならず、また經濟上も不得策であるやうな場合の存することは、容易に考へ得る。契約の自由なるものは、安固と同様に、一の手段たるに過ぎずして決して、目的其のものではない。即ち云ひ換へれば、産業は契約の自由を増進する爲めに組織されるのではなくして、反對に、契約の自由は産業を増進する爲めに推奨されるのである。

或る程度までペンタム自身之れ等の反對論の力を認容してゐる。奴隸制の如き斯かる公民の不平等が當然改正されなければならぬとはペンタムも之れを認める。だが改正の行程に於いて財産權に對し注意を拂はなければならぬ、而して改正行動は漸次的でなければならぬと云ふのである。また彼れは安固の爲めの安固の犠牲の諸例を與へてゐる。例へば内部の敵又は外部の敵に對する防禦の爲め、又は物理的災害を阻止する爲めに行ふのが即ち其れである。斯かる目的の爲めに、國家は或る者から取り上げて他の者に與へなければならぬ。而して論理上から云へば、課税は安固の侵害である。然かる以上、凡ゆる統治は犠牲の組織たるに過ぎぬ。而して最善の統治は之れ等の犠牲の價値を最小ならしめる所のものであると云ふのである。

之れを要するに、近代産業組織の要件として安固の絶對的に重要なることを主張するの點に於いてペンタムは正しい。而して彼れの教義は現時特別の注意に値する。然かれども、安固が産業の一條件

には非ずして寧ろ其の有效な一原因であると考へるの點に於いてペンタムは誤つてゐる。

また安固が全く法律の仕事であると主張する點に於ても、彼れは誤つてゐる。様々な種類の慣習は作り話以外には之れを法律と稱しないのであるが、其の様な慣習は社會の初期段階にありては高度の安固を與へるに充分である。また高度に發達せる社會にありては、安固の主たる基礎は寧ろ誠意にして、法的制裁の恐怖ではない。げにや法律は必要の場合に契約の履行を強制すべく準備されてある。併し乍ら、若し一切の契約が法律の干渉を必要とするものならば、契約や安固は終熄するであらう。安固の原則は更に之れを、歸屬權利の侵害に對する賠償と聯關して吟味するであらう。

第七節 財産の經濟的基礎——四 時効

法律上の時効の原則、即ち一定年限の間妨害されずに所有するときには有效權利が確立するに充分であるとの原則は、純然たる經濟的理由に依つても支持され得る。第一には、假りに毫も法律事件の終局がないとすれば、而して若し無限期間に亘り權利を證すべく常に挑まれ易いならば、不可能であらうと思はれる所の安固がある。次ぎには、現實の所有に依つて起る所の、而して全く罪なき當事者に對し大侵害を與へずには覆すことの出來ないであらうと思はれる一系列の契約がある。最後に、所有の變更に關聯して法律上及び其の他の失費に於いて惹起される所の現實の貨幣浪費がある。

時效の原則は興味がある。それは該原則を實地に適用することが屢々あり且つそれが重要であるが爲めではなく、寧ろその經濟的特質が殊に顯著なるが爲めである。誰のものとも判然せぬ權利をば單に時の経過に依つて確然たる權利に轉化することは、安固の性質に強い光を投ずる。此の事をよく例示すものは、土地及び其の他の自然動因の領有の場合である。

第三章 遺贈と相續

第一節 遺贈及び相續の概観

遺贈及び相續が論理上相反せる概念を含むこと明かである。若し遺贈が毫も制限を受けなければ、ひととは死後生前と同じやうに自由に彼れの財産を分配することが出来る。彼れはその小供達に僅かに一圓を分ち與へ、殘餘は之れを愚人又は狂人の爲めの一家屋を建設する爲めに遺贈することが出来る。彼が従はなければならぬ唯一の條件は有効期間内に適當の形式にて彼れの意志を宣言することである。之れに反し、例へば土地の如く或る形態の財産に關し、又は妻子の如く或る人格の爲めに、或る相續權が許されるならば、遺贈の自由は其れだけ制限される。社會の進歩に於いて——歴史的に之れを見る——一般運動は相續を犠牲にして遺贈を擴張することであつた。メーン曰く(1)「遺言書に依る眞實の財産處分權が羅馬民族以外孰れの原始社會にも知られてなかつたと云ふことは疑はしい」と。此の運動の原因は極めて複雑且つ多様にして、宗教上、倫理上、法律上、並びに經濟上の相面を有するのである。私は一貫せる主義に従ひ、タ、經濟上の原因のみを論ずるであらう。だが茲に一言しなけ

1. Ancient Law, Ch. VI. 及び VII. 参照。

ればならぬことは、等しく最高度の文明を有する異なりたる諸國民の法律に於いて現に支配せる大なる相違は、經濟的要素が諸他要素に依つて影響されることの大なるを示すこと之れである。また更に緒論に於いて述べた通り、經濟現象を出来る限り孤立化することが學問研究上至極便利だからとて、實際上に於いても亦斯く孤立化し得るとは云へないのである。況んや其れ等を當然孤立化しなければならぬとは尙ほ更云へぬのである。遺贈及び相続の諸法律を全く經濟的考察の上に局限しなければならぬ、就中本書に採用せる狭い意味に限定しなければならぬとは、何人も提言しないであらう。經濟的要素が分離研究するに足る重要さを有することを認容すれば茲では充分である。殘餘は之れを道德學者や法律學者に一任してよい。斯く立場を明かにしたる後、私は更に進んで相続の原則及び遺贈の原則をば社會の生産組織との聯關と云ふ見地から検討するであらう、而して私は先づ第一に近代の產業制度を取るであらう。

第二節 相続

ミルは大膽に主張して曰く、遺贈から區別しての相続權は私有財産觀念の部分形成せぬと。彼れは前章にて検討したる私有財産制度の基礎に照することに依つて其の意見を辯明してゐる。死去せし人間の富を相続するの權利は相続者の勞働又は貯蓄又は契約に基くものではない。勞力や儉約や有利な

取引に依つて富を蓄積したのは、死去した被相続人であつて、現に生存せる相続人ではない。營業の協力者としての國家は活動の野を提供し且つ安固や保護を與へるが故に、正當な經濟的要求權を有し得るであらうが、之れに反し、單なる血族關係——單なる出生の偶然——は根本諸原則に従つて權利を與へるとは考へられぬ。此の所見に對し全く尤もらしいものとして提出され得るであらうと思はれる唯一の原則は時效の原則である。だが此の場合に於いて回答は明白である。曰く、諸制度の時効なるものは全くあり得ないと。假りに斯くの如きものが可能であるとするならば、總ての改革は不可能であらう。吾々は更に歩を進めて斯う云ふことが出来る。曰く、現時では議論は古代とは異なつてゐると。進化論の影響、及び近代進歩の默想の下に、吾々は諸先代の智慧を愚と見做し始めてゐる。少くとも吾々の主張せんとすることは、古代に於いては道德上及び物質上の條件が異なつてゐたこと、及び或る條件の下に有利なりし一制度が、既に條件の變ぜる場合には最早有利とは思はれぬこと、之れである。如何なる法律と雖も之れを變じ得ることは各人の認容するところである。問題は或ひは便宜の問題或ひは道德の問題或ひは經濟の問題であるかも知れぬ。併し乍ら其の孰れたるを問はず過去に對する崇敬其のものは今や宗教の一部には非ずして寧ろ迷信の一部である。

相続と云ふ此の特定の場合に於いては古代の條件が確かに異つてゐたことも亦注意に値する。家族は一般に社會の眞實の單位であつた。而して家族は死滅することなき一の社團と見做されてゐた(2)。

2. Maine, Ancient Law. 參照。

自然的原因に依つて斷絶の脅威を受けるときは、養子の形式に依つて人爲的に家督の繼續が行はれた。故に此の事が支配觀念であつた限り、遺贈の餘地は存しなかつた、而して遺贈が制定されたる後は、それは小供を廢嫡する目的に對して使用されたのではなく、術語上又は法律上最早家族の成員に非ざりし人達に給與する爲めに永年使用された。だが經濟的進歩の最顯著なる特色の一は家族の崩解であつた。個人の自由は著大な程度にまで血族關係の紐を排除した。

よしや相續なるものが財産の根本原則から演繹されることが出来なくとも、從たる理由から其を辯明することは可能であり得る。普通提出される理由は次ぎの如くである。一 國家は所有者が爲したであらうところのことを爲すべきものである。此の事は、遺贈が無制限なりと考へられ——財産の一般觀念の部分なりとして——且つ無遺言死亡が單なる偶然なりとの命題から來てゐる。此の點に關するミルの議論は、倫理的觀念の誘入から來たる混亂の一好例である。彼れは主張して曰く、タゞ一般原則のみが國家に依つて制定され得るが故に——蓋し死後特定の個人の意志を發見することは不可能であるから——國家は或る義務の理想に從つてその原則を案出しなければならぬと。だが之れは議論の要點を轉ずることになる。例へば長子相續法を取らう。其の法律は、そが地産に關し現實に行はれてゐる慣習を基礎とするとの單純な理由に基いて辯護され得る。然かるに同時に、道德上の理由に基いて、其の慣習は悪いと論じ得る。要點はタゞ、慣習とは何ぞやと云ふことである。二 第二の

議論は普通に相續を辯護する爲め提出されるのであるが、此の議論は親族の假定された要求權を基礎とするのである。それは安固の一般原理、及び正しい期待を満足さすの必要又は便宜に訴へることに依つて支持される。だが然かるときは、正義の適當な解釋に關して困難が生ずる。而して吾々はまた倫理的理想を探索して廻らなければならぬことになる。彼れが探求の結果として(而して大部分ベントムに依つて指導されて)、ミルは寧ろ驚く可き結論に到達してゐる。彼れは相當に世の中に立つてゆくの必要であるが如き部分の富に對する權利をば小供に與るであらう。而して其の分量はエビクロス派の原則に基いて決定されるよりも寧ろストア派の原則に基いて決定されるであらう。庶子は嫡出子と同一の地位に置かれる筈である。傍系親族は何等の要求權をも有しない筈である。而して小供達の扶養額を控除したる餘利は國家の手に渡る筈である。私は倫理的根據に基いて此の命題を論じやうと云ふのではない。尤も其を攻撃するは至難の業とも思はれぬ。倫理學に訴へる必要は毫もない。矛盾の有無に訴へれば充分である。主義の上に於て彼れの認容せる遺贈の自由は相續に對する之れ等の制限から如何なる不正義をも除去するとミルは主張する。蓋し若し欲するならば財産の殘餘を小供達に残してやるの權利を有するのは親達に基くのであるが、之れに反し要求をなすの權利を有するのは小供達に基くのではないと云ふ。だが若し遺贈が許容されるならば、確に相續の諸原則は無遺言死亡の場合には社會に行はれる慣習に從つて當然決定されなければならぬ、而して財産を小供や又は遠い親

族に残すよりも寧ろ國家に残すことが一般の風習となる迄には、公共心の觀念が遙かにヨリ高度に發達しなければならぬだらう。現時では、若しひとが彼れの遺産を國債の消却に當てたとすれば、彼れの意志は、彼れが不健全な心を有するとの理由に基いて、恐らく抗議されるであらう。されば、若し遺贈の自由が許容されるならば、吾々は無遺言死亡の偶然的場合には認められた慣習に基き相續をも許容しなければならぬと云ふこと、之れが維持し得る唯一の論斷であるが如く見える。だが然かる場合、茲に問題が起る。曰く、遺贈の自由には何等の制限も加へられざる筈であるか、而して遺贈の自由は私有財産制度の必要部分であるか？ 此の問題に對する回答は之れを次節に於いて經濟的理由に基いてなすであらうが、之れは無論諸他の考察に依つて補足され又は反駁され得るものである。

第三節 遺 贈

一般原則として遺贈の自由を許すことの經濟上の根本理由は、そが労働と貯蓄とに刺戟を與へるからである。國民は國家を富ます爲めに労働し且つ富を蓄積するのではない。若し百パーセントに近い相續税を課するならば、そは人々をして浪費的な贅澤に走らしめること殆んど疑ひない、就中そは生産が大規模に行はれてゐるところに於いて有害であらう。若しくは政府が干渉し過ぎる場合に普通起るが如くに、若し此の種の法令が有害でなかつたならば、そは無用であらう。其は或る一定の條件の

下に贈與に依つて避けられるであらう。

所で一般原則は認容されるけれども、併し一定の制限又は例外は之れを純經濟的理由から辯明すること全く可能である。之れ等のうちの若干は全く明白にして、經驗に依つて確證されてゐる。

一 個々人の氣儘を満足さす爲めに公共の利益を犠牲にしてはならぬ、例へば名辭の最嚴密なる意味に於いての相續限定に於けるが如くに、無限期間に亘る世襲順序を設定することは、明かに公共の利益に反する。また斯かる過度の自由は、そが蓄積を刺戟するものなりとの理由を以て之れを辯明することが出來ない。n 親等の子孫に於ける或る人の利害はnが大となるにつれて益々小となる。

二 また様々な種類の法人に對する遺贈を限定することは當を得てゐる。アダム・スミスの意見では大體に於いて、教育の爲めに與へられたる寄附財産は從來有益ではなかつた。兎に角茲に容認されるであらうことは、一定の時が経過したる後は、國家が修正權を有すべきものなること之れである。一定種類の財産を法人に遺贈することに對し特別の抑制を課することを得る。例へば明かに有限なる土地の場合の如きである。嘗て中世の教會は英蘭の土地の三分の一以上を保有してゐて、保有地増大の行程は立法に依つて阻止するに非ざれば無限に繼續したかも知れぬとの話である。

三 以上の諸例外は明白であるが、併し大抵の國に於いて遺贈は小供達の爲めに制限されてゐる。佛蘭西に於いては、親が遺言書に依つて財産を處分するの權力は小供一人分の配當分に等しい一部分

に限定されてゐる、而して殘餘は小供達の間に均等に分配される。或る形態の財産就中土地を分割するの不便に對する特別の反對論を暫く問題外に置いて、尙ほ經濟上の一般原理から來たる反對論がある。制限は親達の側に於ての對蓄積の刺戟に恐らく大して影響しないであらうが、併し小供達の側に於いて勤勉への誘因を減ずるかも知れぬ。ジョンソン博士の簡潔に述べてゐるやうに、長子相続法の大利益は一の家族中タツタ一人の馬鹿者を作ること之れである。他の反對論は不當なる限界が親の支配に對して置かれると云ふことである。一人の子息が、或る營業又は或る専門職業に對し特別の力を有するに依り、諸他の子息よりも一層大なる配當分を得るを以て利益とし、或ひは反對に、一人の子息が成功して居り他の子息が失敗してゐる場合に、親の死去に際して之れが調節をなすと云ふか如きことは、起り得るであらう。佛蘭西の事例はまた、今問題としつゝある制限が人口の有害な抑制を來たし得ることの例證にもなるのである。また反對に、或る一定の條件の下にありては、斯かる抑制が望ましいかも知れぬ。而して小供達に小資産を給與するの觀念が安樂の標準を高めるに至ることは可能である。

だが普通には、富分配の上に於いてヨリ大なる平等を來たすものなりとの理由に基き、制限は辯護されてゐる。斯かる事象が傾向でなければならぬことは殆んど疑ひあり得ない。而して効利の原理に基き、此の議論は遙かに重をなしたであらう。私は前章に述べたる理由に依り、平等をば經濟上斯く

も重要なものと見做すことが出來ない。既に私のなしたる通り、社會の生産組織を分配の先導原理として取るとき、自由は幸福に代らなければならぬ。而して自由は或る程度の不平等を起すの傾きがある。

ミルは此の問題をば廣汎に哲學的に取扱はんと欲したもので、純然たる經濟的考察に局限すること欲しなかつたのであるが、其の様なミルの欲求は彼れをして奇妙な結論に到達せしめたのである。彼れは佛蘭西法の期せる平等の増進に賛するものであるが、之れに反し彼れは其の手段に反對してゐる。故に彼れは、遺贈又は相続に依つて小供及び其の他の人の受ける財産量をば國家が直接に制限すべきことを提議してゐる。併し乍ら、現在の社會制度に於いては、此の事は遺贈自由の權利を全く棄て去ることである。而して該提議をなせる論者が著名でなかりせば、そは深く注意するに足らぬ議論である。

第四章 土地財産と收用に對する賠償

第一節 土地財産に關するミルの見解

社會上、政治上、及び經濟上の事柄に於ける意見は一の積極的力である。而して土地と關聯せる様々な問題に對する輿論は大部分ミルの論文に於いて樹立されたる諸原則に基き形成されて來た。例へば、土地國有化や自作農の建設や山岳への接近や愛蘭の土地を特殊の方法に依つて取扱ふことやに對する様々な提案の萌芽はミルに基因するものである。

通俗的の單純に於いては無視してもよい多くの限定をばミルが誘入してゐることは眞實である。然れども、之れ等の限定を以てするも、然かも彼れの意見の或るものは修正を必要とするが如く見える。

ミルの議論は次ぎの如くである。財産の根本概念は自己の勞働と貯蓄との果實(即ち成果)を享樂するの權利であるのだから、此の事は地球の原料と見做される土地に對しては直接に適合することが出來ぬ。土地其ものは作出されるのではなく、また貯蓄されるでもない。ミルは其の問題の道德的

相面に重きを置いて、正義の自然的觀念に訴へてゐる。だが彼れの命題は之れを純然たる經濟的根據の上に最もよく維持し得る。土壤の「本原的な且つ不可壞な」諸力が問題たる限り、其れ等の力を作出し又は保存する爲めに經濟的刺戟は必要でない。其の限り其れ等は諸他形態の資本とは異なつてゐる。

所で今重大な區別に移らう。ミルは土地の使用が其時の間獨占的排他的でなければならぬことを指示してゐる。此の命題は純經濟的根據の上に支持される。だが獨占的使用は必ずしも私有を意味するものではない。村落共同体に依るか又は國家に依り、周期的又は毎年の分割が行はれるかも知れぬ。若しくは國家が全般の地主にして、國民は小作人として様々な條件の下に國家から土地を借りるのかも知れぬ。之れ等の方法は凡て發展の種々なる段階に於いて多かれ少なかれ例證されてゐる。私有土地財産の起源は比較的近代である。農業用の土地を考察すると將又建築用地を考察するとに論なく、或る種の獨占は必要である。併し乍ら要點は占有が所有でないこと云ふこと之れである。されば其の限りミルは、私有土地財産は當然之れを廢止しなければならぬとの極端論を是認するやうに思はれる。

だが彼れは直ちに重大なる限定を施してゐる。彼れの意見では、土地自體は勤勉の產物ではないけれども、其の價值ある質の多くは勤勉の產物である、故に其の限り土地は諸他形態の財産と同一の地位に置かれなければならぬ。之れ等の質の若干のものはタゞ數世代の勞働に依つてのみ到達されてゐ

る。例へば、沼澤の排水、河川の築堤及び轉流、森林の開墾、良好な耕作に依る土壤自體の漸次の改良の如きである。其の限り土地は勞働と貯蓄との結果にして、吾々は其を被製造物とさへ見做してよ。

されば茲に到達すべき論理上の結論は、本原の質が問題たる限り土地財産は經濟上の根本基礎に依つて辯明されないが、併し誘導的の質に關しては動産に對すると同一の諸原則が適用され得ると云ふこと之れである。

所が議論の其次の段に於いてミルは述べて曰く「之れ等は經濟的見地から土地財産を辯明する諸々の理由である。既に明かなる通り、其れ等は土地所有者が土地改良者である限りに於いてのみ辯護し得る。一般的に云へば、如何なる國に於いても土地所有者が最早改良者でなくなるときは何時でも、經濟學は現存せるが如き土地財産を辯護するのに何等云ふ可きことがない。如何なる健全な私有財産論に於いても、土地所有者が其處に屯在せる戸位素餐者に過ぎぬとは未だ嘗て考へられなかつた」と(1)。此の命題は論理上に於いても實際上に於いても薄弱のやうに見える。何等かの形態の資本の所有者が抑々何故に必然的に該資本の使用者でなければならぬか？ 土地の價值ある質の多くが經濟的意味に於いての資本であると云ふことは容認されてゐる。而して之れ等の質が位置の如き斯かる自然的且つ本原的の質から分離する能はざることを確かである。

1. Principles, Bk. II., Ch. II., § 6.

凡ゆる種類の資本に對して利子が受取られる。而して——利潤に於ける指揮監督の報酬及び其の他の要素から區別しての——利子其のものに對しては所有者は何事をも爲して居らぬ。然かる場合、抑々何故に土地所有は、最早彼れが自ら土地改良を行はないとの單なる理由を以て、特殊の非難を受けなければならぬか？ 場合の性質上、如何なる所與段階の實地農業にありても、行ふことの出来る改良には一定の限界が存する。改良が餘り過度に行はれたる場合さへ記録には存するのである。土地に關して使用と所有とは之れを分離することが出来る。それは丁度、銀行や鐵道や其の他凡ゆる種類の商的企業に於いて斯く行はれると同じである。近代産業の傾向は利子其のものをば勞賃や利潤から益々分離することであつた。之れは企業家の手にある借入資本額の増加に依つて示される通りである。

だがミルの命題の弱點は、賠償に對する彼れの意見を考察すれば、最もよく明白となる。ミル曰く「土地に對する地主の要求權は全く國家の一般政策に服従するものである。財産の原則は土地に對する權利を彼れ等に與へるには非ずして、僅かに、土地利益中國家政策が彼れ等から奪はんとする部分に對し賠償を受くるの權利を與へるに過ぎぬ。其れに對する彼れ等の要求權は之れを無効にすることが出来ぬ。その貨幣價值を受け取るか又は彼れ等が收得する所のものと均等なる毎年所得を受け取ることなしに財産を奪はれる可からずと云ふことは、土地所有者、及び國家に依り財産と認定されたる如何なる財産の所有者にも負ふところである。之れは財産の依つて基く一般原則に負ふところである。

若し土地が彼れ等自身と彼れ等の祖先との勞働及び制慾の產物を以て買はれたならば、此の理由から賠償は彼れ等に負ふのである。假令然からざる場合に於いてさへも、其は尙ほ時效の理由から彼れ等に負ふのである。また之れに依り社會が全く利得するが如き一の目的を達する爲めに、其の社會の特定の部分を犠牲に供すべき必要は毫もあり得ない。財産が特別の偏愛と結び付けるが如き種類のものであるときは、賠償は當然貨幣等價額を超過すべきものである』と(2)。此の賠償の原則は極めて強調的に述べられてある。即ち收用の場合には、偏愛價値が判定される筈であると云ふのである。従つて國家は此の種の取引に依つて貨幣利得を得んと望むことが出來ぬ。其の現在價値は見込み上の如何なる騰貴の價値をも含まなければならぬ。而して偏愛價値に對しては何等の返戻もあり得ない。斯かるが故に、吾々は國家管理と私有との相對的利益を論じなければならぬ。收用と賠償との原則はミルが考へる程に單純且明白ではないが、之れが検討は後段に譲るとして、先づ以て私有の經濟的利益と國家管理の不利益とを明かにしやうと思ふ。

第二節 私有土地財産の經濟的利益

吾々の考察しなければならぬ場合は、自作農の場合ではなくして、實に地主と小作人との場合なのである。自作農は既に批評的に吟味したところであり、また大莊地の利害は之れを後段にて取扱ふで

2. Principles, Bk. II., Ch. II., § 6.

あらう。

何等かの種類の國家管理と比較するとき、地主對小作人の制度の第一の利益は、土地——茲では暫らく農地に局限して置く——が個々人の競争の影響下に來たること之れである。最高の賃子(即ち地代)と彼れの土地の最善の取扱ひとを得ることは地主にとつて利益である。而して大體的に云へば、土地を最もよく利用することの出來る人々が其れに對して最も多くを提供するであらう。大不列顛の農業は此の制度の優秀なることの一例である。地主は大概土地を自ら耕作するよりも其を他人に貸付けることに依つて一層多くの利得を得る。國家管理に對する反對論は明白にして、且つ私見では、確定的である。政府の因素たる官吏は或ひは現在地主の所有する權力を有しなければならぬか——然かも然かる場合、不正利得策と氣儘とに陥り安い——又は然からずんば、彼れ等は融通のきかぬ最も厳格な規則に依つて縛られなければならぬ。その孰れの弊害がヨリ大であるかを識別することは困難である。

之れに反し、若し小作人達を凡て地主とすることに依り小作を廢せんと試みるならば、大なる困難は直ちに暗示される。即ち茲に抵當の危険が窺つてゐるのであつて、若し土地が抵當に這入る場合には、實質上の地主は猶太人にして、然かる限り、賃子(即ち地代)として支拂はれるであらうよりも一層多くが利子として支拂はれるのである。若し法律に依つて抵當を禁ずるならば、擔保の劣惡と云

ふ理由に基いて茲に一層高率の高利貸付けが起つて来る。若し小作人が幸にして借金せずに土地を買ひ入れることが出来るにしても、彼れは遙かに小面積の農地しか買入れることが出来ぬ。彼れが役畜及び農具に投じ得たであらう所の、而して之れに對し彼れが利潤を儲けたであらう所の資本は、今や僅かに極めて低率の利子をしか齎すことが出来なくなる。

ミル自身改良の重要なことを主張し、而して所有者が改良者である限り私有を是認してゐる。極めて骨の折れる種類の改良は莫大な費用と長年月とを必要とするのであるが、其の様な改良は私有存せざりせば殆んど不可能である。大不列顛に於いては、所謂永久的改良は概して地主の行つてゐるところである。地主に依つて斯かる改良の行はるゝことなかりし愛蘭に於いては、實際アルスターに分割所有制度が起つたのであつて、小作人は彼れの行つた改良を賣るの權利を有してゐたのである。農業に影響せる最近の法律に於いては、大不列顛に於いて地主は尙ほ以て永久的改良を行ふものと想定されてゐるが、之れに反し愛蘭に於いては小作人權利の原則は全國に擴大してゐるのである。

國家も亦、全般的地主として、永久的改良を行ふであらうと云つて難ずるかも知れぬ。然かれども歴史に照すときは此の種の意見の極めて薄弱なることが判る。亞米利加合衆國の場合は既に述べたるところであるから、茲では國王の料地に對するアダム・スミスの意見を引用しやう。スミス曰く「如何なる文明君主國に於ても、國王が料地から收得するところの収入は、そが個々人に何物をも要費せ

しめざるが如く見えるけれども、その實、國王が享受する恐らく他の均等な如何なる収入よりもヨリ多くを社會に要費せしめる。凡ゆる場合に於いて、或る他の均等な収入を以て國王の此の収入に代置し、而して其の料地を人々の間に分割する——之れを爲すには、公賣に附するを以て一番上策とする——ことは、社會にとつて利益である」と(3)。更にスミスの意見では、例へば公園や庭園の如く、失費の源にして収入の源に非ざる土地のみが、高度に文化せる如何なる君主國に於いても當然國王に所屬すべきものである。

時に主張されることは、若し土地が私有に委せられるならば、そは一の獨占となり、従つて斯かる獨占は之れを辯護することが出来ぬと云ふこと之れである。此の種の議論は、土地が有限なりとの事實からその力を得てゐる様に考へられてゐる。然かれども、單に土地が個々別々の所有者に所屬せる生産手段である限りは、正格の獨占なるものは存しない。獨占の本質は制限には非ずして、競争の缺如である。單なる制限は凡ゆる富の要件である。自作農夫の國にありては、何人も獨占を云々しないであらう。然かるにも拘らず、そこには限界が存する。大莊地の國にありては、農地は競争に依つて貸付けられる。而して一般的に云へば、地主は農夫の利潤を低めることも出来ぬ、また消費者に對して生産物の價格を釣り上げることも出来ぬ。後者の考察は現時の英國に於けるが如く、激烈な外國の競争が存する場合には、特に明瞭である。

如上述べたるところに依つて茲に一般結論を下げば、土地私有の經濟的利益は土地國有の經濟的利益を全然壓倒すると云ふことになる。だが同時に茲に認容し得ることは、土地私有を全然廢することなしに、然かも國家は有利に一定の制限及び限界——其れ等の或るものは一般的性質を有し、また他のものは特別の事情に特に適應する——を課することを得ること之れである。此の問題は(農業に關して)重要にして別個の取扱ひを必要とする。

第三節 或る點に於いての土地有限量に就いて

農業生産の基礎としてではなく、實に諸他の經濟的效用を有するものとして土地を考察するとき、土地私有に賛する議論はそれ程單純ではない。例へば山岳風景の場合を取らう。之れに接近するの權利は普通には殆んど商業的價値を有して居らぬであらう。よし其の土地に羊や家畜が放つてあるとするも、其の國全體上から見て眞實の害は極めて小であるだらう。蘇格蘭の牧羊地が公衆の山陵接近權に依つて、感知し得る程害されるとは、何人も主張することが出來ぬであらう。而して若し何等かの害が證明され且つ評價され得るとすれば、適當の救済策は適切な賠償であらう。若し小作人がヨリ少い地代を提供するとせば、地主は一應は照應的の要求權を有するであらう。だが純經濟的見地から見れば、蘇格蘭の山岳を解放することは恐らくその國の富を増加するであらう。而して結局は、就中交

通手段の改良に依つて、農業の利益が問題なる限り賃子を高めるであらう。

所で土地が主として獵禽獸、例へば鹿、に充當される場合には、地主にとつての金錢上の損失一増大であり得るだらう。だが此の場合に於いても、その何たるを論ぜず單に相當な賠償の場合たるに過ぎぬ。殺害されたる總ての鹿の總計價値は僅少である。番人や僕は、彼れ等の職業が無くなるであらうと假定してさへ——此んなことが起り得るとは決して思はれぬ——遙かにヨリ有利に使用され得るであらう。

且つ又此の種の場合に於いて明かでないならぬことは、純然たる經濟的考察が比較的重要ならざること之れである。文明國が外國の富豪にウィリアム一世の様態にて新森林を作ることとを許可するは、寛容する能はざることである。また故國だと思つてゐる國の山水を眺めることさへ許されざるとき、抑々如何にして愛國心が燃え得るか? 再び經濟的考察に立ち戻るとして、若し接近の權利がタゞ賠償に依つてのみ回復し得るならば、賠償を與へるがよい。

土地の有限なることが私有者に對する制限を要求し得る他の場合は、就中大都市に於ける建築用地の場合である。此の場合にありては、最惡種の眞實の獨占が屢々存する。經濟的見地から見ると、不衛生な住居や過度の郡居が直接間接に勞働能率に對して最も有害であることは、殆んど指摘するの要がない。之れ等過度の賃子を徴收せる地主は毫も等價の經濟的職能を行つては居らぬ。反對に、彼れ等

は常に疫病流行地を保持することに依つて社會に害を及ぼすのみならず、また安固及び私有財産制度全體をその根底から動搖さすものである。没收や革命を辯明するが如く見えるのは實に此種の弊害である。之れ等の細民窟の商業價値は極めて大にして、充全の賠償は不可能のやうに思はれる。抽象的原理に對する敬服から斯かる弊害が果して許容さる可きものであるかを今や人々は問ひ始めてゐる。而して自然的正義及び常識たる道德に訴へることに依り、經濟的考察は強制せられ又は排除される。

同一の困難の生ずる諸他の場合は過去に於いても存してゐたし、また今尙ほ現に存してゐる。道德の發達の到底寛容する能はざる諸形態の財産が設定されるに至つた。然かれども、法律に依つて許容されて居り且つ契約と交換との圈内に這入つてゐる以上は、賠償を與へるに非ざれば不正義が行はれるであらうと感ぜられる。例へば、英國植民地の奴隸廢止の如きである。されば、何故に賠償が與へられねばならぬかの理由と其の賠償の額を計算する方法とを決定するは、頗る重要である。

公共の利益の爲めに國家が如何なる收用をも行ふの權利を有すると云ふことは、政治社會の基本公理である。此の點に就いては毫も論争があり得ない。だが公共の利益を評定するに當り、賠償の問題が常に現はれて來る。若し國家が強奪や掠奪の範を示すならば、産業の安固は一刻も保つことが出来ぬ。然かも産業と信用との發達が大なれば大なる程、安固はそれだけヨリ重要なのである。だが尙ほ依然として安固は目的に對する手段たるた過ぎぬ。

第四節 賠償の經濟的原則

依然私は賠償の經濟的相面と其の道德的又は政治的相面との間に區別を立てんとするであらう。如何なる特定の場合に於いても、問題は様々な意見や感情の合成結果に依つて現實に決定されるであらう。或る場合に於いては純然たる經濟的要素が決定的であり得る。例へば、政府が自ら使用する爲めに普通種類の土地や建物を入手せんと欲する場合の如きである。斯かる場合にありては、政府は單に産業社會の個々成員と同一の地位にあるに過ぎずして、従つて賠償は私有財産の根底に存する一般原則に従つて行はれるのである。

だが諸他の場合に於いては、經濟上の力と諸他の力との間に軋轢が存し得る。認められたる或る弊害を直接除去するに對し妨礙をなす唯一のものは、歸屬權利に對する賠償であることがある。諸科學の發達は排水や傳染の防止等の如き斯かる事項に於いて公共の健康に關係を有するのであるが、其の様な諸科學の發達は、大都市に於いては當然大變更を行はなければならぬと云ふ事實を顯示し得る。然かも斯かる變更を行ふに當りてや、現に極めて大なる收入を齎する所の大量の諸建築物を破壊しなければならぬ。之れ等の不健康な建物の所有者は當然充全の賠償を受けなければならぬか？ また何人

が其の賠償を當然支拂はなければならぬか？ 後の方の問題は極めて重大である。蓋し市當局の資源は明かに有限であつて、従つて充全の賠償は、行はる可き改良に對して有效な障壁を課することがあり得るからである。

また、公共道德の發達又は變更は或る改革を要求し得るのであつて、之れが直接の結果は或る一定の個々人に金錢上の大損失を蒙らすであらう。古への清教徒の風格に歸復することに依り、公衆は、その昔鬪鷄や賭博場を廢止したると丁度同じやうに、酒類の商賣や競馬や音樂堂や劇場を廢止せんと欲するやも計られない。所で此の同じ清教徒の風格は、私有財産を大いに尊重するかも知れぬ、而して茲に充全の賠償の費用は有效な障壁となり得るであらう。

最も一般的な形態に於いての賠償の經濟的原則は之れを次ぎの如くに説明し得る。國家が或る一定形態の財産及び或る一定の權利を法律上認めてゐる以上は、假令、形式的には廢止されざるも兎に角既に廢絶に歸したる諸法律の下に於いて増大するの財産上の一定權利をば默然と許容した場合に於いてさへ、之れ等の權利に基いて行はるゝ契約を若し國家が抑壓するときは、國家は當然充全の賠償を與へなければならぬ。此の所見に反對して「道德的條件は變化してゐる、その所有者は道德法則を破つたのである。従つて彼れ等は當然沒收に依つて罰せられなければならぬ」と論ずることは出来ぬ。

一般的經濟原則は以上述べた通りであるが、然らば之れが基礎たる經濟的根據は何であるか？

之れに答へて曰く、安固に對する如何なる衝擊と雖も産業組織に有害であると。即ち安固の侵害は契約の自由及び一般に交換の自由を妨止するものである。強奪の單なる一例と雖もよく企業心を妨止することが出来る。それは丁度、一銀行の失敗が商業恐慌を起し得ると同じである。

吾々は今や、經濟上賠償の原則が、一般に考へられるよりも遙かに多分に弾力性を有してゐることを見るの地位にある。丁度人體に於いて一肢を切り離す方が生命と強さにとりて最善である場合のあるのと同じやうに、政治體に於いても亦然かりである。經濟的疾患は時に活潑なる救済を必要とすることがある。されば若し改革者が、安固の攪亂は一時的且つ僅少なるに反し改革の効果は永久的且つ甚大なることを證明することが出来るならば、若し彼れが經濟上此の場合を明知したならば、然るとき彼れは歸屬權利に頓着なしに改革を斷行し得る。即ち斯かる場合にありては、一般の考へとは反對に、賠償の經濟原則は嚴格な正義の通俗的觀念を遂行しない。そは遙かに大なる弾力性を有してゐる。正義は假令何んな事があつても到達さる可き目的だと考へられる。然かるに安固は單に國富に對する一の手段たるに過ぎぬ。政治團體は國民の富裕以外に尙ほ諸他の目的を有する。而して賢明な且つ時々安固の侵害は富裕を増加することさへあり得る。

だが賠償の事項に於いて、理論上の諸例外を認容することと其れ等を実行することが全く別箇の事柄であると云ふことをば認めるは最も重要である。充全の賠償と云ふ單純な實際的規則が、最も強固なる根據に基かざる限り決して侵害さる可きものではないと云ふ點に就き、毫も問題があり得ない。安固侵害の間接結果は之れを計算すること極めて困難であるに反し、改革の利得は誇張され易い。此の場合は自由貿易の場合と類似してゐる。理論上の諸例外を設定するは容易である。然かれども、公共政策の公準として、諸例外の實施を計劃するよりは寧ろ單純な原則を實行する方が一般に上策である。

正義と得策とを調停する最良手段は時、死亡、及び租税である。だが此の問題全體を論ずることは本書の分限外に屬する。

第五章 競争と慣習

第一節 競争と分配

既に説明したる通り、本論著の計劃に従ひ、富の分配は之れを主として生産に對する社會組織に依存するものと見做すのである。説明を明瞭ならしめる爲め、先行諸章に於いて私は分析的方法を採用した。云ひ換へれば、私は私有財産と契約の自由との充分に發達したる概念をとつた。そして其れ等の意義を闡明し且つ近代の産業社會に於ける其れ等の作用を大體的に叙述せんと努めた。然かも産業社會に於いては諸他の影響は一時的のものと思はれ、また其の重要度極めて低くして爲めに其れ等を捨象してもよい程である。既に吟味したる制度は、簡潔の爲め、之れを競争制度と呼んでよい。競争は生産に於いても分配に於いても之れに君臨するものと考へられる。政府が公平の分野又は公開の市場を給すれば、人民は彼れ等の爲すべき仕事に關し且つ彼れ等の受け取る可き報酬に關して彼れ等の爲し得る最善の縣引を行ふのである。彼れ等はその欲するところに應じて或ひは蓄積し或ひは消費する。而して彼れ等はその財産を彼れ等の好む者に遺す。斯かる制度に於いても、無論團結は存する

然かれども、其れ等の團結は個々人の自由行動の結果だとされるのである。而して一般に其れ以外の總ての團結は法律に依つて許されない。

併し乍ら近代の産業社會に於いてさへも、競争の現實の影響は、到底無視するを許さざる程重要な諸他の力に依つて限定されてゐる。而して全世界を考察圈内に入れるなれば、之れ等の力は均衡上尙ほ未だ競争よりも優勢である。過去にありては個人の經濟的自由は遙かに多く制限されてゐた。而して之れ等の制限の結果は今も尙ほ感知される。競争を限定する之れ等の様々な影響を指示するに一言を以てするならば便宜である。而して此の目的に恐らく最もよく適合するものは慣習と云ふ名辭である。

第二節 慣習と分配

競争に對立するものとしての慣習は、先づ第一に、單なる常習の力を包有してゐる。而して常習の力なるものはグイス・イネルシー即ち不活動の力として、變化であるからとの單純なる理由を以て如何なる變化にも反對するのである。此の種の常習は富の不平等を來たす主たる諸原因の一である。身代への道は慣例を突破することに依つて往々造られる。勞働の不動性に於いて主たる要素をなすものは常習である。而して消費に對して節減法を課するものは常習である。だが此の意味に於いての常習

は單に自由の否定たるに過ぎぬ。

だが若し經濟諸力を二大部類に分割し、而して慣習が競争の遺したる總てを抱有するものとせば、常習はよし之れを擴張し以て強者に對する弱者の常習的服従を包有するとするも、然かもタゞ慣習に於ける一要素たるに過ぎぬ。慣習は常に消極的且つ不活動的と見做されなければならぬのみならず、また積極的且つ能動的とも見做されなければならぬ。

例へば中世期をとらう。最も普通なる主張は、中世期にありては慣習が人民を支配してゐたこと、及び競争が實際存在しなかつたこと之れである。然かれども、此の主張をして眞實たらしめる爲めには、慣習は常に常習及び慣例との合致を意味するのみならず、また其れ以上の事をも意味しなければならぬ。其は封建制度、教會、ギルド(同業組合)、及び社團に依つて課せられる様々な規定を含有しなければならぬ。其は中央政府の法律をも包有しなければならぬ。何故と云ふに、法律なるものは、之れを經濟上の立場から見れば特定の認可を経たる慣習たるに過ぎぬからである。自由競争制の下にありては、分配の本質は企業の自由である。個々人は彼れ等自らの判斷に應じて創意をなす。然かるに、慣習に依る分配にありては、個人の私的判斷は様々な形態の權威の掣肘を受けるのである。

第三節 競争と慣習との對立

ミルは云ふ(1)「吾々が歴史を顧みて昔に溯ることの大なる程、益々吾々は總ての取引や約定が一定した慣習の影響下にあるのを見る。其の理由は明白である。慣習は強者に對する弱者の最有力なる保護者にして、此の目的に對して適當する法律又は政府の存せざる所にありては唯一の保護者である」と。此の文句は萬國歴史を概観するの危険なることをよく例證してゐる。概観は殆んど必然的に皮想的である。そは望遠鏡を逆に覗いて地質學を研究するやうなものである。また、歴史の大運動に對して舉示する諸理由中明白なりと考へられるところのものは一般に誤つてゐる。昔に於て慣習の優勢なりしは、タゞ單に其が強者に對して弱者を最も有力に保護したが故のみと考へることは、檢證の前に一溜りもなく崩れて仕舞ふところの一の假設である。慣習は異なりたる時及び所に於いて社會の經濟的構造を形造る上に大なる影響を及ぼしたのであるが、然かも慣習は様々な様態にて且つ様々な原因から起り且つ持續したのである。だが發生力として或ひは繼續力として、強者に對する弱者の保護は原則であるよりは寧ろ恐らく例外である。慣習は強者をして弱者を虐げしめた、而してタゞ慣習の破壊と共に弱者は奴隸制や農奴制や其の他の形態の壓制から免れることが出來たのであると云つた方が、遙かに眞理に近いであらう。

既に緒論に於いて述べたる通り、經濟諸原理の體系的取扱ひと經濟史の適切な記事——よし其が僅かに一國の歴史であつてさへも——とを組合はすことは不可能である。だが其れと同時に、既に主張

1. Principles, Bk. II., Ch. IV., § 2

して置いた通り、經濟學なるものが若干の單純な且つ一般的な假設から演繹を行ふ所の一の實證科學であると見做すならば、それは不充分である。故に本篇の殘部の大部分は之れを、競争が慣習に依つて限定される主たる態様の若干を吟味することに充當するであらう。但し其の際競争なる名辭も慣習なる名辭も共に之れを最廣義に用ひるであらう。總ての態様を叙述することは明かに不可能である。故に一般分配問題を闡明するに足るだけの叙述をなすを以て満足しなければならぬ。慣習の諸力を選択する上に於いて採用する、原則は様々な現存制度に對し直接又は間接に最も大なる影響を有するが如き慣習力をとることであらう。

富の分配が生産目的に對する社會組織と組合はさつてゐるとの指導觀念を以て、吾々は土地、勞働、資本と云ふ順にその收入形態を説明してよい。

吾々は二箇の問題又は二部類の問題に答へなければならぬ。即ち 一 私有財産制度の不存在又は該制度の制限の下にありては、土地の占有、勞働の條件、及び資本の使用は如何に決定されるか？

二 競争の不存在又は其の部分的抑制の下に於いて賃子(又は地代)、勞賃、及び利潤は如何に決定されるか？ 斯くて吾々は次篇に於いて、之れ等收入の三大部門をば、主として交換の自由に依つて支配さるゝ價值の諸場合として考察するの地位に立つてあらう。

第六章 慣習と村落共同體

第一節 土地所有及び土地占有に

影響するものとしての慣習

普通の英人にとつて、最も嚴密に劃されたる區別は地主と小作人との間の區別である。貨幣や時計がその所有者に屬すると同じ意味に於いて土地はその所有者に屬すると普通には考へられてゐる。此の事たる、ノルマンの征服以來の英國法の理論ではない。また斯かる事象を完全に表現せることは未だ嘗てない。絶對的土地所有は國王の場合以外には英國法律書の認めざる所である。何等賃子又は勤勞が支拂はれないかも知れず且つ國王からの許認が毫も記録されてないけれども、總ての土地は直接間接に國王の保有するところと考へられる(1)。之れと同一の見解は他の有名な權威の述べてゐるところである。即ち曰く(2)、『學徒の爲さねばならぬ第一の事は絶對的所有の觀念から免れることである。斯かる觀念は英國法には全く知られてゐない。何人と雖法律上土地の絶對所有者ではない。彼れは僅かに土地に於ける財産を保有することが出来るに過ぎぬ』と。

1. 此の文句は Sir F. Pollock, Land laws, p 12 からの縮寫である。私は土地に關する多くの問題に於いて同書に負ふ所大である。
2. Williams, Real Property, p 18.

土地に對する近代地主の權力を考察するとき、即ち地主が毫も國王と關係なしに或ひは土地を貸付けたり、或ひは土地を抵當に入れたり又は土地を賣たり、意志に依つて土地を残したり、土地の荒蕪に歸する儘にして居いたり、土地の上に家を建てたりするのを考察するとき、如上の區別は法律上の假想事の性質を分有するやうに思はれるかも知れぬ。然かれども其の區別は英國現代土地制度の發達史に對し重大なる關係を有するのである。そは、封建制度の下にありて所有に課せられたる義務が極めて實質的にして所有權が比例的に制限されてゐた時代を追憶せしめる。

同様に、普通の英國人には、蘇格蘭及び愛蘭に於ける土地共同占有制度の殘跡や英蘭に於ける對公共地の特異な權利の殘跡は、タ、奇妙な且つ闡明する能はざる古跡であるやうに見える。併し乍ら之れを吟味するに於いては、其れ等の殘跡は——現在制度との對照に依り——共同所有及び共同耕作の一般制度と名づけられる可き一の時代に溯らしめるのである。

歴史的方法是比較的方法に依つて確立される。同じやうな經濟的條件の下にありては、同じやうな土地制度が世界の様々な部分に起つてゐる。だが從來總ての國民の進歩は相等しいものではなかつた。其れ故に吾々は尙ほ未だ村落共同體や封建的義務の生きたる例を見出だすのである。

本章の目的は村落共同體の若干の叙述をなすことである。之れは近時大なる勞力の充當される論題である。多くの重要點に於いて意見は修正され又再修正されてゐて、未だ尙ほ未決の状態にある(3)。

3. Paul Vinogradoff, Villeinage in England, Introduction. pp. 1-9 を見る可し。本節を通じて私は此の良書に負ふ所大である。

之れ等より論争に這入り込むことは不可能である。タ、私は若干の顯著なる形態の主たる特徴を叙述し且つ若干の著しい例を與へんとするであらう。

第二節 露西亞のミール

ミール(露西亞の村落共同體)の近代の組織とその憲章に記述されたる組織とを比較すれば、其等双方の組織の性質の甚だ懸隔あることが判る。而して他方に於いて、其れ等兩者間の相違は共同體の國民的進化學說を支持するものである。然かも其の進化たるや露西亞の一部以上の地方に於いて未だ完了せざるところのものである(4)。今その發展上の主要段階を探ることは興味がある。蓋しそはミール自體を闡明するのみならず——「露西亞はそのミール制度を以て世界を革命するであらう」との言はカザールの言だとされてゐる——また世界の諸他地方に於ける村落共同體の發達に強い光を投ずるが爲めでもある。露西亞に於ける土地保有の最初様式は分割の家族即ち大家族(例へば飛驒白川の大家族の如し(5))と關聯してゐる。之れ等の家族共同體の事例は今も尙ほ露西亞全國に亘りて見受けられるのであつて、其れ等は十人乃至五十人以上の員數を擁して同一家屋内に住居してゐる。血族關係は主たる紐である。併し養子縁組の行はれることは屢々ある。家長は羅馬のバテル・ファミリアス(家長)(6)の有したやうな極端な權力の何物をも有して居らぬ。彼れはプリムス・インテル・パ

4. Maxime Kovalevsky, Modern Customs and Ancient Laws of Russia, p. 73.
5. 福田徳三博士、國民經濟講話、一八一頁参照。
6. Pater familias.

レス(同格者中の第一の者)(7)即ち總ての成年員より成る一の評議會の會長たるに過ぎぬ。彼れは村落共同體の有司及び數箇の村落を抱有せる一層廣大な地域(之れをヴォーロストと稱す)の有司に對して家族を代表する。彼れは農地に於ける仕事の手配りをする、而して若し必要なるに於いては附加的勞働を雇傭する、又は反對の場合即ち手の有餘場合には他所に仕事を求めに家族の成員を派出する。一の成員が不在であるならば、其の不在者はその儲けを家族に送る、而してまた家族の在家成員達の方は派出された成員の妻子の面倒を見る。殆んど唯一な形態の私有財産は娘達の個人的儲けであつて、娘達は婚姻持參金を蓄積せんとするのである。

近代の村落共同體制度は嘗て全露西亞帝國に亘りて散在せし大家族制度から傳來したものである。最初土地豊富にして人口稀薄なりし時代には、各家族は耕作し得る限り大なる土地に播種するを許された。收穫が刈取られるや、其の土地は放棄されて新しい土地に耕作を移したものである。だが土地が相對的に稀少となるにつれ、村落有司の監督の下に土地の分配が行はれた、而して終ひには各區分の土地は三年間保有されるに至つた。三ヶ年の保有期間が満了すると、土地は再び共同體の手に一旦返還されて、茲にまた新しい分配が行はれたのである。此の分配方法の發達と相並行して、大なる範圍に亘り大家族の崩解が行はれたものらしい。

牧地や森林地は共同體の所有に屬し、而して時には數箇の村落から成るヴォーロストに屬してゐた。

7. primus inter pares.

ゾーロストの各成員は牧地や森林地の無制限使用権を有してゐたが、成員外の者は斯かる権利を有しなかつた。初期制度と後期制度とを比較對照するに、特殊の興味ある諸點は、最初農奴制なるものが殆んど知られてなかつたこと、異なりたる家族の得る土地には著しい不齊一が存してゐたこと、及び最初毫も周期的の分配が存しなかつたこと之れである。

マスコザイ(露西亞の舊名)の之れ等の自由な共同體とは別に、中世の英國のマナー(莊園)にありしコンミュン(自治邑)と類似の從屬的コンミュンが——就中寺院に依つて——設立された。各マナーは若干面積の料地デグランドと從屬的家族の保有せる若干面積の土地とを包有してゐた。農夫等は土地所有の代償として一定の勞役(普通一週間に三ケ日)に服した。第十六世紀の末葉に至るまでに彼れ等は自由轉去權を得た(8)。之等の封建的義務を問題外に置けば、農夫の保有地は自由村落に於るが如くに取扱はれた。コザアリエフスキーは露西亞往古の共同體の一般的特質を概括的に述べて曰く(9)、『それは土地の眞實の所有者がコンミュンに外ならぬとの觀念に基ける一種の所有であつた。個々家族の占有せる土壤に對するコンミュンの權利は荒蕪地や林地の不分割性に於いて、且つ空席の配當分即ち受取人不存在の配當分が通常コンミュンに依つて處分されたと云ふ事實、及び地方當局から權利を得ざる限りは何人と雖も、村落コンミュンの圈内に存する土地をば占有するを許されないと云ふ事實に於いて現はれてゐる。耕地及び牧草地は原則として個々家族の手にあるのであつて其

8. Kovalevsky, p. 90.

9. 前提の書, p. 92.

れ等の家族は彼れ等が保有する分量に直比例して租税を納付し且つ役勞に服する。此の所有は何人と雖も犯すを許されざる一定限界の存することを想定するのではない。それはタ、三圃——之れは村落の農地を構成する「即ち三圃農法が行はれてゐるのである」——に於ける一定の配當分を得るの權利を意味するに過ぎぬ。其の配當分は均等ではなくして、家族が一部は國家に對して、また一部はマナーの領主に對して爲さねばならぬ納付に直比例して相違するのである。周期的の再分配は知られてゐない。而して近代の英蘭及び愛蘭のマナーの土地共同占有制度なるものは知られてゐない」と。

近代の制度に移るに及び、ミールの個々成員間に土地を均等に分配するの原則及び此の均等を確保する爲めの周期的再分配の原則が設定されるに至つた。その主たる原因は人口の増加と之れが結果たる移住常習の廢止とであつた。舊制度の下にありては、地主等は暫時の自由占有を許可することに依り移民を荒蕪地に誘引せんと努めた。されば如何なる村人も、その生地に不満を懷く場合には、新安住所を容易に求めることが出來たのである。所が第十七世紀の過程に於いて農奴制は一般の原則となつて、自由移住は阻止されるに至つた。稍後年に至り(一七一九年)ペテル大帝は地租を廢止して之れに代り人頭税を実施した。此の人頭税にありては村落の總ての成員は共同の責任を有したのである。

租税が最早保有せる土地に應じて徵收されずに、課税の爲め土地に歸屬される人數に應じて徵收さ

れたとき、不平等は極めて大にして之れが爲め農夫達は均等配當分に再分配することを要求した程であつた。其れ故、土地の再分配は三年乃至十九年の周期を以て行はれたのである。

農奴制の廢止は一八六一年に行はれた。併し乍ら農民達は尙ほ依然として別箇の行政組織を有してゐて、異なりたる法規の下に生活してゐるのである。タ、農民の血統を有する者のみが集會に於いて投票をなし且つ土地の割宛てに與かることが出来る。上流階級を除外するの表面上の理由は封建的權力の復活に對する恐怖であつた。嘗に田紳——その貴族たると商人たるとに論なし——許りではなく、また教區の僧侶も村會から除外されてゐる。コザアリエフスキーは正當にも、教育や地位のある人々の不存在から起る所の弊害に對して注意を促してゐる。衛生上及び農業上の進歩は極めて遅々たるものである。而して高利貸付の常習に依つて富を蓄積してゐる所の富裕な農夫は不當な勢力を有してゐる。

土地の分割と租税の割付けとの取極めはミールの平民集會の爲すところであつて、之れには三分の二の多數を必要とする。解放條例に依り、國家は封建的所有主が手渡さねばならぬ土地に對し支拂をなすの資金をばコンミュニオンに貸出してゐる。農夫が定額の金を拂ひ戻すや、彼れ等は法律上の所有主となる。該支拂は或ひはコンミュニオン全體に依つて行はれるか或ひは別々の家族に依つて行はれる。斯くの如くにして私有土地財産を獲得するの道は開けたのである(註)。此の條規は既に廣く利用

されてゐて、その利用は年々増加してゐる。

(註) 所有者はミールの同意なくして土地を外部人に買却することが出来ない。ミールは常に先買權を有してゐる。

一八六一年の收用に於いては、之れが適用範圍は耕地のみであつて、荒蕪地や森林地はマナーの領主の手に残されてゐた。之れが爲めコンミュニオンは家畜の數を減じ且つ耕地の一部を牧地に變轉しなければならなかつた。燃料も多く所の所に於いては、之れが代償として領主の料地に役勞を提供することに依つてしか得ることが出来ない。

耕地に關しては、共用者は、分配をなすに當つて、豊度と位置との双方を考量する。彼れ等は若干の大なる開圃を有してゐて、之れ等の各々に於いて各家長はその家族中課税される成員數に等しき若干區劃の土地を受けとる。此の様に於いて各家族の所有地は相交錯するに至つたのである。

牧草地は屢々共同に刈り取られる、そして秣は平等に分配される。三圃農法——即ち冬穀地、夏穀地、及び休耕地が相輪轉する農法——は殆んど全般的である。田圃は收穫を刈り入れた後は共同牧地となる。斯くの如き分割方法及び耕作方法をとる以上は、總ての者は同時に同一制度の農業に着手しなければならぬ。事情斯くの如くなるを以て茲に相互扶助と協業とが大いに行はれる次第である。

經濟的立場から見て、ミールに對する顯著なる故障は 一 均等分割制度の下に於ける人口の自然的増加である。從來此の増加は徐々たるものであつた。それは一部分は小供の死亡率大なりしことに

より、また一部分は婦女はその夫よりも遙かに年長であつたし、且つ不道德の行はれたことにも由るのである。だが小兒死亡率は容易に減じたであらうし、また不釣合の結婚——之れは家長が悻の結婚に依り婦人勤勞者を得るの便益に基くのである——は、ひとの嫌忌するところとなつたやうに思はれる。二 第二の故障は耕作法の一定に依り個人企業の上に置かれる拘束、即ち土地の周期的分割と包圍の不存在との爲め高度の集約的耕作を行ふことの不可能に存する。

コザアリエフスキーは云ふ『家長制の時代と極めて親近な一時代の尊ぶべき殘跡たる村落共同體は、既にそれが歐羅巴の他の諸國に於いて消滅してゐる以上、露西亞に於いても消滅するであらう、共產主義の諸原則を資本にまで擴張することに依り全くの變革を行ふに非ざれば——然かも此の事たる現在情況の下にありては行はる可くも思はれぬ——それは土地私有制に移りゆくであらう。社會的進歩の事項に於いて飛躍の可能なるを信ぜざること私の如き者は、斯かる事態が一種の夢即ちその實現が僅かに遠き未來に於いてしか期待する能はざるが如き夢のうちに這入ると恐らく見做すであらう』と。私の意見では、此の判断は歴史的且つ比較的方法を適用するとき可能なる唯一の判断である(10)。

第三節 現存村落共同體の諸他の例

村落共同體が現に存在してゐる國の中、露西亞に次いで最重要なるは印度である。尤もサー・ヘン

10. E. de Taveleye, Primitive Property, Ch. III, "Economic Results of Russian Mir" 参照。

リー・メーンの叙述してゐる風に(11)、その原始的の單純さと必須の特色とは趣きの異なる英國法及び回々教の法律の爲め暫時犠牲にせられ、而してゼミンタル即ち收稅吏は一種の莊園式地主に變轉されてはゐる。だが近年に至り之れ等の共同體を保護し、且つ大なる地域に亘り其れ等の共同體を農業上且つ財政上の單位と見做すの傾向が起つてゐる。一般的特色は——氣候上の相違に對して斟酌をなすならば——露西亞のミールや初期チュートン民族の植民地やの特色と異なるところない。願圖の制も存すれば、また詳細な慣習的規則に由る耕地耕作もあり、而して異なりたる諸成員に依り牧地として使用される一定部分の荒蕪地も存する。村落は家族より成り立ち、各家族は一人の專制的な家長の統制下にある。而して家庭生活は非常な秘密主義と孤獨とを特徴とする。多くの共同體に於いては慣習は會長一人に依つて宣言せられ且つ解釋されるのであつて、長老會議に依つてなされるのではない。會長の職役は時には世襲的であり、時には名義上選定的である。自給自足的の村落に必要な様々な職業例へば鍛冶業や役畜の裝具製造業の如きも屢々世襲的である。

ジャバに於いても、印度の村落共同體に極めて類似せる一の制度が行はれてゐる。村落は租稅の納付に對して共同の責任を有してゐる。また荒蕪地の共同使用が行はれてゐる。米田は周期的に村落の諸家族間に分配される。だが家屋や庭園は私有財産である。灌漑はコミュニティの規則及び計劃に従つて行はれる。

11. Village Communities, Lecture IV.

瑞西のアルメンデ(又はアルマンデとも稱す)も亦共同耕作の一例である。アルメンデと云ふのはコンミュニオンに所屬せる土地であるが、併し之れが使用權は或る一定の諸家族のみが世襲的に有するのであつて、多くの住民は、假令長く存続し且つ政權を有する者と雖も、除外される。アルマンデは燃料用及び建築用の材木を供給し、アルプ(山岳牧草地)に於いて家畜の牧場を提供し、また若干部分の耕地を提供する。若干の場合に於いては、尙ほ未だ周期的の願圖が行はれ、また諸他の場合に於いては、土地は貸付けられて其の収入はコンミュニオンの經費に充當されるのである。

第四節 英國中世の村落共同體

ノルマンディー公の英國征略が完了したとき、確かに到る處マナー(莊園)が存してゐた。或るマナーは國王に所屬し、或るマナーは大バロンや管長に所屬し、また或るマナーは之れ等の大領主の陪臣に所屬してゐた。或る領主は多數のマナーを領有してゐた、そして家令又は代官(ヴァイリカス)に依つて代表されてゐた。典型的のマナーは領主の領地であつて、其處には彼れの統治下にある一の村落又は都會が存してゐて、ヴァイレネージ(賤奴制)として知られてゐる特殊の農奴制が行はれてゐた。今、法律上の諸々の困難を問題外に於いて、之れ等のマナーの一の内部の經濟的構造を考察すると、耕地は領主の料地とヴァイリン(賤奴)保有の土地との二大部分に分かれてゐたのを見る。全耕地は三

大開圃から成り立ち、而してヴァイリン保有の土地が料地の間に交錯してゐた。當面の目的に對してツペリ・ホミネス(自由人)を考察圈外に置けば、賤奴制の土地保有者にはヴァイラニ(純然のヴァイリン)とコタリー又はボルダリー(小屋住まひの賤奴)とセルツイ(奴隸)との三階級があつた。主たる利益はヴァイリンに歸屬してゐる。典型的なヴァイリン保有地は一のヴァーゲート又はヤードランドであつた。ヴァーゲートは正常的には、三大開圃の各々に於いて十エーカー(長方形をなす)即ち都合三十エーカーの土地から成り立つてゐた。

正常のヴァーゲートは若干區劃の土地の不可分的總體であつて、それは屋敷と共に領主の再許可に依つて一人の相續人に譲られた。草地や荒蕪地の使用權も亦存してゐた。ヴァーゲートはその屋敷と共に時には數世代の間保有者の家名を以て呼ばれた。該制度の中心觀念はマナーの領主に給付しなればならぬ様々な種類の奉仕を保持することであつた、而してヴァーゲートは典型的の家族保有地であつた。奉仕は一週中一定日數の勞働(普通は三日)と、領主の意志に依る不定量の無賃仕事と、そして一定の租稅納付(時には貨幣を以て爲されるが、普通には穀物等の實物を以て爲される)とから成り立つてゐる。またヴァイリンの人格上の自由に對しても制限が存してゐた。例へば、娘を結婚させるには領主の許可を要するが如き、又は牛等を賣却するのに領主の許可を要するが如き、また何人と雖も領主の許可なくして其の土地を立去ること能はざるが如きである。

ドイツは普通二頭の牛を供へてゐた。然かも耕犁は普通八頭一組の牛を以て爲されたのである。されば單に役畜のみを問題としてさへ、少くとも四のドイツの協業が必要であつた。また村落には鍛冶や役畜の装具製造等を業とする一定の職人が存してゐた。そして共同體の主たる欲望は共同體自體の勞働に依つて満足された。如何なる所且つ如何なるものに於いても慣習が支配してゐて、役勞の性質と分量とを限定し、且つ耕作の時と方法を規定してゐた。征略當時の英國村落共同體と黒死病流行時代(一三九四年)の英國村落共同體との間の主たる相異點は、之れ等の慣習の勢力が漸次に崩壊したこと、個人の企業及び多様に對して與へられる餘地が益々大となつたことである。この運動の性質を示すものは、保有地の不齊一の増加及び正常形態の崩壊と、要求される奉公の漸次の制限と、就中之れ等の奉公及び實物納付に代つて貨幣納付の誘入されたことである。地主に貢賦を致す様式上の此の變轉は中世期に於ける經濟的進歩の最も力強き原因であつた⁽¹²⁾。黒死病流行の時代までに兎に角貨幣納付の自由選擇は普通となつた。地主は雇傭勞働のヨリ大なる能率に於いて利益を見出だした。而してドイツは例外的の勤勉に依つて自らを利するの權力を得た。

だが長い間慣習的の耕作方法が行はれてゐた、そして前段に指示したやうに、開墾は第十八世紀の末葉までも存続した。觀察すべき主要點は、經濟上及び農業上の改良が村落共同體の崩壊と密接に關聯したること之れである。だが此の運動の性質は屢々看過される。それは比較が異なつた時代に於いて

12. Vinogradoff, Essay I., Ch. VI; Thorold Rogers, Six Centuries, Ch. VIII; Cunningham, Growth of Industry, Vol. I., Bk. II.

社會等級の異なりたる段階間に行はれるが爲めである。即ち近代の農業勞働者はヴァーゲートを有するドイツと比較されるのであつて、ドイツは一種の農奴なりしに拘らず近代の農業勞働者よりも有利なりしこと明かである。近代の勞働者に眞實に照應するものは中世の奴隸である。而してドイツは近代の小農夫又は自作農夫に照應する。

第五節 英國村落共同體の起源

英國征略以前の時代に溯るとき、吾々は莊園的領主の下に農奴制を布ける村落共同體の一般に存在せし強い證據を見出だす。尤も相似諸點は言葉の相違に依つて最初紛らはされはする。だが茲に殆んど疑ひなきことは、サクソン人侵入の時代及び羅馬人退去後に續きし暗黒時代に於いて何事が起つたにせよ、兎に角サクソン人が定住するや彼れ等がマナーの本質的經濟的特色を發展せしめたこと之れである。主要な論争の起るのは實に此の點である。普通フオン・マウラーの名と結び付ける舊説に依れば、サクソン人は完全に發達したるマルク制度(一種の共同體制度)を英國に輸入した。マルクの成員は自由人であつた。而して彼れ等は集會に於いて共同體の利益になる諸點を決定した。耕地は分配された、そして草地の諸部分は一一般投票に依つて配分された。此の見解に従へば、歴史上のサクソン時代に於ける村落共同體は此の本原形態から變化したもので、單一の個人の君臨が同格人の自由集

會に代つたのである。所がシーボーム氏は此の見解に對する極めて強い反證を擧げたのである。彼れの主要諸點は、その故國にあるサクソン人は三圃農法を以て土地を耕作したらしくないこと、歴史的證據が利用され得るに至るやサクソン英國の農業制度と羅馬チュートン民族の住せし南部獨逸の地方の農業制度との間に最も密接なる類似を見出だすこと、獨立的にマルク制度から莊園制度に充分發達するには時日に餘裕がないこと、及びサクソン人が先住の住民を根絶して土地をば處女林であるかの如くに取扱つたと考ふべき理由の存せざること之れである(13)。

そこで結論を下してみれば、大體に於いてサクソン人は羅馬人が四世紀に亘る占領中に設立したる制度を單に採用したに過ぎぬと云ふことになる。此の意見はコロヌスの土地保有情況と後世のヴィラニの土地保有情況間の密接な類似に依つて支持される。斯様な次第で、ヴィラの建設は後世の英國村落の最重要要素中の若干を寄與したのである。だが茲に問題が起る。曰く、不列顛に於ける羅馬制度の諸要素は抑々何處より由來したか？ 羅馬人自身彼れ等自らの農業的慣習を輸入し、以て其れ等の慣習をば住民に課したのであるか、又は彼れ等は土地在來の慣習を彼れ等自らの使用に適應せしめたのであるか？ 諸他の據源から知り得る通り、羅馬人が侵略に取りし政策は他國の慣習を出來る限り自國の慣習と融合することであつた。また歴史上の證據から明かなる通り、羅馬人侵入以前既に不列顛の多くの地方——就中南東部——に於いては一定制度の農業が行はれてゐたのである。而して土地

13. Coote, Romans in Britain 參照。

在來の農業制度を自己の耕作方法の基礎として且つ人民より收入を徵收するの基礎として取ることは羅馬人の普通行へる政策と一致するであらう。そこで勢ひ吾々は羅馬人侵入以前に不列顛に存在してゐた此の制度の諸要素を發見するため更にヨリ古代に溯らなければならぬことになる。シーボーム氏の研究に據れば、羅馬人侵入以前の時代から近代に至るまでの全時代を通じて不列顛には相平行せる二つの農業經濟制度が存してゐた。それは即ち東部地方の村落共同體と西部地方の種族共同體とであつた。然かも其れ等の本質的特色は羅馬人、英蘭人、及びノルマン人の侵入にも拘らず保存されてゐた。二千年以上に亘る歴史的時代の間孰れの制度も不列顛には誘入されなかつた。東部地方の村落共同體は定着せる農業制度と聯關を有した。保有地の均等と劃一とは農奴制の標徴であつた、而して此の農奴制はまた一層低い段階たる奴隸制から進化したものである。斯様な次第で、不列顛の此の地方に關する限りでは、成員が平等なる自由人を以て特徴とするマルク制度なるものは支持する能はざる假設である。無論在來の制度には均等も共同も存する、然かれどもその均等なり共同なりは自由を基礎とするのではなくして、實に組織された農奴制を基礎とするのである。また他方に於いて、不列顛の西部地方(就中蘇格蘭及びウェールズ)及び愛蘭に於いて行はれし種族制度なるものは、經濟發展の一層初期の段階、主として牧畜の段階と關聯してゐた。種族共同體は自由なる同族人の血族關係が強い紐となつてゐた。此の自由の平等は、様々な種族規則に従ひ、種族成員間に均等の分配を行ふこ

とを意味するのである。細分割の慣習は今でも蘇格蘭の西部及び愛蘭に於いてランデールの制度又はランリッゲの制度として残存してゐる。

此の簡単な概述に於いて、興味ある多くの點を省略した。而して多くは確かに一層深い研究を要するのである。所で最も著しい一般的结果は、協業が極めて古い時代から行はれてゐると云ふことである(吾々は協業なるものを全く近代の産物と見做す癖がある)。だが、他の多くの古代制度とは異なつて、此の協業なるものが果して全く合理的諸要素と經濟及び便宜の諸動機から起つたものであるかは、未だ充分な研究の對象となつてゐない。從來原始社會を再建設する上に於いての主たる危険は餘りに容易に近代の觀念を輸入して、所謂合理的ならざる要素なるものを充分に斟酌しなかつたことである。

第六節 結果の概括

村落共同體の檢察は、論争の及ばないと思はれる若干の一般特色を顯揚する。即ち 一 その本原に於いて村落共同體が大體上自由であつたか或ひは大體上隷屬的であつたかに論なく、またその本原形態がマナーであるか或ひはマルクであるかに論なく——恐らく異なりたる情況の下にありては異なりたる要素が優勢だつたのであらう——時を経るにつれ村落共同體は容易に何等かの形態の外部的支

配に調和したのである。されば露西亞や印度に於いては、コンミュンからの租稅徵收吏は漸次に支配權を得たのである。また英國に於いては、村落共同體が嘗て自由であつたならば、それは極めて古代のことであつて、後世村落共同體は封建のマナーに吸收されたのである。二 村落共同體が残存してゐるのはタゞ非進歩的の諸國に於いてのみである。英國に於いては、發展の過程を表示したものは、その起源を共同所有及び共同耕作に有せし様々な慣習の崩壊である。三 斯様な譯で、土地に關して、私有財産と契約の自由との制度は經濟的進化の自然的結果として顯現するのである。

次章に於いて封建制度を吟味するが、之れまた如上と相似の結論に到達するであらう。

第七章 封建制度

第一節 封建制度の經濟相に就いて

中世社會の全構造の依つて基く制度として封建制度なるものは、統治の形態と統治者被統治者間の關係を決定するものとして憲法史上根本的に重要なものである。それはまた一般歴史に於いても大いに重要なものである。何故と云ふに、國家の戦争と政策とは封建的考量に依つて屢々決定されたからである。法律史に於いては、封建制度は永い間支配的である、而して封建制度に於けるその根源に溯るに非ざれば理解する能はざる多數の術語が存するのである。

だか當面の目的に對して、吾々は僅かに該制度の經濟相をのみ考察しなければならぬ。云ひ換へれば、富の生産及び分配の上に於いて特異なる組織を有するものとしての封建制度を考察しなければならぬ。此の見地から封建制度を吟味することは二つの點に於いて得るところがある。即ち第一には、封建制度は現代の産業制度に對する顯著な對照を提供するが爲めであり、而して第二には主として、進歩的國民に於いて漸次優勢となりし經濟諸力の壓迫の下に崩壊したが爲めである。

本篇の論題と密接な關係を有することは、その名辭の本原を參照すれば明かとなるであらう。フエーダム(1)又はフイーフ(2)又はフイー(3)なる言葉は獨逸語のフイー(4)即ち家畜なる言葉から由来したものであつて、第二の意義は財貨、就中貨幣及び一般家産である(5)。

第二節 封建制度の主要特質(6)

その本質に於いて封建制度は軍事上の一大組織であつた。典型的の封建國家はいつ何時でも武器をとることの出来る國民であつた。國王は總司令官のやうなものであつた。彼れの直接の封建的土地保有者は將官であつて、彼れ等の各々は常に彼れの從屬者を指揮したるのみならず、また采地をも與けたのである。之れ等の從屬者の下には所屬の小土地保有者が存してゐて、之れ等小土地保有者のうち或る者は或る一定數の人間と馬とを引き具して戰場に繰出さなければならなかつたし、また或る者はタゞ人格的の奉仕をのみしなさればならなかつた。該制度の此の部分は封建制度に先行したもので、初期社會には殆んど普遍的であつた。併し封建制度の特性は、領域的と爲されるに依り軍事組織の型態が固定せられ硬化されたことであつた。土地は、富の窮極の源として然かも其の當時にあつては殆んど唯一の直接富源として、その國民の防禦を維持するの能力に應じ國家に依つて尊重せられた。何等かの形式に於ける軍事奉公が土地保有者の資格の本質であり條件であつたのは之れが爲めである。

1. feudum. 2. fief. 3. fea. 4. Vieh—アングロサクソン語では feoh.
5. Stuffs, Constitutional History, Vol. I, p. 251, note.
6. Pollock, Land Law, p. 52; Stubbs, Vol. I, Ch. IX.

此の見解に従へば、封建土地保有者は、土地所有者と見做されるよりは寧ろ土地に定着せる一士官と見做されるが最良である。換言すれば吾々は、現代契約の占めてゐる地位をば其の當時占めてゐたのが即ち軍事的義務であるとの觀念を得るであらう(7)。

封建制度の此の考察法は一定の典型的特質と結構上の配置とを顯揚すべく意圖されたものと考へられねばならぬ。封建制度が茲に描寫したる單純な略圖に基いて嘗て現實に設立されたものと考へてはならぬ。歴史上から云へば、封建制度は錯雜な起源を有してゐて、然かも既に最初から異なりたる諸國に於いて様々な社會力に依り變形されたのである。今、英國封建制度の歴史に關係のある若干の點を述べてみやう。

スタツプスの叙述せるところでは(8)、アングロ・サクソン族の下にありては發展の一般的性質は人格的組織から領域的組織への運動であつた。人格的組織に於いては、純粹血統の自由人は彼れの人種の土地に於いてその配當分を得るの權利を有してゐる。國王は人種の王である。軍勢は武器を取れる人民である。法廷は評議會に參列せる人民である。所が領域的組織の段階に於いては、舊勢力の殘跡が尙ほ未だ存してはゐたけれども、土地の所有は血統の自由に取つて代つたのである。

さればノルマンの征略當時、英國は、佛蘭西に於て充分に發達せる封建制度をノルマン人が誘入するによく適してゐた。此の制度は、學術上地行制及び寄託制として知られてゐる二大根源から由來し

7. Cunningham, Growth of Industry, Vol. I, p. 130.

8. Vol. I, p. 166.

たのである。地行制は、一部分は、忠實を盡すと云ふ條件の下に國王がその縁者や家來を土地に封じたことから起り、また一部分は、教會や勢力者が地主をして一旦その所有地を獻ぜしめ、然かる後地代や勤勞を給付するを條件として土地保有者として舊所有地を宛行つたことから起つた。寄託制に於いては、微小の領主が勢力ある領主の直接保護の下に身を投ずるのであるが、併しその莊地に對する名義には毫も變更を來たさないものである。彼れは臣下となつた、そして彼れの領主の兩手の間に彼れの兩手を置くことに依つて臣服の誓をした。地行制の土地保有權と寄託制の人格的結合との總合が封建的義務の觀念を完成した。司法權は防禦及び奉仕の諸權利を補足した。領主は臣下を防禦するは勿論また裁決をもした。而して臣下は領主に奉仕するは勿論領主に適合したのである。

封建制度の一般原則から明白なる通り、大なる危険は中央權威の薄弱、換言すれば封建諸侯が實際上國王から獨立するの傾向である。英國ではスチーヴエンの治世は此の危険の現實性に對する好箇の例を與へてゐる。而して君主の人格的性格が如何に國民の福祉全體に影響するものなるかを明示してゐる。他方に於いて英國はまた、王家權威の勢力と人民の自由愛好との結合に依つて封建制度の分裂的傾向を征服した最好箇の例である。

ヨリ純然の經濟的諸要素の諸結果を一層明瞭に認知する爲めに、此の極めて簡單な觀測をば歴史的且つ政治的見地からなすがよいであらう。封建制度の下にありては、之れが基礎として特殊なる土地

制度と特殊なる形態の人格的義務とが存してゐた。其の孰れに於いても、現代に於いて理解されるが如き經濟的利益の觀念はなかつた。その理想形態に於いて人格的結合は熱誠なる依附の其れであつた。またその理想形態に於いて土地制度は軍事的服従を基礎とした。

第三節 封建制度の下に於ける土地所有の特殊なる制限

以上述べたるところにて明かなる通り、近代産業制度に於ける土地所有の最重要な特質の或るものは封建制度の一般的原则に反してゐた。而して論理上許容する能はざるものであつた。例へば、讓渡の自由又は所有地を賣るの權利の如きである。嚴格なる封建制の下にありては、斯かる權利の餘地は存しなかつた。軍治奉仕に依り、土地保有者が新來者に自分の地位を讓るの權能を有せざりしこと、現今現役の兵士が彼れの地位を他人に讓るの權能を有せざると同じである。此の嚴格な型態の封建制度が間もなく頽敗し始めたことは眞實である。又は寧ろ理想型態の封建制は決して完全に到達されなかつたのである。だが當面の目的に對しては、諸原則を問題とするのである、而して現時英國に於いて、土地を移轉する上に於いての困難の多くが封建制度の此の特質に起因することを認むれば充分である。

また遺言に依る處分の自由は封建的理論に向ほ一層悖るものであつた。論理上では、土地は新士官——前節の初めに爲した比論に従つて此の名稱を用ふ——を任命する爲め、王又は勢力者に復歸すべきものである。

同様に、若し封建制度を純然たる軍事的立場から見れば、相續權はその土地に落ちるのである。だが歴史上封建制度は、既に述べたる通り、常に混合した起源のものであつた許りではなく、またそれは諸他の制度就中家族制度に依つて變形されたのである。古への型態の家族に於いては、讓渡又は遺贈の餘地は全く存しなかつたけれども、相續權は根本的であつた。尤も異なつた態様が様々な事情に於いて採用されはした。封建制度の下に於いて一般のとなりし原則は、長子相續の原則であつた。其の起原は不明瞭である(9)。然かれども一度採用せられるや、それが何故に一般のとなり嚴重となつたかの明白な理由が存する。封建の大莊地を分割することは軍隊の指揮權を分割するやうなものであらう。而して分割が行はれざるとき、大抵の場合最強者たるものとして長子が指揮權を得るは自然であつた。

長子相續法は英國に於いて極めて強く根を張つたもので、漸次にそは軍役負擔附保權と關係なき土地財産にも適用されるに至つた。而して無遺言死亡の場合に於いてもそは尙ほ依然として、凡ゆる實質財産に關して英國に行はれてゐる。

ソロールド・ロジャーズの述ぶるところに據れば(10)、中世の初期に於いて土地に對する長子相續の

9. Maine, Ancient Law 參照。

10. Six Centuries, p. 51.

效果は、大地主が自己の危険に於いて自己の土地を耕作すると云ふ慣習に依つて變更を來たした。第十三世紀にありては、普通の耕地に於いて、適當な器具や家畜の存したとき資本の價値は土地の價値の三倍であつたと云ふ。

今や次男及び其以下の子息は遺言に依つて奪はれざる限り此の動産の配當を得た、従つて所有地を耕作し得る状態に於いて保つ爲めには、長男は弟達と或る協定をしなければならぬであらう。

封建的相續の一般問題に歸つて、茲に附言しなければならぬことは、其の權利はタゞ、本原の授與證書に世嗣の指定が存した時に於いてのみ存在した。而して如何なる場合に於いても、世嗣は自由な且つ普通の權利事項として繼承しなかつたのであつて、彼れは領主にリリーフ(安塔)と呼ぶ納付をしなければならなかつた。現代に於いても此の點の遺風が存してゐる。

重大な結果を有せし諸他の術語に就いても一言しなければならぬ。一般に、授與證書——之れには世嗣が指定されてあつた——に於いては、或る特定の種族(例へば相續人は山縣家の男系と云ふが如し)が記定されてあつた。而して記定の相續人が存せざる場合には、その所有地は君主に復歸した。今日行はるゝ相續限定は此の習慣に基因するのである。

第四節 封建制度と都市

封建制度はその田舎に侵染したると同様確乎として都市にも侵染した。尤も都市にありては封建制度は一層速かに崩壊するの止むを得ざるものがあつた。前節に於けるが如くに、之れが説明を英國の例を以てなすことにする。

タゞ努力を以てのみ吾々は中世初期に於ける英國諸都市の經濟状態を描寫することが出来る。現今では、何人でも彼れの欲する孰れの都市にでも定住することが出来る、如何なる製造工業でも始めることが出来る、如何なる産業でも行ふことが出来る、また彼れの欲する如何なる物でも賣買することが出来る。中世紀に於いては事情斯くの如くではなかつた。同一國內の諸都市は、現今獨立諸國が排他的であるよりも相對的にヨリ多く排他的であつた。此の相互の排他性は封建制度と密接な關係があつた。而して數世紀に亘る苦闘の後に漸く完全に破壊するを得た所の負擔なり制限なりの多くも之れを同一の根源に歸せなければならぬ(11)。

ノルマン征服の時代から、英國の諸都市は國王に歸屬したか或ひは僧侶又は諸侯及び勢力のある俗人に歸屬した(12)。即ち國王は或る都市の直接の領主であり、また僧侶又は俗人中の特定の人は或る都市の直接の領主であつた。國王に歸屬してゐる諸都市は色々な名義に依つて彼れに屬したのである。即ち或る都市は彼れが先祖から相續したものである。また或る都市は世嗣のなき爲め國王の手に移還した。而した或る都市は沒收や公權喪失や交換や又僧院の解散に依つて國王の得たものである。

11. Adam Smith, Bk. III., Ch. III

12. Madox, Firma Burgi, p. 4; Cunningham, Vol. I., p. 197.

先祖からの相續物件であるや否やを吟味するにはドメスデー(一〇八六年ウイリアム一世の御代に作製された一種の國勢調査録)を参照することであつた。然かも其の相違は徵稅に關して重大のものであつた。

ウイリアム一世治下の國勢調査の時代には、極めて多數の都市が王に歸屬してゐた(13)、而して國王が彼れの都市と云ふとき、それは單に政治上の關係許りではなかつた。實に國王は彼れの大地と同しく都市をば収入の源と見做したのである。マドックスからの次ぎの引用文は國王の支配の意義を明瞭に示してゐる。曰く(14)、『王が特定の都市を料地として獲得したとき、彼れは都市をばその諸部分及び附屬物と共に完全に占有した。彼れは都市土壤の領主、即ち都市の敷地及びその廓内にある總ての土地の領主であり、前述の土地に於ける世襲保有權に依る總ての家屋、小屋、畜舎、及び建物の領主であつた。彼れは市參事會員選舉區の利益(若しありとすれば)の領主且つ持主であつた。彼れは土地の牧草及び土地生産物の領主であり、祭市及び市場の利益の領主であつた。また法廷の収入の領主でもあつた。之れを一言にて覆へば、國王又は彼れの先祖の或る者に依つて讓渡されざる一切の種類の都市の總ての產出物、利益、及び附屬物の領主であつた。だが時には國王は都市の或る部分又は或る利益或ひは其の附屬物をば私人又は僧院に授與するを以て適當と考へた。之れに依り、都市の財産が半分又は三ヶ一又は其の他の部分又は諸部分に分割され、或ひは都市の利益の若干がコムプ

13. maxon, p. 7. 參照。

14. Madox, Firma Burgi, p. 14,

ス・チザイターチス(都市體)から分離されると云ふ事象が時には生ずるに至つた」と。

だが茲に了解しなければならぬことは、往時に於いては國王が空虚な市民權から賃子を自分に保留するを以て常習としなかつたと之れである。毎年の収入は或る定まつた賃子及び利益から生じた、而してたゞ之れ等の總額が不足を告げた場合に於いてしか、一般の徵收が行はれなかつた。都市の収入は之れ等の賃子以外に、尙ほ露店料及び其の他の市場使用料、通行税、冥加料、罪人及び其の他の犯則者の罰金、及び様々な臨時収入をも包藏してゐた。

都市のマナー的支配の自然的比倫は都市住民のコミュニンの責任であつた。此の事は常に正規的又は慣習的の税に於いて現はれてゐる詐りでなく、また例外的徵稅に於いて一層よく現はれてゐるのである。例へば都市自治體はその特定の成員の犯則又は負債に對して責任を有し、また特定の成員(高級成員)は自治體全體の負債又は犯則に對して責任を有するが如くである(15)。

また數世紀の間、特定の人々は自治體から國王に負ふ債務を以て國王に負はされた。之れが普通の例は、都市が重罪人又は其の他權利を剝奪された者の財産をば獲得することを以て王に負はされるときであつて、此の場合王は便宜に捕へることの出來た市民を捕へたやうに思はれる。

他方に於いて茲に認めなければならぬことは、此のコミュニンの責任が或る一定程度の自治と關係を有したこと之れである。而してノルマン系の國王の治世下に於いて吾々は都市が特許なしにコン

15. Madox, p. 154.

ミューンを設定して之れが爲め冥加料を取られた多くの事例を有してゐる。此の事は此の初歩の團結が一の特權と見做されたことを證するものである。

だが間もなく國王はバロンに對抗して都市と提携することが王の利益であることを見出だした。而して特許狀は益々有利的となつたのである(16)。

第五節 封建制度衰頹の經濟的理由—— 安固の増大

封建制度が錯雜な起原を有したやうに、それはまた様々な影響に依つて崩壊された。即ち憲法上、法律上、宗教上、經濟上の影響は封建制度崩壊の氣運を作つたのである。だが經濟上の影響は最も重要なものであつた。茲では經濟上の影響を出来る限り諸他の因素から分離して考察するであらう。經濟現象の完全なる抽象を期待することは、封建制度の性質其のものから明かではあるけれども、然かも、アダム・スミスが同一問題を取扱ふに當つて範例を示してゐる通り、諸他の影響は之れを經濟的立場から考察し得る。其の點は、封建制度を崩壊するの傾向ありし大諸力の尤なるもの即ち安固の増大のよく例證するところである。此の場合に於いて、憲法上及び法律上の相面の重要は之れを看過することが出来ぬ。例へば英國にありては、嚴格なる封建制度に對する第一撃は一〇八六

16. Adam Smith, Bk. III., Ch. III.

年サリスベリーの大會議に於いてウイリアム一世に依つて與へられた。其の席上總ての土地保有者は王に忠順を誓つたのである。此の事件は通常封建制度の形式上の設立と見做されるのであるが、然かもそれは眞實のところ封建制度衰頹の始を表示するものである。スタップス曰く『それは封建制度の分裂力に對抗して取られし用心の手段であつて、君主と總ての土地自由保有者との間の直接の結帶を供するものである。而して彼れ等土地自由保有者と陪臣諸侯との間に存するヨリ劣等の關係は該結帶を破る可く彼れ等に毫も口實を與へないであらう』(17)。斯様にして、法律と正義との制度を全國に適用するの道は準備されたのである。

だが忠順を誓ふの單なる徵課は、ヨリ實體的な保證を以て支持されるに非ざればそれ自體に於いて殆んど効果がなかつたであらう。理想形態の大軍事組織に於いて封建制度は既に中央權威への完全な從順と忠誠とを徵課したのである。尤も最高等級を除く總ての等級に於いて、表示の様態は間接的たるの嫌はあつた。併し、アダム・スミスの認めてゐるやうに(18)、封建制度の下にありては、統治の權威は主腦に於いて弱きに失し、ヨリ劣等の成員に於いて強きに失した、而してヨリ劣等の成員の過度の勢力は主腦の薄弱の原因であつた。上は國王から下は最低位の家來に至るまでの一系列の從屬關係を以てして、封建制度は當然國王の權威を強め諸侯の權威を弱めなければならなかつたのである。併し乍ら其は孰れも國民の間に秩序を立て良好の政府を設立するに充分の働きをなすことが出来なかつ

17. Stubbs, Vol. I., Ch. IX., p. 299 參照。
18. Wealth of Nations, Bk. III., Ch. IV.

た。何故と云ふに、其は不秩序の依つて生ずる財産状態及び生活状態を充分に變更することが出来なかつたからである。

だがウィリアム一世及び彼れの最強な後継者は分裂的諸傾向を妨止することに成功した、而して兎に角或る程度まで、經濟的立場から政府の第一職能を遂行することに成功した。彼れ等は經濟諸力の活動する相當な餘地を提供する上に於いて若干なすところあつた。また彼れ等は、よし無意識たり且つ諸他の動機に依つて刺戟されたること明かなりとは云へ、兎に角産業組織を軍役組織に代置するの道を開いたのである。國王と都市との提携は商業の發達に必要な程度の安固を樹立する上に於いて大諸侯の勢力を直接抑制すると同等に重要なものであつた。『此の様に於いて、秩序と良好の統治、及び其れ等と共に個々人の自由と安固とは、田舎の土地占有者が凡ゆる種類の暴行に露されてゐた時代に於いて都市に樹立されたのである』(19)。

諸他の國、就中印太利及び瑞西に於いては、都市は漸次に獨立共和國となつて、その近隣に於ける總ての貴族を征服し、以て彼れ等をして城を取り毀して諸他の平和な住民と同様に都市に住居するの止むを得ざるに至らしめた。之れはベルン共和國の簡單な歴史であり、兼ねて瑞西の他の若干の都市の簡單な歴史でもある。而してまた其は第十二世紀の終りから第十六世紀の初めに至るまでの伊太利の顯著な總ての共和國の多くのもの(ベニスを除く)の歴史である。

19. Adam Smith, p. 179.

封建制度の本質が軍事組織にして、高級士官側の漫性的反抗を蒙り、従つて無政府と掠奪とに陥つたことを記憶するならば、該制度の衰頹が産業の安固の増大に依つて測定され得ること明かである。無論法律や政府は此安固の増大を助長する上に於いて貢献するところはあつた。然かれども、最肝要なる力と養分とは表面下にありて默然且つ不可感知的に作用せる經濟諸動因から得られたのである。

第六節 封建制度の衰頹——貨幣支拂の擴張

身分から契約への社會進歩に於ける主たる動因は疑ひもなく貨幣使用の擴大であつた、即ち様々な種類の勤勞及び義務に對する貨幣支拂の代置であつた。

貨幣なかりせば、交換は富分配上の根本原則ではあり得ない。分配は必然に異なりたる諸形態の權威に依つて支配されなければならぬ。往古の法律や慣習が極めて嚴格であつたことは既に屢々述べたところであるが、然かも此の嚴格を弛緩せしめたる主たる動因は實に貨幣なのである。貨幣は出生、迷信、及び權力に基く特權をば破壊し又は破壊するを助成した。貨幣は勞働の自由、勤勞に比例しての報酬、及び課税に於ける犠牲の均等を増進し又は増進するを助成した。然かも勞働の自由と勤勞に比例しての報酬と課税に於ける犠牲の均等とは、倫理學が經濟學と最密接に接觸するに至る三大原則

なのである。貨幣廢止を叫ぶ社會主義者の聲は、如何に偶然の害惡が或る制度の緊要な利益から注意を轉ぜしめるかの奇妙な一事例である。善のための力にして然かも或る諸點に於いて害惡の爲めの力と化せられ得ざるものは未だ嘗てなかつた。之れ等の考察の意圖は貨幣の封建制度に及ぼせる影響に依つて例示され且つ正當化される。封建制度の場合にありては兎に角利益は全く不利益を壓倒したのである。

嚴格なる封建制度の下にありては兵役が徵課された。それは戰場に至り且つ戰場から歸還するに費される日數に關はりなしに、一定日數の役勞であつた。英國諸王の海外領地は此の人格的役勞を極めて堪へ難きものたらしめた、貨幣支拂を以て之れに置換することが欲求され且つ成就されたのは之れが爲めである。之れはスキュータージ即ち兵役免除税として知られてゐた(20)。そは英國王をして精選され訓練された志願兵を維持するを得しめ、斯くて中央權威を強めたのである。ジョンに依る此の力の惡用はマグナ・カルタ(大憲章)の諸原因の一であり、而して間接的には國庫に對する議會の權力の原因であつた。蓋し國王をして大陸戰爭と云ふ口實の下に彼れの欲する儘に兵役免除税を要求せしめてはならぬと云ふことが間もなく明白となつたからである。また他の重要な結果はロヂャーズの指摘せるところである(21)。土地自由保有者(即ちタ、農奴的役勞に依つてのみ土地を保有せざりし者)以外には何人と雖も國民軍に勤務することが出来なかつた。併し隸屬的身分は王軍に軍籍を置く

20. Madox, Exchequer, Ch. XVI. Rogers, Six Centuries, p. 29; Stubbs, Vol. I, pp. 454, 456 参照。

21. 前掲の書、p. 32.

に何等妨碍とはならなかつた。而して此の道に依り農奴は騎士の身分にさへ昇進することが出来たのである。

封建土地保有者のうち直接に王から權利を得たる土地保有者には兵役免除税が嚴格に適用された。併し彼れ等は其を下位土地保有者に轉嫁したのである。マドックス曰く(22)、「土地保有者はその領主をして國王に兵役免除税を納付するを得しめる爲め領主に兵役免除税を納めた」と。斯様にして其の結果は一見思はれる以上に一般的であつた。様々な種類の實物賃子に代り貨幣支拂を代置することは遙かに廣汎な影響を有した。而して其の行程は現代にまでも繼續したのである。英國にありては此の種の代置はノルマンの征略後間もなく王室料地に於いて始まつたやうに思はれる。

貨幣經濟採用の重要は封建制度の最低階層に於いて起つた諸變化の更によく示すところである。最初勞働賃子の制度が存してゐた。ヴァイリン(一種の農奴)は就中領主の料地に於いて一定の仕事をしたし又諸他の役勞や實物納付をなすと云ふ條件の下に彼れ等の土地を得たのである。ヴァイリンは多くの點に於いて領主の專制力を蒙つたのであるから、其の人格的自由は大いに制限されたけれども、彼れの役勞及び賃子の性質に於ける支拂は一定して居り且つ慣習的であつた。漸次に之れ等の慣習的義務は益々好都合となつたが、併し總てのうち最も好都合なる變化は貨幣支拂への轉換であつた。此の事は英國に於ては經濟的諸原因の默然たる作用に依つて果成された。地主及び其差配は、強制勞働が能

22. Madox, Exchequer, p. 469.

率低く且つ様々な時及び所の必要に容易に調整されざることを認められた。或る場合にありては、地主は習慣上の分量よりも一層多くを要し、又或る場合には習慣上の分量よりも一層少くを要した。だが彼れ等の常に必要なりし一つの物件は貨幣であつた。ヴェイリンの見地からしても、貨幣支拂への變移は同じく望まじきことであつた。強制労働の廢止は勞賃を儲け且つ從つて貯蓄するの機會を與へた。斯くて代償金の方法と相並行して保有地の面積に益々不劃一を生じた。土地自由保有者が隸地を獲得するの常習に依つて該方法は容易にせられ、また有利な結果が増加された。代償金の率は低く且つ一定してゐた。斯様にして、自作農夫作出への第一歩は踏み出されたのである。

黒死病の發生(一三四九年)は解放の業を殆んど完成した。それは既に進行せる運動をば勢ひと速さとの上に於いて増進した。地主は生得權を其の價值以下にて賣つたことを發見したが時既に遅かつた。彼れ等地主は徒勞にも舊の強制労働を徵課せんと努めた。收穫は地に生えた儘腐るに委せられた。而してヴェイリンは其の到る所何處に於いても歡迎されたのである。斯くて労働の不足と労働の高價格とは地主が差配の監督に依つて耕作を行ふことを不利益ならしめた。而して料地自體さへも大部分は小農夫地に併呑されるに至つた。その變遷の方法は農業要具附きの土地賃貸借であつた。地主は土地及び農業要具を賃貸借契約で小作人に貸した。原則の上に於て此の制度は一種の二分益農地制であつた。併し乍ら重要な細點に於いて相違してゐた。それは一時の方便と見做された。賃子は短期的に定められ

た。そして周期的に調整するの道が開かれてあつた。農業要具は小作人に尊重された。そして賃貸借契約の終了と共に償還された。其の制度は平均約七十年程續いたが、此の期間の終りに於いて小作人達は實際上獨立せる郷士となつたか又は自らの資本を有する農夫となつたか孰れかであつた。斯様な譯で、英國に於いては經濟諸力は第十四世紀に於いて社會革命を果成したが、獨逸や露西亞にありては此の社會革命は僅かに第十九世紀に於いて國家の直接干渉に依つて果成されたのである。

英國の諸都市に於ける封建的勢力の衰頹及び自由と自治との増大は特殊の支拂制度と密接な關係があつた。最初、國王が彼れの諸都市から收受したる毎年利益は異なりたる方法で徵收せられ且つ支拂はれた。時には其れ等は州執行官に依つて徵收された。また時には都市は特定の人に請負はされた。而して時の經過するにつれ、都市の收税は一定年期の間又は永年に亘りて市民自身に請負はされた(23)。中世期に於いては、その本原に於いて比例的又は可變的なりし諸納付が恆定的となるの不斷の傾向が存した。此のやうにして、國王や諸他の勢力者は一般に、都市の富の増大に應じて己が配當分を増加しゆくことが出来なかつたのである。納付の恆定化はまた自然的に照應の特權を恆久的ならしめた。而して之れ等の特權は附加的納付(之れ等はまた恆定的となつた)の代償として常に増加された。斯様な譯で、國王は大なる收入を犠牲にしたけれども、然かも國全體の利得は此の損失を償つて遙かに餘りあつたのである。都市徵稅權の讓渡は都市の進歩發達に必要であつた。而して都市の進歩

發達は國の改良發展に必要であつた。

第七節 封建制度の衰頹——三 土地法の變化

凡ゆる種類の負擔や役勞に代つて貨幣納付を代置したことは土地讓渡の自由に對して道を開いたのである。而して之れと相並行して遺贈の自由は第一線に出て來た。だが貴族の家族本能は彼れ等をして嚴格なる相續限定制度を樹立すべく大いに努力せしめた。併し其の試みは、社會の常識と就中教會の利益と言表を與へた所の様々な法律的假定に依つて打敗られた。他方に於いて、貴族等は彼れ等の土地を固持せんと努め乍ら、然かも封建的土地保有に附帶せる諸々の義務から免かれんとした。彼れ等は所有をば義務に對して單に名義的たらしめ、負擔を出來る限り小ならしめんと努めた。此の事は使用の制度又は信託の制度に導いたのであつて、之れはまた移轉の秘密を含蓄したものである。此の發明は教會のなしたところとされてゐるが、併し貴族達は此の制度を旨く適用したもので、漸次に常習となつて仕舞つた。されば、經濟諸觀念の勝利は原則の上に於いて完成はしたけれども、そは方法の上に於いて完成までには餘程遠かつたのである。そはタゞ煩はしき法律上の工夫を使用するに依つて成就されたのである。而して之れが悪結果は今も尙ほ残つてゐる。

第八章 近代の土地所有と産業の自由

第一節 議論の梗概

先行二章に於いて私は、多少の變形は之れあるも大體に於いては殆んど萬國的に行はたと思はれる。二大土地保有制度を吟味した。本章及び次章に於いては、之れ等の制度の殘跡の經濟影響と、産業自由の發達と共に起りし土地に影響する立法の諸原則と、之れ等の原則の近年の修正の若干とを指示するであらう。之れを約言すれば、私の目的は現代に於いて重要な若干種類の土地法の經濟的影響を吟味することである。私は先づ第一に近代の意味に於いての土地所有に關する法律を考察し、次いで地主と土地賃借人(又は小作人)とに關する法律を考察するのであらう。

第二節 土地移轉上の困難に就いて

舊法律及び舊慣習の殘跡の主たる結果の一は、土地が諸他形態の財産程に容易に賣買さるゝ能はざること之れである。英蘭及び蘇格蘭に於いては近年大なる進歩をなした。併し乍ら土地の移轉が、産

業自由の制度の下に於いて根本的と考へられるカノ簡單さが不足してゐると云ふ事實は尙ほ依然として残存してゐる。本書の範圍に於いては専門上の法律的困難の性質を指示することは不可能であらう。茲に私の爲さんとする總ては、賣却即ち移轉の方面に於ける斯かる困難の影響をば吟味することである。

一 第一には、不必要なる法律上の失費に於ける浪費がある。例へば、名義の性質を確めるに要する失費の如きである。だが茲に認む可きことは、場合の性質上土地は諸他形態の財産例へば有價證券の如く容易に移轉さるゝ能はざること之れである。『株式は何等境界を有せず、何等鐵物を隠さず、何等獵獸獵禽を支持せず、何等十分一税を納めず、何等地役權を容れず、毫も小作人に賃貸されず、且つ隣接の所有者に依つて煩はされない』(1)。失費は今や、一般に考へられる程に大ではない、兎も角證書の登記の制度の行はれてゐる蘇格蘭に於いて然りである。オルジョ・ジェーミソンの計算に従へば、大莊地の場合に於いて平均失費は鐵道株を移轉するの失費と略ぼ相等しい、而して法律の要求する印紙は法律上の失費の半額より稍大である(2)。

だが失費は莊地の價値に比例するのではなくして、小財産の場合に於いては相對的に遙かに過重である。故に其の限りに於いて小分量に於ける土地の移轉には特別の妨止が課せられてある譯である。だが既に述べたる理由に依り、土地移轉に關係ある總ての失費の廢止が、大不列顛に於いて自作農制

度に導くか何うかは疑はしい。

二 ジェーミソンの云ふが如く『簡單と容易とは安直程に價値あるものである』(3)、而して法律の取手取りは屢々法律の費用よりも一層大なる影響を有する。また、名義を確める上に於いての如何なる不確又は困難と雖も抵當借りを困難ならしめる。而して他方に於いて、様々な種類の拘束は、就中之れが多かれ少なかれ秘密に影響されるとき、同じく移轉を困難ならしめる。之れが結果、土地は其を最もよく利用することの出来る人々の手に移らないことになる。土地と關聯せる最惡の弊害の一は、多くの場合名義上の所有者が實質上の所有者でないこと之れである。土地に定着することの經濟的職能が往時程に重要でないことは、注目に値する。土地賃子は、近年の經濟の示せる通り、決して最確實な形態の所得ではない。土地はそれが常に現に實在するが故に特別に安全であると考へることは奇妙な通俗的謬見である。毫も賃子を齎さざる土地が其の上の空氣と同じく殆んど價値なきものであることは忘れられてゐる。

三 土地を特定の家族に於て保つるの觀念は、近代の條件の下にありては本質的に反經濟的である。眞實、英蘭及び蘇格蘭に於いて土地が今や嚴格に相續限定を受けるとの通俗的觀念は幸にも、丁度佛蘭西に於いて土地が強制的に分割されると同様に長子相續法に依つて土地が必然的に長子の手に渡るとの觀念と同程度に誤謬である。相續限定及び長子相續の双方はその勢力の多くを法律から得たので

3. 前掲の書、p. 16.

1. Osborne Morgan, Land Law Reform in England, p. 10.
2. Au'djo Jamieson, Transactions of the Chartered Accountants Students' Society of Edinburgh, Vol. I, Ch. I.

はなくして慣習から得たのである。だが慣習は歴史及び感情に於いて深い根を有してゐる。相續限定が比較的嚴格なるときは、其の弊決して僅少ではない。

第三節 大莊地の利益

大なる家族莊地が毫も利益を有して居らぬと考へるのは、重大な誤謬であらう。通俗の非難に同意するに先立ち、次ぎの諸點を考察しなければならぬ。大規模の所有は必ずしも大規模の耕作を意味するものではない。莊地が大なれば大なる程、其れだけ其の所有者は自ら耕作するの意傾がない。而して經濟上之れが反つて利益であると私は敢て云ふ。單なる所有が技術的農業的熟練を意味せざること、は鐵道株の所有が機關車を動かすの能力を意味せざると同様である。大不列顛に於いては、五十萬人以上の小作農夫が存在してゐる。而して彼れ等は世界に於いて最も熟練的である。蘇格蘭の農夫は英蘭の農夫よりも勝れてゐると云はれてゐる。然かも蘇格蘭に於いて莊地は一層大である。地主と小作人との關係は一般に大莊地に於いて一層良好である。所有主はヨリ多く責任を感じる。莊地は一般の原則に依つて支配せられ、而して其れ程氣儘に對する餘地は存しない。家族の傳統が侵染して大地主は今や或る點に於いて立憲君主のやうなものである。保有財産のヨリ大なる安回が存する。英蘭に於いては、多くの農地は年々の小作地として數世代の間同一家族に於いて保有されてゐる。所謂相當の

商業賃子なるものは錯雜な原因に依存するのであつて、之れを秤定することは困難である。土地賃貸借の契約を餘り嚴格に解釋せざるが良好であるのは、之れが爲めである。近年大不列顛に於いては、未曾有の價格低落に依り、賃子を下げることが必要なりと認められてゐる。大地主は賃子の引下げに於いて遙かに躊躇するところなく且つ遙かに寛大である。事實として、小莊地の賃子は所得の正確な源である。而してそは一般に債務と尊嚴とを負はされてゐる。蘇格蘭のレアード(地頭)は領主でもなく又郷士でもない。而して彼れの莊地が併吞せられ又は分割されることの早ければ早い程、それだけ國の爲めには良好である。小地主は永久的改良を施す爲めの資本をば殆んど有して居らぬ。永久的の土地改良は大不列顛に於ては一般の地主の行ふところである。極めて小さい小作人の場合は無論特異のものであるが、併し經濟の示すところでは、原則として彼れ等は大地主の下にありては、一層良好に暮してゐる。最も苛酷なる賃貸料を課するものは外國の農民地主にして例へばフランダース人である。小莊地を辯護する主要な議論は政治上且つ社會上の安定を基礎としてゐる。併しそは大不列顛に於けるよりも諸他の國例へば佛蘭西及び獨逸に於て一層重要である。且又此の種の利益は想像される程大なること稀である、之れは小地産を抵當に入れるの有害な且つ明かに不可避的な慣習に由るものである。古代希臘に於いては、高利貸付に反抗する不斷の叫びと負擔を棒引きするの不斷の訴へがあつた。それは丁度現今露西亞や獨逸に於いて猶太人を甚だしく嫌ふのと同じであつたので、

此の猶太人排斥は人種に基くよりも遙かに多くその高利貸付に基くのである。普通大莊地を攻撃する爲めに提出される主要議論も同じく政治的且つ社會的である。大地主は民主主義に對して餘りに強大過ぎる勢力を有してゐるものと考へられてゐる。併し近年大土地所有の政治上且つ社會上の勢力は大部分減消してゐる。また茲に記憶しなければならぬことは、社會的勢力の代償として一定の社會的利益が存すること之れである。愛蘭に於ては、最大の反對論は新しい商的地主に對して向けられた。一八六〇年の法令以後、商的地主は出来る限り大なる利潤を得る爲めに土地を買ひ込んだのであつた。また、様々な種類の家族移住地を有する大莊地制度の下にありては、單一名義的の所有者よりもその關する利益遙かに大である。大不列顛に於ける土地制度は大陸の自作農制度よりも社會的安定のヨリ多く依頼すべき基礎である。

第四節 土地所有の經濟原則の近年の修正

英國に於いて、商的制度が完全に土地に適用される既に以前に、換言すれば、舊殘跡が消滅する以前に、異なりたる諸原則に對する新修正が採用されたことは、注目すべき事象である。發展の自然的過程は所有を借有から區別して、様々な種類の慣習的土地保有に對し約定的土地保有を代置することであつた。之れ等の封建的義務及び共同權は大部分廢止された。而して地主は比例的にヨリ大なる自

由を獲得した。之れが好例は第十九世紀に於けるプロシヤの農業立法の提供するところである。「それは封建的建物の破壊と之れを構成せる材料の除去とを以て特徴とする」(4)。改革以前にありては、田夫は領主が貴族地を保有すると同じやうな名義に依つて田夫地を保有してゐた。田夫は普通の意味に於いての賃子を毫も支拂はなかつた。彼れは一定の役勞を爲すことを強ひられた。改革の本質は田夫が田夫地の一部分を譲ることに依つて彼れ等の役勞を皆濟するを得且つ封建的義務から自由に殘部の田夫地を保有することに存した。貴族の土地の一部を取ることに依り自作農が樹立されたとの通俗の觀念は正に眞實の逆である(5)。

「一切の進歩的社會に於いては、土地所有者の權利義務及び土地賃借人の權利義務に關する法律は變化の不變な情勢に従ふの傾向がある。當事者は彼れ等自らの懸引をなすことをば許されてゐる。土地は他の孰れの貨物とも同等に取扱はれ得る」(6)。此の變化の情勢が完成されたとき、吾々は地主が土地をば彼れの欲する儘に處分することが出来、且つ若し彼れが欲するならば、合法的契約の普通原則に合致する如何なる條件にても土地を賃貸することが出来ると考へ得る。だが近年英國の各所に於いて、舊の束縛が全く除去され終る以前に、新しい束縛が課せられたのである。換言すれば、所有及び保有の往古の混雜への復歸が行はれてゐるのである。而して所有者の權利の或るものは小作人に移轉されてゐるのである。之れに關係ある諸原則は之れを次章に於いて概述するであらう。

4. R. B. D. Morier, Systems of Land Tenure—"Prussia"
5. Morier, Systems of Land Tenure, P. 362, note; Richey, Irish Land Law, P. 5. note. 6. Richey, Irish Land Laws, p. 8.

第九章 土地賃貸借の契約

第一節 土地賃貸借に於ける自由取引

好著『愛蘭土地法』に於いて(1)、リッチー博士は、明かに對比の方法に依つて彼れの論題を例示するの目的を以て、ナポレオン法典に現はれたる佛蘭西法の記事をば紹介の方式に依つて與へてゐる。此の法律の諸原則は大體に於いて羅馬の大法律學者の發展せしめたところのものであつたが、其れ等の法律學者は封建的勢力から全く自由だつたのである。約言すれば、佛蘭西法は土地の賃貸借の場合に對して自由取引の原則を最も完全に且つ最も公平に適用したところのものである。此制度に従へば他の一切の貨物に適用されると同一の原則が土地に適用される。地主と小作人との相對的權利義務は全然契約に依存する。如何なる契約をも害ふであらう所の權力又は詐欺又は他の缺點の形跡を示すことなしに如何なる種類の契約をも爲すことが出来る。而してタ、合意が無言なる限りに於いてのみ、争ひの場合に法律は公平な分割を確保する爲め干渉を行ふのである。同一の諸原則は嚴正な公平を以て地主及び小作人にも適用される。本問題は賃子、改良に對する賠償、小作年限と云ふ三箇の問題と

1. Irish Land Laws, chs. III-V.

關聯して考察することにする。

第二節 自由取引制度の下に於ける賃子

物の賣却の場合に於けると同一の原則が適用される。土地の使用は一定年限の間年賦支拂の方法を以て賣却されるものと考へられる。今や普通の販賣に於いては、タ、一方側又は他方側の壓迫を意味する程に價格が馬鹿馬鹿しく高く(又は低く)ある場合に於いてのみ、法廷は干渉するであらう。されば、地主は年産物が兎に角賃子を超過することを契約してゐなければならぬと考へられる。故に若し收穫が凶作なる場合には、地主は損失を分擔しなければならぬ。實際上に於ては或る原則が必要である。而して損失を分擔するの責任はタ、收穫が平均量の半分以下なる場合に於いてのみ生ずるのである。而して一定年限の場合に於いては、小作人は豊作も凶作も共に勘定に入れるとき收穫の半分以上を損失してゐることを示さなければならぬ。斯様な次第で法律は相當な賃子なるものを決定せんとはしない。法律は企業と投機的掛引とに對して充分の餘地を残してゐる。地主が價值ある對象を賃借するとの隱然の條件が充たされざるとき(實際上の吟味標準は此の收穫半分の原則である)に於いてのみ法律は干渉する。

第三節 公平な賃子又は公正賃子

愛蘭の全般及び蘇格蘭の一部に於いて、近年法律の干渉は大いに擴張された。而して多くの地方に於いては更に一層大なる擴張が要求されてゐる。政府は一定年限の間公平な賃子を定むるの勞を取つてゐる。之れは何等かの一般原則の適用に依つて行はんとするのではなくして、各特定の場合に於ける正確な評價に依つて行はんとするのである。契約の公平な分野への此の注意すべき侵入の依つて行はる可き理由に注目することは興味がある。無論私は經濟的と見做さるゝ能はざる政治上の緊要を論外に置く。當面の目的に對しては、公正賃子が如何なる場合に於いても經濟上正當であるか如何かを考察すれば充分である。

土地賃貸借の契約に際して地主と小作人とは平等の地位に立つものではない。一方側に於いては土地渴望があり他方側に於いては獨占があると主張される。茲に直ちに許容し得ることは、愛蘭の舊コチアール(一種の小さい小作人)の苛酷な借地料が佛蘭西法の自由取引原則の觀點から之れを見るも全く不正當なものであつたこと之れである。吾々は更に一步を進めて、此の種の土地渴望及び農民窮乏が儼として存する以上契約の自由が一の空名であつたことを認容することが出来る。假令好意的な法律があつたにしても、小作人達は法廷に訴ふ可き資力も大膽さもなかつた。其れ故に政治の直接干渉

が望ましかつたのである。併し茲に注意深く注目しなければならぬことは、其の限り干渉の眞實の根據が第一には獨占を監督するの國家の權利と第二には貧困を緩和するの國家の義務とにして、之れ等の二根據がその性質上本質的に別箇のものであること之れである。茲に於いてか、土地渴望に於ける根本害惡は常に苛酷の賃子であるかとの問題が起り得る。土地の零細化が存在するところでは、公平な賃子(小作人の支拂能力から判斷しての)が零以下であることは、最も確かなことである。而して保有地が充分大なるとき、苛酷な賃子徴収が其れ自體政府干渉を正當化する程であつたことがあるか何うか疑ひ得る。眞實の農民窮乏の場合に於いて、公正賃子は單に院外救恤の方法たるに過ぎぬ。而して救恤は一般に餘りに小に過ぎて困窮を緩和することが出來ず、且つ眞實のところ移出に對する他の誘因を奪ふことに依り害惡を永久化するの傾向がある。

私の吟味してゐる議論が最低形態の一般勞働に適用し得ることは、之れを認むる價值がある。例へば苦汗搾取の親方とその犠牲者との場合に於けるが如く、資本と勞働とが平等の地位に立つに非ずと云ひ得る。而して貧民の家屋賃子(家賃)が獨占到依つて支配されると云ひ得る。併し乍ら昔の救貧法の下に公平な勞賃を決定し、また公平な賃子にて屋室を給與せんとするは、助成することの逆である。

だが若し耕作者が貧民ならず且つ地主が獨占者ならざる場合には、公正賃子は若し之れを辯護する

ならば、他の根據の上に支持されなければならぬこと明かである。英國の普通の農夫は幸に土地渴望にも又地主の横暴にも苦しんでゐない。現今では、土地が渴望されるに非ずして、反つて小作人が渴望されてゐる、而して多くの場合地主は小作人を止どまらしめるのに賄賂を使はなければならぬ有様である。之れ等の事情にありては、公正賃子の要求に對して口實を與へることは容易でない。

洵に、一劃の土地が眞實に支拂ひ得しむる賃子をば一定年間豫想することは極めて困難である。細點は之れを暫く論外に置くも、既に理由の不確と價格の不確とが存する。だが利害關係の最も大なる人々にすら判らざることをば政府が豫見し得ると考へるならば、それこそ許し難き謬想である。現在では、眞實のところ公正賃子の豫告は恐らく天氣豫報程にも信賴來出ないであらう。

既往に溯る公正賃子、即ち現在借地せる小作人の爲めの公正賃子、に對する致命的の異論は、一層有能なる小作人の競争を排斥すると云ふ點にある。實際上の結果は現在の小作人に所有權の一部を手渡すことである。所で茲に認めなければならぬことは、若し國家が不慮の損失と云ふ理由に基いて引き下げの調整に干渉すべきものならば、之れと等しき理由に依り、如上の事情と反對の不慮の利潤の場合に於いては國家が地主を助けなければならぬこと之れである。

例外的の場合に於ける政府干渉を辯護する爲めに時に提出される他の一理由がある。茲に例外的場合と云ふのは、若し賃子が徴收されるならば、多數の小作人が破産の危険に陥る場合である。其の論

據とするところは、農業は斯かる大衆の産業にして、之れに要する資本と熟練とは之れを作り上げるに極めて長い年月を必要とする爲め、現在の小作人を滅亡さすに近き事態は其の如何なるものでも國家の災難であると云ふにある。だが第一に念頭に置かなければならぬことは、滅亡切迫の聲を聞く既に久しきにも拘らず農業が堅實に進歩してゐること之れである。而して第二には、斯かる災難の襲來する恐れあるとき、自發的に賃子の引下げを行ふ方が地主の利益であること之れである。大不列顛に於ける近年の賃子割引は確かに好意的な感情を表明した、併し又其れ等は健全なる理解を表明した。尙ほ茲に附言し得ることは、若し不顯列の農業が眞實滅亡の危険に瀕したとすれば、賃子の全部廢止は此の危険を阻止するに殆んど效力ないであらうこと之である。

第四節 自由取引制度の下に於ける 對改良の賠償

土地改良に關する佛蘭西法の一般原則は、小作人が農地を去るに當つて、其を受け取りたると正に同一の状態に於て其を返環すべきこと——無論之れと反對の自發的協定をなす場合は別である——之れである。夫れ故に小作人は此の條件に合致して彼れの出來る一切のもの——例へば建物——を取り去るの權利を有して居る。而して逆に、地主は可能なる限りに於いて彼れの欲する何物をも小作人を

して取り除かしめることが出来る。だが若し地主が改良を保留せんと欲するならば、彼等は、後續の價值騰高に毫も拘りなく、本原の費用を與へさへすれば、斯くなすことが出来る。此の原則の明白な結果は、小作人が地主の同意なしに重大な變更を施すことを阻止することである。其觀念は、土地が一定期間一定の目的に對して賃貸されること、及び若し小作人が意識的に此の限界を越ゆるとき、彼等は毫も之れが要求權を有せぬこと之れである。同時にまた、地主は言はゞ沒收に依つて小作人に罰金を課することが出来ぬ。此の場合には混合せる二種の財産を分離する場合である。即ち小作人は本原の費用を得るが、併し價值の上の騰高は凡て土地に歸するのである。同一の原則は小作人に依る改悪又は荒損の場合にも適用し得る。小作人は經濟的處理の原則に従つて土地を取扱はなければならぬ。而して建物墻垣等を元の狀態にして返さなければならぬ。

愛蘭に於いて、また低い程度では大不列顛に於いても、立法は小作人の利益になるよう大いに干渉してゐる。而して其の原則は注意深い注目に値する。

第五節 小作人權利と自由賣却

愛蘭の土地保有權に關する近年の革命の原則を僅かに一節を以つて論じ去ることは困難な仕事である。だが當面の目的に對しては細點を避けるが最良である。アルスターに於いては、小作人が總ての

改良を施すの慣習が長い間行はれてゐた。而して此の慣習に基いて、其れ等の改良を後續の小作人に賣却するの權利が發達した。愛蘭の他の地方にありては、小作人が總ての改良を行ふの慣習が照應的の權利なしに行はれた、而して地主は賃子を増收することに依り、實際上小作人の行つた改良を奪つたのである。然かも辛苦は在外主義(地主が其の土地に在住せざる主義——例へば東京在住の或る貴族が朝鮮に廣大の地所を所有するが如きである)の風習に依つて惡化されたのである。改革の第一歩(一八六〇年)は舊封建法の一切の殘跡を廢除して、佛蘭西制度に於けるが如く地主對小作人の關係を契約の關係となすことであつた。だが地主と大多數の小作人との間に於けるが如くに、契約の眞實の自由が存しないし又存し得ない、何故と云ふに、小作人は放逐された場合に他に生活の道がないからである。従つて小作人は如何なる條件にも服従しなければならぬと信ぜられた。權利の拘束があつて面倒な多くの莊地は資本家に賣却された。資本家は貨幣を産出する爲めの投資物件として其れ等の莊地を買つた。之れが結果、苛酷地代が更に騰貴した、而して更に甚だしきことには、改良の沒收が行はれた。放逐の威嚇は均衡に於ける刀劍であつた。

夫れ故に、借地權の安固を與へんとするの方策が行はれた(一八七〇年)。茲に誘入された原則は即ち權利侵害に對する賠償の原則であつた。地主は尙ほ依然として放逐を斷行し得たであらうが、併し其の手續きは出費多きものとなつた。其の原則は新奇であつた、而して之れが適用の示せしことは、

該原則が間接的な結果のために誘入されたこと之れである。兎に角意圖したと意圖せざりしとに論なく、其の結果は間もなく現はれた。無論地主は、放逐の理由が賃子の不拂であつた場合には、権利侵害に對する賠償をなすの要がなかつた。だが然からざる限り、小作人は實際上彼れの未納金が彼れを逐ひ拂ふの消費に等しくなる迄無賃子にて生活することが出来た。而して若し彼れが其れ以前に放逐されるとすれば、彼れは如實に利益をさへ得るであらう。併し賃子の不拂が賠償の権利を破壊した場合には、借地權の安固は何處にあつたか？ 地主が充全の競争價値にまで賃子を引き上げることがをば阻止する方策は何であつたか？

權利侵害に對する賠償を實在たらしめる爲めに、公正賃子を誘入するの必要が認められた。一八七〇年の法令は之れが着手の第一歩であつた。而して一八八一年には其の方法が充分に發達した。同時に茲に發見されたことは、一八七〇年の法律が小作人の行つた改良に對する彼れの權利を隱然と認めたること之れである。而して改良の効力が存する以上は、小作人が彼れの權利を最高の値附け人に賣るを許すと云ふ方案が提出された。論理上自由賣却が公平賃子と關係することは見易いことである。蓋し小作人に關して云ふならば、彼れの權利の價値は一部分は、支拂はねばならぬ賃子に依存するものにして、若し地主が欲する儘に賃子を高めることが出来るとすれば、彼れは小作人の利益を破壊することが出来るであらう。他方に於いて、若し小作人が小作地を去るに際して彼れの權利を最高價格に

て賣ることが許されてあるならば、賃子の自然的騰高に依り公平に地主に歸屬するところのものをば小作人は入手することになる。だが、自由賣却が公平な賃子を殺すことも同じく明白である。若し土地渴望が存するならば、小作人權利の價値は競争に依つて極端點にまで押し上げられ、爲めに其の金額の利子と公正賃子とを加算した額は苛酷賃子の額に達するであらう。

第六節 小作年限

借地期間の長短は公平賃子及び自由賣却と關係を有してゐるが、併し其の要點は分離的に説明するの値打がある、借地年限の長短は、佛蘭西法の下にありては、無論契約の定むるところに任せてゐる、而して争ひの起つた場合には、其の場合の事情を斟酌する。適用される一般原則は、資本を回收し收獲を刈入れるのに一定の期間を要すること之れである。其れ以上の借地年限は明かに競争を排斥し、従つて地主及び土地を得んと欲する人々に對して不正である。借地權の長期は必然的に公平賃子と關係する。然からざる場合、地主は放逐を實現する爲めに賃子を引き上げさへすればよいのである。

第七節 土地賃貸借に關係ある英國法上の近年の變化

大不列顛に於いては、蘇格蘭のクロフター(小田圃小作人)の場合には之れを例外として、土地賃借上の契約自由に於ける侵入は其れ程大ではなかつた。だが之れが端緒は爲されて居り、而して既に法律は修正を必要としてゐる。一八八三年の法令に従へば、改良は三部類に分類される。第一部類に屬するものは永久的と見做されるもの例へば建物にして、此の種の改良に關しては、協定に依る以外何等賠償が與へられない。第二の部類に屬するものは例へば排水渠溝にして、地主は自身之を造作して一定の利子を小作人に課するの選擇權を有してゐるが、併し地主が之れを拒む場合には、小作人は其を造作して賠償を要求し得る。第三部類に屬するものは例へば肥料にして、之れが賠償は強制的である。土地は真正正銘に農業目的に對して賃貸されるものと考へられること、及び經濟的處理の近代的原则に従つて土地を取扱ふ爲めに、或る一定形態の資本を地中又は地上に固着せしめることは絶對的に必要であること——が一般原則であるらしい。一層永久的な形態のものは無論(且つ慣習に依つて)地主の支給するところであるが、併し左程恆久的ならざる性質のものは小作人の提供するところである。而して小作人が借地契約期間の終了と共に回収し盡さざるが如き改良に對して賠償權を確保するは正當であると思はれる。其の場合の正當なることは、純然たる經濟的理由を基礎とするものである。即ち若し賠償が與へられない場合には、小作人は借地契約期間の終了が近づくとき土地から價値を抽出せんと努め、爲めに地主に損害を與へると云ふにある。舊の十九ヶ年借地契約制度の下に

ありては初めの六ヶ年は土地に資本を投下して其の豊度を高めるに要し、次ぎの七年間に於ては小作人は土地をば恰も愛するが如くに取扱ひ、而して最後の六ヶ年は最初の六年間に土地に投ぜられた資本の回収に費されたと云はれた。極めて屢々起るが如くに、法律が崩れるのは實際上の適用に於いてである。回収し盡さざる改良を見積ることは極めて困難である。而して異なりたる裁決者の評價には大なる相違が起つてゐるのである。また、アーガイル公の強述するやうに(2)、茲に記憶しなければならぬことは、改良に對する賠償が一般に考へられる程に大なるものでないと云ふこと之れである。蓋し特權自體が金錢上の價値を有するであらうからである。換言すれば、地主は比例的に一層大なる賃子を要求するであらう。而して小作人は之れを與へることが出来るのである。舊の所謂改良借地契約の下にあつて賃子の低かつたのは、窮極のところ永久的改良が地主の手に渡つたからである。

第十章 勞賃と勞賃學說

第一節 勞賃に關係するものとしての慣習と 競争との概説

丁度慣習的土地保有が協定的土地保有に先行したと同じやうに、慣習的勞賃は競争勞賃に先行したと云ひ得る。往古の土地保有に於いて契約の自由の或る萌芽が恆存してゐたことは眞實である。然かも此の萌芽は終ひに舊組織を破壊するに至つた。之れと同様に、勞賃の決定に於いて競争の全然缺如せしことは未だ嘗てなかつた。然かも經濟的進歩の過程に於いて、競争は支配的勢力となつたのである。だが現今最も進歩せる産業社會に於いてさへ、勞賃は一部分は、競争の下に入れるよりは寧ろ慣習の下に入れる方を隱當とする所の諸々の原因に依存してゐる。多くの經濟學者は、勞賃を取扱ふに當つて、勞働の使用に對して支拂はれる價格が即ち勞賃なりとなしてゐる、而して價格を有する他の貨物の場合に於けるが如くに、需要供給の原則及び生産費の原則を適用してゐる。アダム・スミスは云ふ(i)「對人間の需要は、他の孰れの貨物に對する需要と同じやうに、必然的に人間の生産を

制規する』と。またリカードは云ふ(2) 『労働は、賣買せられ且つ分量の上に於いて増減し得る所の他の總ての物件の如くに、その自然價格とその市場價格とを有してゐる』と。アダム・スミスもリカードも各々特異の方法にて、國民の風習及び慣習の影響を斟酌してゐる。即ちリカードは一篇文章と一脚註とに於いて之れに言及してゐるが、之れは一般に看過されてゐる。而してアダム・スミスは經濟史に關する一章(3)に於いて論じてゐるが、之れは全部又は一部分が總ての教科書に再生産されてゐる。後世の學者も、人間と其の他の貨物との間の重大な相違を指摘してはゐるが、併し一般に彼れ等は需要供給の作用を限定する限りに於いてのみ之れ等の相違を考察し來たつたに過ぎぬ。交換價値なる觀念又は價格なる觀念は尙ほ依然として根本的である。

だが本論著の設計上此の進み方は不適當である。私は慣習をば競争を限定するものとして見ずして先づ第一に、慣習を限定する諸力の一部として競争を考察するであらう。競争の力の増大を歴史的に辿るに當り、此の方法の利益は明白である。そは身分から契約への社會の進歩に關する研究の一部門として其の席を有してゐる。奴隸制や農奴制の如き極端な場合に於いては、競争なるものは先導的假設としてさへ明かに不相應な概念である。而して近代の産業制度にありては、過去條件の累積的効力の結果にして然かも勞賃に關係する多くの重大な勢力が存する。

だが第一に、勞賃を注意深く分析し、而して勞賃の依つて依存する可變諸要素を指示するは必要で

2. Principles, ch. V,
3. Bk. I, Ch. X., Pt. II.

あらう。之れ等の要素の或るものは容易に慣習の統轄の下に這入るが、之れに反し他のものはヨリ多く競争に依つて決定され易い。

而して第二に、歴史的發展の考察に先立ち、産業上の競争及び自由の制度の下に於いて勞賃を支配する諸法則をば概述することも亦必要であらう。此の進み方は一般的には財産に關して且つ特殊的には土地に關して既に採用せし所のものである。

第二節 労働量に對する實質報酬としての勞賃

労働の如く、勞賃は夫れ夫れ主觀的見地及び客觀的見地と稱してよい二箇の見地から之れを考察し得る。げにや其の言葉は往古の慣習を偲ばしめるものではなくして、寧ろ近代の哲學を回想せしめるものであるけれども、併し其れ等は當面の目的に對しては有用な約辭である。而して其の意味する區別は常に根本的に重要なものである。

先づ以て吾々は勞賃をば、或る一定の安易と幸福との犠牲に對する報酬と見做し得る、即ち近代の言葉にて表現すれば、労働者が彼れの勞苦と云ふ非效用の代價として受け取る所の效用と見做し得るのである。換言すれば、吾々は仕事なるものをば主觀的意味に於いての或る労働量の消費と見做し、而して勞賃なるものをば、生活の便宜品及び必要品の形態に於いて一定の幸福と満足とを提供するも

のを見做し得る。報酬をば單に貨幣を以て計算するとき、其の勞賃を名目勞賃(又は名義賃銀)と云ふ。而して吾々が貨幣の背後に進出して貨幣の購買するところのものを考察する場合、而して更に労働者がその勞苦に依つて得る其の他の總ての可望物件を勘定に入れる場合には、吾々は實質勞賃(又は實物賃銀)なる概念に到達する。

だが、名目勞賃の意味にしる又實質勞賃の意味にしる、兎に角勞賃なるものは常に相關名辭なると明かである。其は或る勞働量を意味する。名目勞賃に於いては、時は一般に他方側から考察される唯一の要素である、而して吾々は勞賃をば一時間當り、一日當り、一週當り、又は一年當りの或る一定貨幣となすのである。諸他の事情不變なる場合には、之れは比較の目的に對して充分であらう。併し乍ら一般に、實質勞賃を秤定するには、勞賃及び勞働量の點に於いて吾々は更に遙かに其の歩を進めなければならぬ。

勞働量に關しては、時其のものさへも其の效果に於いて劃一と考へることが出来ぬ。第一時間の勞苦と第十三時間の勞苦との間には甚大な相違がある。加之、既に詳細に述べたる如き(4)其の他の諸要素がある。勞働能率や豫備的準備や、また仕事をなすに當つての様々な一般的條件及び特殊的條件——精神的、道德的、及び肉體的條件——や壽命に對する結果は即ち其れである。

或る分量の名目勞賃に照應する實質勞賃を秤定するに當り、吾々の考察しなければならぬ諸點は次

4. 『生産論』第五章第三節。

ぎの如くである。

一 貨幣の購買力に於ける變動。之れ等の變動は窮極のところ一般物價水準の變化を結果する所の諸々の一般的原因に基因する。勞働の場合に於いて實際上重要なものは、移動の期間、即ち未だ靜止状態に達せざる期間である。此の種の變動は通貨の價値低落に依つて起ることがあるが、然かも勞賃は此の通貨の價値低落に應じて直ぐ様騰高する譯にゆかぬこと殆んど疑ひあり得ない。ロヂャーズはチユードル王朝下の通貨の價値低落をば、其れ以後長期に亘る勞働頹敗の主要原因の一として擧げてゐる。而してマコーレーは一六九五年の鑄貨改鑄以前に於ける勞働階級の困苦をば生寫してゐる。また同様に、不換紙幣の過度の發行は屢々實質勞賃の上に大なる悪影響を及ぼす。他方に於いて、貴金屬の大發見に基因する物價の騰高が大いに商業及び産業を刺戟し、爲めに實質勞賃の騰高を起すと云ふことは、若干の場合にはあり得ることである。

之れ等の一般的變動以外に、吾々はまた地方物價の變動をも考察しなければならぬ。而して名目勞賃の實質價値を秤定するに當つて、就中吾々は問題としつゝある勞働階級に於ける出費の主要項目に留意しなければならぬ。

二 支拂形式上の多様。支拂形式上の多様は細心の注意を必要とする。時には支拂はたゞ一部分のみ貨幣にてなされる。それは特に農業の場合に於いて然りである。蘇格蘭の多くの地方に於いては、

勞働者は今尙ほ依然として食事、泥炭、馬鈴薯等を受けてゐる。小家屋や小區劃の土地を受けることが屢々ある。而して時には一定數の家畜を草地に放つの權利を得ることがある。往時にありては、或る一定分量の土地の使用は最も普通な形態の勞賃であつた。實に其は勞働賃子(又は勞働地代)の比倫形態である。

三 正規外の儲けに對する機會。正規外の儲けに對する機會は時には極めて重要なものである。就中個人ではなしに家族をば勞賃收得單位として取る場合に於いて然かりである。現今では、ノールンバーランドに於いて、農業勞働者は、若し勞働する大家族を有する場合には、一層高く評價される、而して家族の儲けは相對的に大である。

四 職業の正規率。職業の正規率は之れを常に勘定に入れなければならぬ。最も屢々陥る誤謬の一是、職業のあふれが多いにも拘らず、職業の恆常性を假定し、以て時間勞賃、日勞賃、又は週勞賃をば單純な乘法に依つて年勞賃に變換することである(例へば日給に三百六十五を掛けたものを以て年給と考へるが如し)(5)。

五 臨時仕事に對する責任。様々な機會に於ける臨時仕事に對する責任は時には重要なものである。就中所爲の仕事が給付される勤勞に存する場合に於いて然りである。

斯様な次第で、實質勞賃を秤定せんとするに當り吾々は勞働量に含蓄される様々な總ての不愉快(及び時々の愉快)、並びに名目勞賃の購入する一切の便宜品及び一切の實物上の補足物を考察しなければならぬ。

5. Foxwell, Claims of Labour, p. 186 參照。

び時々の愉快)、並びに名目勞賃の購入する一切の便宜品及び一切の實物上の補足物を考察しなければならぬ。

第三節 所爲の仕事に對する支拂としての勞賃

客觀的見地からすれば、吾々は勞賃をば、或る分量の仕事の代償としてなされる支拂と見做さなければならぬ。勞働量(主觀的)は今や打勝つ可き障礙として又は勞働能率に影響するものとして僅かに間接的にしか重要ではない。雇主にとつて、最緊要な經濟的考察は、何を勞働者が感ずるかと云ふことではなくして、實に勞働者が何を爲すかと云ふことなのである。而してまた、勞働者が實質報酬として得るところのものが雇主にとつて最緊要なものではなくして、勞働者の仕事の要費するところのものが最緊要なのである。勞働能率が勞働量に代つて根本的となり、而して實質費用が實質勞賃に代つて根本的となる。勞働能率に影響する諸原因は既に『生産論』中第五章第四節に於いて吟味した。人種の質(精神上及び肉體上)、食物其の他の必要品の供給、衛生情況、様々な種類の智的及び道德的活動力、及び分業中並びに産業組織中に抱有される諸要素が即ち其れである。

勞働の實質費用に關しては、吾々は常に支拂はるゝ貨幣を勘定に入れなければならぬのみならず、また雇主側の犠牲を意味する一切の物をも勘定に入れなければならぬ。約言すれば、實質報酬に影響

するものとして前節に概述したる様々な要素は之れを逆に實質費用に影響するものとして勘定に入れなければならぬ。

所爲の仕事の分量は種々なる方法に依つて測定され得る。即ち次ぎの如し。一、時間に依つて測定される。だが此の場合に於いて、若し協定が任意的である場合には、或る一定の仕事を爲すと云ふ(之れは他の何等かの標準に依つて測定する)暗黙の又は表示の條件が常に存するのである。而して若し労働が強制される場合には、何等かの種類の刑罰は同一の目的を確保する爲めに使用される。二、或場合にありては、特定された時間に於いて一定の課業をしなければならぬことがある。例へば一日に一エーカー分の穀物を刈り取るが如きである。三、時には仕事は出来高に依つて測定されて、時間は仕事する者の任意に放任されてあることがある。だが此の場合と雖も、實際上は、或る一定の時間に或る一定の最小分量をなすと云ふ暗黙の又は表示の條件が存する。仕事に對する之れ等の測定方法に照應して、その受くる勞賃は之れを夫れ夫れ時間拂勞賃、課業拂勞賃、及び出来高拂勞賃と云ふ。だが少しく考へれば、此の相違が強調の調整に依存することが判るであらう。例へば家庭の召使は殆んど必然的に時間拂勞賃を受けるのであるが、然かも彼れ等が或る一定の質の或る一定分量の仕事なすに非ざれば、免職されるであらう。だが給付される勤勞に於ける多様は仕事の正確な測定を不可能ならしめる。また課業拂の仕事若しくは出来高拂の仕事に於いても、該仕事に費す時間は屢々極めて

重要である。而して所與の時間を以てヨリ多くの仕事をなす場合には、比例的以上に高い勞賃の支拂はれることが屢々ある。例へば、天氣に依存する總ての作業に於いて然かるが如くである。念入りに爲された出事高拂仕事、即ち仕事の正常時間以上の時間を掛けて爲された出来高拂仕事は一般にヨリ高く支拂はれる。

第四節 労働者と雇主との間の利益の對立

最大分量の實質報酬に對して最小分量の労働を與へることは、仕事をする者にとつての經濟的利益である。また雇主にとつては、最小分量の實質費用を以て最大分量の仕事を得ることは、經濟的利益である。斯様な譯で、利益對立の諸要素は常に存在してゐる。而して一般に偏見や相關する眞實の利害をよく辨へざることやに依つて其の對立は一層激烈にされてゐるのである。最も單純な場合を取つて見やう。労働者は無論一日にヨリ少い時間働いてヨリ高い勞賃を得んと欲し、また反對に、彼れの雇主はヨリ多くの時間働かせてヨリ少い勞賃を與へんと欲する。前者は、或る一定の點を越えては、時間が少くなる場合には勞賃が低下しなければならぬと云ふことを忘れ易く、之れに反し、後者は相當に短時間の仕事と相當に高い支拂とに依つて労働能率を増進することを充分に計らない。

併し乍ら最單純なる場合は勞賃問題の現實の複雑性を公平に代表するものではない。労働量を構成

する諸要素の一にして、然かも外見上の利益對立を惹起しないものはない。而して此の事は照應的の實質勞賃に就いても等しく眞である。時間と貨幣との單純な要素を去るとき、吾々は漠然たる概略の地域に這入るやうに思はれる。併し様々な種類の利善と害惡とは、よしや正確に測定すること不可能なりと雖も、極めて眞實であり得る。而して勞働階級の眞實の經濟的進歩(又は頹敗)は生活と仕事との様々な條件を勘定に入れる場合に於いてのみ秤定され得ること確かである。最低形態の奴隷勞働と最高形態の自由勞働との間には無数の等級が存する。古代の奴隷中には、その主人に依つて最も好意的且つ友誼的に取扱はれたものがあるかと思へば、近代の自由勞働者中には、名義上は自由なるも然かも其の實は奴隷と異ならざる取扱ひを受けてゐるものがある。

慣習が屢々至上に重要であるのは、仕事の條件(一般的及び特殊的の條件)の決定に於いてである。假令時間や貨幣や仕事量が自由契約に依つて定められる場合に於いてさへ、慣習の課する暗黙の條件や法律(既に述べた通り、法律は經濟上一種の慣習と見做され得る)の強制的に課する條件の若干が常に存する。

勞働者と雇主との間の利益の衝突に於いて、本書に解する廣い意味に於いての慣習は時には一方側を利し、また時には他方側を利する。だが全體としては、進歩的社會の歴史を辿るとき、競争と企業の自由とは仕事と勞賃との決定に於いて慣習と權威との範圍を不斷に減じて來たやうに思はれる。經濟研究のうちの最も重要な且つ最も興味あるものの一は、此の行程に依つて勞働階級の條件が果して

改善されて來たか何うかと云ふことである。蓋し、若し改善されずとの回答を下すならば、個人的自由の制限に有利な推定がなされ得るからである。

此の問題の困難は、慣習が——その諸形態の或るものに於いて——外見上は産業自由を拘束するが如く見え乍ら、然かも其の實、産業自由を増加して來たこと、及び時には慣習が徐々に移動せる競争の變裝形態であることを認めるとき、更に一層増加するのである。

第五節 勞働者と雇主との利益の調和

多くの場合、勞働者と雇主との經濟的利益は單に外見的に相對立するに過ぎぬ。而して困難は強者側にとつて眞實の調和を認知することである。ロヂャーズの記するところに據れば(6)、立法院の法令にして自由放任の原則に干渉し且つ經驗の驗證を経たるものは凡て是認された、何故と云ふに其は一般に勞働能率を増加したからである。明かにタ、勞働の強度(福田徳三博士の所謂勞働效程)を減ずるを以て目的としたる多くの制度、法律、及び慣習はまた雇主の爲めに爲される仕事をも増加したと、殆んど疑ひがあり得ない。同様に、貨幣勞賃の騰高は屢々勞働費用の減少を結果したのである(7)而して『安い勞働は高い勞働』と云ふ命題は夙に曲論ではなくなつて仕舞つたのである(8)。殊に本問題をば國民的見地から然かも極めて長期に亘りて考察するとき、此の眞實の調和は一層明白となる

6. Six Centuries p. 528

7. Brentano, Arbeitslohn und Arbeitszeit, 2 Aufl. s. 2 参照。

8. J. Schoenhof, The Economy of High Wages (英譯)参照。

のである。

同時に茲に容認しなければならぬことは、パスチャの如き論者の唱へる樂觀的な調和論が事實の真相から遠ざかつてゐること之れである。或る諸點に於ける利益の衝突は他の諸點に於ける利益の調和と同じく眞實である。洵に國の生産力上の一般的増加は其れだけ總ての階級を利益するの傾向がある。而して分配する可き物量が一層大なる場合には、總ての種類の所得は一齊に増加すること可能である。アダム・スミスは述べて曰く(9)、労働の賃銀を騰高せしめるものは、國富の現實の分量ではなくして、その不斷の増加であると。而して此の議論の假定せることは、雇主の所得が増加すると労働に對して費される分量がヨリ多くなると云ふこと之れである。だが、國の繁榮の最も決定的な徴證は住民數の増加であるともスミスは主張してゐる。最初の命題に含蓄されてある勞賃論は兎に角不完全である、而して第二の命題にも拘らず、勞賃基金學說に變轉されること容易である。然かもミルは此の勞賃基金學說から不幸な且つ不健全な演繹を行つたのである。併しアダム・スミスは理論家であつたと同じく又常に歴史家であつた、而して彼れが説明しつゝある行程の重要な事例を與へてゐる。併し茲に明かなることは、富の上の一般的増加が總ての所得を増加し得るも、然かも其は極めて不均等に行はれ、而して平均しての騰高にも拘らず或る場合に於いては所得の減少を來たすことのあること之れである。斯様な次第で、利益衝突の餘地は常に存在する。利潤、賃子、及び勞賃は一齊に増加し

9. Wealth of Nations, Bk. I, Ch. VIII.

得る。然かれども、一部門の所得の増加が一部門又は他の兩部門の所得の減少に基因することも亦あり得るのである。ヨリ一般的に云へば、凡ゆる階級の一般的經濟條件は同時に改善し得る、併し一階級が殘餘の階級を犠牲にして利を占めることも亦可能である。

第六節 勞賃の自然率

往古の經濟學者は、市場勞賃の以つて歸向すべき自然率なるものが存すると考へた。而して一般に彼れ等の意見では、此の率は競争自由の制度の下にありては或る一定數の労働者を生産し且つ或る一定標準に於いて維持する費用に依つて決定されると云ふのである(此の理論を最も明瞭に述べてゐるのはマカロック(10)である)。だが近年の經濟學者は匿證伴羊的な性質形容詞として、自然的なる名辭の使用に反對してゐる。蓋しそは、事實上に於いて存在せず且つ觀念上論者の哲學的偏執に應じて或ひは樂觀的であるか或ひは悲觀的であるが如き一の必然を意味するからである。夫れ故に彼れ等は、正當率と云ふ名辭を代用してゐる。此の變化は最初は僅かに言辭上のものであつたが、漸次發展するにつれ、それは理論上の變化と結び付いて來たのである。此の實質上の變化は後段に於いて吟味するであらう。茲にて吾々のタゞ認めなければならぬ點は、彼れ等が該名辭をば長期間に亘る自由競争の結果に局限せずして、その語原の暗示する意味をも抱有する程迄に該名辭を擴張したこと之れである。經

10. Principles. Pt. III, Ch. II. (Edition 1843)

濟學に於て使用されるが如き、正常的と云ふ名辭は、經濟法則に照應する形容詞と定義されるのである。

だが此の廣い意味を以てするときは、市場率の一次的變動も正常的と稱せられ得ると同時に、長期を取ることに依つて見出だされる平均率も亦正常的と稱せられ得ること明かである。獨占や組合に依つて決定される正常價值とも云ふを得れば、また自由競争の正常價值とも云ふを得る。凡ゆる經濟現象は法則の支配を受ける(たゞ之れ等の法則は必ずしも發見され得るとは限らざるまでである)、而して此の意味に於いて一切の經濟的結果は或る一定の原因の正常的結果である。

一見茲に考へ得るであらうことは、正常的(又は自然的)と云ふ名辭を此のやうに無限に擴張することが不幸であつたこと之れである。何故と云ふに、限定された特定の意味の代りに、吾々は無限定な且つ普遍的な意味を代置したからである。併し實は、古い意味は其が正しからざりしが故にのみ限定的であつた。其が眞實に意味することは、若し競争が充分に作用するの時に時が許されるとすれば、特定の職業に於ける平均的實質勞賃が總ての職業に於ける總ての勞賃の一般平均と合致するであらうと云ふこと之れである。換言すれば、或は一定の點を中心としての變動、又は或る一定の表面を中央として之れが上下への變動は相互に平均するであらうと云ふのである。その愛好せる例示は海波と水準であつた。自然的水準又は長期間の平均に基く一般率は一次的且つ地方的の市場變動に關係なしに決定され得るであらうと考へられた。此の自然的水準は安樂の標準に依存した。而してまた此の安樂の

標準は、或る程度の斟酌をなすに於いては、考察する、國全體を通じて劃一的であると考へられた。げに或る論者は此の標準が徐々たる變動を蒙ることを許容した、併し勞働の供給が常にその時代及びその世代の標準にまで調節されると考へられた。無論異なりたる職業に於ける勞賃の相違には永久的且つ自然的原因が存する、併し之れ等を考慮するときは、總ての勞賃は結局のところ略ぼ均等なるものと考へられた。マカロツクは超正統學派を代表するものとされ得る。彼れ曰く「彼れ等の専門職業に附帶せる教育費や成功の機會チャンスや様々な不利益を勘定に入れるとき、最高の勞賃を受ける人々は最低の勞賃を受ける人々よりも實際上ヨリよく支拂はれてゐない。各個人が所與時間に於いて同一金額を儲けるときではなく、各々が其のしなければならぬ勞働の激烈さと其の必要とする教育及び熟練の程度と既に列擧せし變異の他の原因とに比例して支拂はれるとき、勞働者の異なりたる諸階級の儲ける勞賃は均等である。競争の原則が無制限に作用するを許される限り、又は、各個人が彼れの欲する儘に自分を使用するを許される限り、吾々の確言し得ることは、市場の糶りが今述べたる原則に基いて異なりたる職業の勞賃率を調節するであらうこと、及び總てのものを考察するとき其れ等が略ぼ均等であること之れである。若し一の職業に於ける勞賃が普通の水準以下に下るならば、勞働者等は其の職業を去つて諸他の職業に移るであらう、また若し其れ等が其の水準以上に上る場合には、勞働者等は勞賃の低い部門から其の高い部門に魅惑され、斯くて終ひにその増加したる競争は其れ等を平均

の標準を下げるであらう。各職業に影響する特殊なる事情に應じて或は長き或は短き繼續の時間は此の均等を齎す爲めに常に必要である。併し、その對象に對し一般原理の樹立を有する凡ゆる研究は平均繼續の期間を基礎として居るか或ひは基礎とすべきものである。而して何時でも事情斯くの如くなる場合、吾々の常に想定し得ることは、異なりたる諸職業に於いて儲けられる勞賃が、總てのものを勘定に入れるとき、略ぼ均等であること之れである」と(11)。

此の勞賃の眞實均等の學説は明かに勞賃の自然率の基礎の上に据つてゐる、而して自由競争の作用の齎すところと考へられる。均等は平等を意味し、而して水準はタゞ長期に亘るに於いてのみ變化し得る所の或る一定の安樂標準である。

此の極端形態の學説に含蓄される誤謬は極めて大である爲め、其は言葉の代表する觀念に留意さへすれば直ちに明白となる。該學説は、平均期間に亘る所興勞働量が同一の實質報酬を得るの傾向があると云ふに止どまる。又は術語から遠ざかつて云ふならば、凡ゆる種類の勞働者は、總てのものを勘定に入れるとき、彼れ等の勞苦の結果として均等量の幸福を得る、競争の自由は結局のところ最低から最高まで總ての階級の勞働者に快適な感情の同一の均衡を興へる傾向があると云ふに止まる。

だが、假令勞賃は此の主觀的立場から見て均等なりとするも、吾々が總ての勞働は其の能率が均等なりと云ふこと、及び均等勞働量(即ち均等の不快適の感じ)の產物は常に同一價格にて賣れると云ふ

11. McCulloch, Principles, p. 327.

ことを假定するに非ざれば、勞賃は客觀的立場から見て均等ではあり得ないであらう。併し乍ら斯かる單純な調和の毫も存せざることは全く明瞭である。同一部類の職業にありては、競争は勞賃をば勞働者の能率に比例せしめ又は所爲の仕事の分量に比例せしめるの傾向がある。而して異なりたる職業に於ける勞賃は、後段で明かにするであらうやうに、多くの原因に依存するものにして、勞働者の感情は僅かに其れ等の原因中の一たるに過ぎぬ。

同時に又、該理論には眞理の一要素が存する。産業上の競争制度の下にありては、勞働は勞賃が普通的水準以上にあるが如き職業に流入するの傾向があり、又其の逆の場合には逆の傾向があると云ふのが即ち其れである。常に記憶しなければならぬことは、普通の小供が普通の職業を仕込まれること之れである。選擇は一般に小供の特別の才能に依存するには非ずして、親の資力と事情とに依存するのである。然れども、或る一定の諸力が問題たる限り、水準より上の又は下の率は凡て不安定である。と述べるのと、此の不安定の終極の結果が均等でなければならぬと述べるとは、全く別問題である。社會の經濟條件が不斷に變化を蒙つてゐる以上は、或る種の原因が未だ其の充全の結果を産まざるに既に諸他の原因が作用して來ることは常にあることである。

第七節 一般勞賃の正常率

正常率に就いては前節に一寸批評して置いたが、然らば、一般勞賃の正常率なるものは實際上無意味なる言表であると云ひ得るか、而して正常は發見す能はざる或る法則を意味し、又一般と云ふ名辭は均す能はざる平均を意味すると云ふ可きか？ 否、決してそうではない。該言表は極めて眞實の意義を有してゐる、而して照應の問題の解決に對して或る程度の進行を遂げてゐるのである。

文明國に於ける職業の恐しく多様なことを考へ且つ變化の不斷に起りつゝあることを考へ合はすと云ふ、一般勞賃率の適切な概念を形成することは無論困難である。だが同時に、若し充分なる統計が容易に得られる場合には所與の期間に亘る勞働階級の眞實の進歩を秤定することが出來ると云ふこと、又は異なりたる諸國に於ける勞働階級の相對的地位を比較することが出來ると云ふことは、何人も拒否せざるところであらう。其の秤定たるや僅かに近似的たるに過ぎず、また其の比較たるや概略的のものであるかも知れぬ。併し乍ら秤定や比較の及ぶ限り、其れ等は眞實である。提出される困難は貨幣價值の決定又は物價の一般的水準の決定に於いて遭遇する困難と同一種類のものであつて、或る程度まで同一方法に依つて突破し得る。即ち公平な見本として様々な種類の勞働を取つて指數を作る事が出來る、而して最初に取りし名目勞賃は之れに照應する實質勞賃上の諸要素を考察することに依つて之れを修正し得る。だが茲に注意しなければならぬことは、異なりたる時所に於いて比較される勞働の量と質とが同一であること之れにして、丁度貨物の場合に於いて同じやうな注意を必要とする

に等しいのである。

指數の採用、又は見本をとることに依つて平均を均らすの他の方法の採用は、見本の屬する部類全般に對して作用する所の或る一般的原因及び一般的條件が存するものと必然的に假定してゐる。若し此の假定が爲されないならば、吾々は見本から其れの所屬する部類に移ることが出來ぬ。例へば、家屋の高さや煙突の高さの見本をとることに依つて一國人民の平均身長を計算することは出來ぬ。同様に二十二の貨物の價格が下落したからとて、價格上の變動が少くとも一部分は一般的原因に基因することを想定するに非ざれば、他の二萬二千の貨物の價格も亦下落したと主張することは出來ぬ。推測が苟も正確たるべきであるならば、吾々は更に之れ以上に歩行を進め、以て二十二の物品に於いて相對價值に影響する諸原因が全體上相互に相平均して、一般的原因に基く運動を測定せしめるものと想定しなければならぬ(註)。

(註) 通貨上の單なる變動が窮極のところ相對價值を擾亂する能はずと想定されるなれば、之れが結果、再整するの時間上の餘裕が與へられたる後、斯かる變動は劃一的に作用してゐなければならぬ。然る場合、その相對價值が比較的安定であるが如き(換言すれば、生産條件又は需要條件の上に於いて毫も著大な變動を蒙つてゐないが如き)若干の貨物を選出するならば、之れ等の貨物に於ける價格上の變動は之れを一般的種類の原因に歸しなければならぬ。此の原理を確然念頭に置いて貨物を選出せんとしたるものは、私の知る限りでは、從來何人もない。ジニボンスは云ふ(12)『之れ等の波動を消去する唯一の方法は、吾々の研究をして一層局限的たらしめずして反つて一層包括的たらしめることである』と。之れが假定は、或るものの變異は他のもの變

異を補償するであらうと云ふことである。

若し湖水又は貯水池の表面が平靜であるとすれば、或る期間に於る高低は極めて精密な點まで明かに測定され得るであらう若し波が高く且つ小舟から測定をするものとすれば、水深の高低を決定するのに諸々の鐘測の平均を作らなければならぬ。同様に特定諸貨物の指數は物價の高さに於ける一般的變動の尺度を提供するであらう。若し相對價値が絶對的に安定であるとすれば一貨物の價格上の變動は全體の變動測定するであらう。だが若し相對價値が變ずるならば補償的方法を採用しなければならぬ。

議論の要點を摘要すれば次ぎの如くである。異時に於ける同一國の一般勞働賃率又は同一時に於ける異國の一般勞賃率を測定することは如何程困難なりとも、吾々は一般的に勞賃に影響する原因と特定の勞賃に影響する原因との間に區別を立てることが出来ること疑ひない。此の區別を立て且つ發展せしめた學者はアダム・スミスにして、後世の學者は其の區別を採用してゐる。意見の衝突を起すのは、一般的原因及び特殊的原因夫れ夫れの性質と數とに關してである。

リカード以後の多くの經濟論文に於ては、國又は國民とは、産業上の競争が富分配の主たる經濟力と考へられて法律や慣習が比較的僅小の影響をしか有しないと考へられるが如き時代又は人口を指すのである。即ちミル曰く(13)、「競争は社會の現狀に於いては勞賃の主たる制規者と見做されなければならぬ、而して慣習又は個人的性格は僅かに修正的事情と見做されなければならぬ、然かも其の程度たるや比較的微小のものである」と。だが既に述べた通り、本論者に於ては、此の見解は對照に依つて發展の初期段階を明示する爲めに僅かに假りのものとしてのみ採用されるであらう。そこで、勞

13. Principles, Bk. II., Ch. XI. §1.

賃論は次ぎの二問題に回答を與へる二つの部分に分割され得る。一 一般勞賃率を決定する原因は何か? 二 何故に或る職に於ける且つ或る時所に於ける勞賃は此の一般率の上或ひは下にあるか?

第八節 勞賃 賃金學說

第一の問題に關しては、アダム・スミスが回答を與へてゐるので、此の回答は後世分離對立するに至つた二箇の見解を結合してゐる。「勞働の產物は勞働の自然的報酬又は賃銀を構成する」とは「國富論」中勞賃に關する章の劈頭第一の文句である。だが次いで彼れは述べて曰く「勞働者が彼れ自らの勞働の全產物を享受すると云ふ此の事物の本原狀態は、土地の領有と資本の蓄積との最初の誘入以後まで續くことが出来なかつた」と。斯くて彼れは「勞賃で生活する人々に對する需要は、勞賃の支拂ひに當てられたる基金の増加に應じてより以外には、増加することの出来ないこと明かである」と結論してゐる。之れは有名な勞賃基金學說の萌芽にして、此の學說を極端形態に作り上げた學者はジョン・スチュアート・ミル其の他である。而して、ミルは晩年此の學說を棄て去るに至つたけれども、彼れは其をば彼れの體系的論文から除去し以て其を適當な容積に縮めることが出来なかつた。茲に重要なことは、ミルの手に於いて此の學說が、後ケアンズ教授の主張したやうに、決して解決さる可き問題の單なる説述でなかつたことを認めることである。ケアンズに従へば(14)、ミルの「原論」に於い

14. Leading Principles of Political Economy.

て與へられてあるが如き(15)勞賃基金學説は次ぎの命題を抱有してゐる。即ち 一 勞賃基金は所與の時に於いて勞働人口の所有する總ての勞賃の合計を表現する爲めに使用される一般的名辭である。二 平均勞賃は勞働人口數に對する此の基金の割合に依存する。三 基金の分量は直接勞働の購買に當てられる一般的富の分量に依つて決定される。ケアンズは之れ等の命題をば單なる言辭上の叙述となし以て述べて曰く、眞實の困難は勞働の需要供給を支配する諸原因をば決定することであると。然かれども、最も表面的な一瞥並びに最も注意深い觀測は共にミルの勞賃に關する諸章の讀者をして、ミルが該理論をば叙述と見做したのではなく問題の解決と見做したことを確信せしめるであらう。蓋しミルは其れをば直接に勞賃上の變動の説明に適用し、低い勞賃に對する通俗の救濟法の批評に適用し、而して彼れが適當な且つ可能な救濟法と考へるところのもの發見に適用してゐるからである。洵にそが斯くも反對論を引き起したのには、主として該學説を具體的事實に適用したが爲めであつて、若しそが問題の單なる叙述であつたとすれば、斯かる反對論の起るは不可能であつたらう。

勞賃問題を解決する眞實の試みとして、勞賃基金學説は三箇の命題に分解され得るのであつて、之れ等の三箇の命題は之れ等の言辭上の自明の理とは極めて異なるものである。一 任意の國に於いて且つ任意の時に於いて、無條件的に勞働の支拂に當てられたる一定分量の資本が存してゐる。之れは即ち勞賃基金である。二 また勞賃率から獨立的に即ち勞賃率の高低に論なしに働かねばならぬ所の

一定數の勞働者が存する。三 勞賃基金は専ら競争に依つて勞働の間に分配される。即ち雇主は勞働を得る爲めに互に競争をし、勞働者は仕事を爲めに互に競争し、斯くて平均勞賃率は勞賃資本と勞働人口との間の割合に依存する。されば、此の見解に従へば、勞賃は資本の増加に依るか又は人口の減少に依つてのみ騰高することが出來ると云ふことになる。而して此の事はミルがマルサスの人口論に附したる誇張的な重要を説明するものである。また此の學説から、一方面に於ける競争の制限は他方面に於ける照應的下落に依つてのみ勞賃の騰高を起すことが出來ると云へる。而して此の形態に於いて該學説は最も屢々勞働組合の行動に反對する議論であつた。該學説とミルの諸原理との死活的聯關を示すものとして茲に留意する價值のあることは、それが實際上彼れの第一篇中資本の諸命題の基礎であること、及び第四篇中社會の進歩が勞働階級の條件に及ぼす影響に關する説明の基礎でもあること之れである。

屢々云はれてゐることは、諸他の科學に於けるが如く經濟學に於いても、結局舊學説の發展形態又は補足形態をとるところのもの最初恰も舊學説と正反對をなすかの如き觀があること之れである。而して勞賃基金學説の批評が餘りに極端に走つたと考へ、且つ該學説に含有されてゐる眞理の必須要素が看過されたと考へるは理由あることである。多くの點に於いて該學説は問題の完全な解決に餘程近寄つた最初のものに見做され得る。其の學説が餘りに排他的に強調し過る所の諸原因は畢竟眞實の

諸原因にして、常に勘定に入れなければならぬところのものである。例へば、或る一定條件の下に於いては、労働人口の急速な増加は賃金を下落せしめ、また丁度之れと同じく、労働人口の急速な減少は賃金を騰高せしめること毫も疑ひがあり得ない。英國經濟史上労働階級の條件に於ける大改良の最顯著なる例は、第十四世紀の中葉に於ける黒死病流行の直後に於いて見出だされる。労働人口の廣汎な範圍に亘る突然の減少は明かに殘存者の條件に於ける大改良の主要原因であつた。

また労働を得んと競争する資本量に關しても、該原因の實在性は兎に角近代社會にありては毫も論争の限りでない。その要素の力を最もよく知るには、特定の場合をとり、且つ國の一般賃金基金が多數の小賃金基金に分割されてゐると假定するがよい。例へば、賃金が單に給付される勤勞に對してのみ支拂はれる場合の家庭召使の賃金を取つてみやう。之れ等の額の總計は家庭賃金基金である。さて若し何等かの原因に依り、此の目的に充當される分量が減少するとし、然かも該部類の職業を求め人々の數が不變であるとすれば、之れが自然の結果として賃金は下落する。無論諸他の場合に於けるが如く此の場合に於いても、其の結果は賃金率の直接下落ではなくして、寧ろ職業の縮少である。併し乍ら此の場合に於いてさへも、若し人々がヨリ少數の召使を使用するならば、召使等は一層多くの仕事をしなければならぬ。また若し家庭女教師の賃金の低い理由を求めんとすれば、之れが回答の大本はその種類の労働の供給が之れに充當される基金に比して大に過ぎると云ふ點に於いて見出ださ

れるのであらう。而して同様に、労働が可滅的勤勞に投ぜられて物質的産物に投ぜられざるが如き種類の職業全部を通じ、賃金基金學説は賃金率を支配する主要原因即ち競争者の數と雇備基金の分量と競争の有效性如何とを顯揚する。此の見解はまた需要供給の一般原則とも調和する。若し吾々が労働を商品と見做し賃金を之れに對して支拂はれる價格と見做すならば、然かるるとき、價格は需要される量が其の價格で供給される量と均等になるやうに調節され、而して之れが均等を達する動因は競争であると云ひ得る。

併し乍ら、賃金基金學説を論證する爲めの諸他の事實に眼を投ずるとき、吾々はよしや眞實ではないにしても兎に角外見上の矛盾をば容易に發見する。馬鈴薯飢饉後の愛蘭の場合は、労働人口が急速に減少して然かも照應的の賃金騰高のなき一の事例を提供してゐる。また他方に於いて、新進國に於いては、労働人口の極めて急速な増加が然かも賃金の増加を伴ふの事象を吾々は屢々見受ける。同様に、一國の資本は比例的の賃金騰高を來たすことなしに急速に増加することがあり、また之れに反して、賃金の最高なる新進國に於いては一般に資本不足の歎聲を聞く。だが恐らく賃金基金學説と事實との最も顯著なる牴觸は商業の周期的な好景氣及び不景氣に於いて認められる。商業恐慌後、混亂状態が終つて必要な清算が行はれてゐるとき、資本の供給過剰が存して然かも賃金の低い一の期間のあることを一般に吾々は認める。資本の過剰を示すものは低い利率と引合ふ可き投資物件を得るの困

難とである。

第九節 勞賃基金學說の批評

勞賃基金學說の如上外見上の失敗は、該學說を構成せる諸命題をば一層綿密に吟味し以て攪亂的原因(古典的な經濟用語)をば發見するを必要ならしめる。之れ等の命題中「勞働を雇用する爲めに充當される或る一定分量の資本が常に存する」との第一命題に關しては、此の充當が眞實に無條件的でないこと明かである。近代社會にありては、資本家が資本を勞働に供給すると否とは期待さるゝ利潤率に依存し、而して此の利潤率はまた第一に物價の過程に依存する。然かるに勞賃基金學說は利潤及び物價をば、間接的迂回的方法にて勞賃の上に作用するものとしか見做すことが出来ないものである。若し利潤が高いならば、ヨリ多くの資本が蓄積され得る。而して勞賃基金は一層大となる。また物價が高い場合には、商業に對する若干の刺戟は之れあるも、然も實質勞賃に對する影響は極めて小なるものと考へられる。事實ミルは高い物價が高い勞賃を作出すると云ふことをば通俗の妄想だと述べてゐる而して若し高い物價が全く通貨上の原因に基く場合には、其の批評は大體に於いて正鵠を得てゐる。而して上述の通り、或る場合には高い物價は低い實質勞賃を意味することがある。だが若し勞働が物質的產物に體化されるが如き諸大部類の職業に眼を轉ずるとき、之れが吟味の結果吾々の認めること

は勞賃が眞實の意味に於いて價格と共に變ずること之れである。例へば、吾國の產物に對する外國需要の大増加に依り、物價の騰高が起ると想定するならば、然かる場合名目勞賃の照應的騰高が起るであらう、而して恐らく實質勞賃の騰高も起るであらう。佛獨戰爭の終結後大不列顛に於ける場合は即ち其れである。

之れに反し、若し物價が低落し利潤が低い場合には、其れだけ勞働雇用を契約するの傾向があるであらう。だが同時に、或る程度まで資本は無條件的に適用される。換言すれば、適當な報酬と考へられる所のものを得ることなく又は積極的の損失を以てさへ資本は投下されるのである。或る分量の固定資本の存在は實際上或る分量の勞働の不斷の雇用を意味する。

また「勞賃率から獨立的に仕事をしなければならぬ所の或る一定分量の勞働者が常に存在する」との第二命題も完全に眞ではない。蓋し貧困報告及び其の他の統計の示すことは、時には雇用せられ又時には雇用されざる或る分量の浮動勞働が常に存すること之れである。また、アダム・スミスの云ふやうに、人間は凡ゆる小荷物中運送の最も困難なものではあるけれども、然かも勞働は資本のやうに外國の分野に誘引され得る。同盟罷業の不斷の連續を以て見れば、實際上勞働者は直ちには、自然的市場率を受諾しないのである。然かも尙ほ大體上、此の第二命題は第一命題よりも遙かに適切なる眞理表現である。蓋し勞働は徒食する能はず、又は資本程容易に移出することが出来ないからである。

勞賃基金が専ら競争に依つて分配されるとの第三命題も亦事實と相牴觸するのを見る。競争なるものは其の積極的意義に於いて「各個人は他人の利益に頓着なく自己の經濟的利益を達せんと努める」ことを意味すると信ぜられ得る。併し乍ら或る場合に於いては、此の目的は組合の方法に依つて最も有効に達せられ得る。例へば或る數の人々が實際上の獨占を作出する爲めに結合する場合の如きである。また其の目的は統制を政府に委ね又は永年行はるゝ慣習の不文律に服従することに依つて達せられることがある。所で經濟的本能を満足さすの此の方法は名辭の普通の意味に於いての競争然かも確かに勞働に關して使用されるが如き競争に相反する。斯様な譯で、之れを逆に云へば、競争は關係人の經濟的利益が組合に依つても法律に依つても又慣習に依つても達せられざることを意味する。また競争をば國民所得の主要分配力となすに當つて茲に假定されてゐることは、各人が彼れの眞實の利益の何たるかを知つてゐること、及び職業から職業へ又場所から場所へと勞働の完全な移動性が存すること之れである。之れ等の想定なくんば、勞賃基金は勞働量に應じて何の支障もなく分配されないであらう。だが、現代の産業制度に於いてさへも、競争は之れ等の攪亂的動因に依つて著しく限定されてゐること明かである。而して實際、雇主は雇主同志組合ひ又勞働者は勞働者同志組合ふと云ふ傾向が益々個々人の競争に代りつゝある。

第十節 勞働產物から支拂はれるものと

見做されたる勞賃

勞賃基金學說の驗討を試みたが、之れが結果、多くの重大な修正を來たした事如上の通りである。されば近年該學說を全然排斥するの傾向が起つてゐるのを見るは驚くに足らぬのである。斯様な次第で吾々は「勞働の產物は勞働の自然的報酬又は自然的勞賃を構成する」と云ふアダム・スミスの命題の發展に到達する次第である。勞賃基金學說の最重要なる缺陷は、それが所産量と產物に對して得る價格とを勘定に入れざることに之れである。若し之れ等の要素を勘定に入れるならば、資本、人口、及び競争以外に、尙ほ考察す可き他の若干の原因が存する。例へば、産業の組織に於いて又取引の一般條件に於いて勞働能率及び資本能率上の様々な因素がある。或る程度まで之れ等の要素は舊學說に取り入れられ得る。然かれども、見地は全く異なるのである。此の事は低勞賃の救濟法に對するミルの取扱ひを考察すれば充分明瞭に判ることである。彼れの主たる論點は、平均勞賃率を保持する爲めに人口をば嚴格に制限しなければならぬと云ふこと之れである。然かれども亞米利加の若干の經濟學者が指摘してゐるやうに、新進國に於いては、勞働者數の各増加は生産物の比例的以上の増加を來たし、斯くて勞賃の増加を來たし得る。また、舊見解は、資本が先づ蓄積されて然かる後勞賃に分割される

と云ふことであつた。それは恰も農業が正常形態の産業にして、新收穫が成熟して刈入れるに至るまで労働者は生活の貯へを有しなければならぬと云ふが如くである。所で勞賃產物學說に據れば、勞賃は連續的產物から不斷に支拂はれる、尤も或る場合に於ては勞賃は資本即ち蓄積された貯へから支拂はれ得ると云ふのである。此の見解に従へば、勞賃は土地と資本と労働との年產物から支拂はれるものにして、先行諸年の貯蓄から支拂はれるのではない。だが、維持す能はざる極端にまで此の學說を押し進め、以て勞賃決定上の資本の職能を全然看過すると云ふ危険が存する。されば眞の解決は產物學說と基金學說との折衷に存するやうに思はれる。

産業社會は先づ第一に之れを、社會の成員の消費に當つ可き極めて多様な產物を作出す所の一大生産機械と見做し得る。之れ等の產物の分配は、そが諸他の社會的及び道德的條件に依つて限定される限り、相互需要の原則に依存する。假りに大體上の分類をなせば、吾々は三部類をとり得る。土地及び自然動因の所有者と、資本又は保存された產物及び要具の所有者と、労働の所有者とが即ち其れである。社會の必要欲望に對してさへも必要な產物を得る爲めに、之れ等三部類の結合が起らなければならぬ。而して各々の得る相對報酬は一般にその勤勞に對する諸他部類の需要に應じて變ずるであらう。されば若し固定資本及び流動資本の双方が稀少なるに反し、労働と土地とが豊富である場合は、資本の報酬は賃子や勞賃に比して高いであらう。此の事は初期社會に於いて得られる高い利潤率

に於いてよく例證される。問題の此の見解に従へば、勞賃に支拂はれる總額は一部分は總ての生産動因の一般的生産能性に依存し、而して一部分は地主及び資本主に比しての労働者の相對力に依存する(租税、慈善等として政府及び個人の收受する金額は暫くそれを省略する)。完全な産業自由の制度の下にありては、一般勞賃率は、對労働の需要がその率にての供給と正に均衡するが如くに調節されるであらう。

第十一章 相對勞賃

第一節 相對勞賃の決定

異なりたる諸職業に於ける勞賃の諸原因の決定は、其れ等が産業上の競争に依存する限り、前章に於けると同一原則の適用を受けるものである。併し乍ら其の適用は遙かに困難である。何故と云ふに労働者と資本家と云ふ二大部類ではなしに、凡て相互需要の影響を受ける多數の小部類が考察圈内にあるからである。之れ等の産業部類の各々は更に雇主と被傭人とから成り立つて居り、斯くして勞賃及び利潤の比例的分配は論争事項である。各部類は先づ大獨占者のやうに、社會の一般産物（之れは實際上貨幣にて測定される）中可及的多くを入手せんとすると假定され得るであらう。所で部類内の對立は掛引する上に於いて其の集合力を弱める。同時に其の力は更に親方同志の競争と労働者同志の競争とに依つて一層弱められる。斯様な譯で、相對立する多數の獨占部類なる觀念は、産業上の競争が有效なるの度合に正確に應じて不適當となる。事情斯くの如くであると云ふことは、勞賃論にとつても文明の進歩にとつても幸なことである。蓋し、獨占的身分階級の一國から吾々の斷定することの

出来る總ては、大體上ヨリ大なる實質費用を以てヨリ小量の産物が生産されるであらうと云ふこと之れである。本章に於いて、異なりたる諸職業に於ける勞賃相違の主要原因若干を指示することは、價值論の豫備知識なくとも可能である。先づ第一に、任意階級の勞働者が受諾する最小限額と任意階級の雇主が與へることの出来る最大限額との双方が變動を蒙るものなることを説明するであらう。而して第二には、産業上の競争が相對勞賃に影響する態様を吟味するであらう。斯くて吾々は、本章に於いて、勞賃が嘗ては主として法律や慣習に依つて決定されて居り且つ今も尙ほ現に一部分は其れ等に依つて決定される其の態様を論ずるの準備をなすであらう。

第二節 勞働が受諾する勞賃の最小限額

如何なる職業に於いても永久的たることの出来る最低勞賃率は勞働者を維持するに足り且つ彼れ等をして相互に彼れ等の成員を保持するを得しむるに足らなければならぬ⁽¹⁾と云ふこと、之れは毫も指示を要せざるが如く思はれるかも知れぬ。だが奴隸制の行はれたる多くの諸國に於いては、奴隸を輸入する方が奴隸を育てるよりも安くついたのである。また勞働が自由なる多くの社會に於いては、その成員が全くの必需品さへも儲けずして少くとも一部分は何等かの形態の慈善に依存するが如き階級があるのである。然かも員數は時には極めて大なることがある。世界中の最富國に於いては、現今、

1. Adam Smith, 'Wealth of Nations, Bk' I, Ch. VIII; Ricardo, Principles, Ch. V. 参照。

能働人の貧困の限界は波動してゐる。

之れ等の低い生活水準の上には、安樂の標準が階級や時所の如何に應じて更に一層可變的となるが如き階層が存する。安樂の標準は出生率に依り勞働の供給に影響するに依つて主たる作用をなす。而して其の働きは小供が果して終ひに自身と同等に暮してゆくかに就いての個々人の判斷に依存するに非ずして、正當な根據を有すると有せざるとは論外として兎に角多くの慣習や意見に依存するのである。或る國に於いては、國民は或る一定の年齢以下なるとき又は或る一定額の貨幣を有せざれば結婚することが出来ない。而して法律の制限なき國に於いては階級感情の聲が等しく強烈である。だが之れ等の制限や觀念にも拘らず小供の供給が過多であり、従つて安樂の標準が次ぎの世代には低落し、而して此の行程が無限に繼續すると云ふことは確かに有り得る。

安樂の標準が高級の勞働階級就中所謂専門階級に於いて原則上最も強く作用するやうに一應は思はれる。換言すれば、之れ等の階級に於いては安樂の標準は結婚を延期し且つ産兒數を減ずることに於いて最も多く作用すると一應は思はれる。然かれども、之れ等の階級は近代の條件の下にありては上から増加され易い、而して往時にありては之れと同一の結果は種々なる原因の作用就中慈善教育の作用に依つて達成された⁽²⁾。斯様な次第で、安樂の標準は低級勞働に於ると高級勞働に於けるとを問はず兎に角勞賃の最小限額を決定するに自體充分ではない。蓋し此の標準は自體可變的であり且つ

5. Adam Smith, Bk. I., Ch. X., p. 2.

伸縮的彈力的であつて、僅かに間接的且つ徐々にしか作用しないからである。石工、靴工、及び普通の労働者でさへも、永年、牧師補や文筆生活者よりも一層高い賃金最小限額を有してゐたことは、アダム・スミスの述べてゐる通りである。而して現代に於いても、多くの職人は常は教師や牧師よりも一層高い最小限度を受けてゐる。その癖、教師や牧師の安樂標準は一層高いのである。

アダム・スミスの時代に於いて大不列顛の普通の農業労働者の賃金が何處に於いても普通の人道と合致する最低率に依つて制規されなかつたことを示す爲めに彼れの與へてゐる諸理由は回想の價値がある(3)。多くの場合、其れ等の理由は一層力強く現代に適合する。

一 夏季賃金——スミスは農業労働に關して云ふのである——は常に最高である。然かるに就中燃料費用に由り、家族の維持は冬季に於いて最も費用が掛かる。

二 賃金は食物價格に應じて變動するのではない。故に若し労働者が食物の高い年に於いて生活することが出来るならば、彼れ等は食物の安いとき最小限額以上の餘剰を有する譯である。

三 賃金は食物價格よりも一層多く所の異なるに應じて變ずる。任意の所與の時に於いて、食物價格は全國一般に殆んど劃一的と考へられ得る。故に若し労働貧民が賃金價格の最低なる所に於いて生活し得るならば、賃金價格の最高なる所にては彼れ等の生活は裕かでないならぬ。

四 賃金價格に於ける變異は常に所時の熟れに於いても食物價格の變異に照應せざる許りでなく、

また其れ等は屢々全く反對する。故に平均は必要最小限額以上でなければならぬ。之れ等の様々な例の背後に存する原則は、實質賃金は不均等である、最低率が生活を維持する、故に諸他の率は餘剰を生じなければならぬと云ふこと之れである。

併し乍ら、安樂の標準の可變性及び弾力性に就いて必要な總ての限定を行つたる後、眞實にマルサスの人口原理たるところのもの、中心命題は依然安固として動搖を來たさない。主要食物や其の他の必需品が安ければ安い程、最低階級の労働(普通の不熟練労働)の受諾する賃金最小限額は其れだけ低くある。而して人口の増加は實質率をして可能な最小限額に低下せしめるの傾向がある、

「到達し得る最安値の食物で生活しないことは、一國民にとつて實際上極めて重要である。それは必要の場合に代用すべきヨリ劣等の食物がないからである」とは古い經濟學者の極めて強調した實際上の演繹であるが、此の演繹を看過してはならぬ。愛蘭の馬鈴薯飢饉は普通の且つ充分に顯著なる事例である。正に同一の議論は之れを其他の總ての労働必需品即ち衣服、住宅、及び教育に適用し得る。安樂の標準の騰高が必ずしも労働費用の騰高を意味するものでないと云ふ命題は近年餘程注意されるやうになつたが、此の命題も亦大いに重きを置く價値がある。蓋し他方に於いて、労働能率の増進は労働費用の名義上の増加を償つて餘りあるからである。

第三節 雇主が與へることの出来る勞賃 最大限額

正確な勞賃最大限額を決定することは、正確な勞賃最小限額を決定すると同様に容易ではない。無論、勞賃はその階級の勞働を雇用する者が與へ得る以上に騰高する能はずと云ひ得る。だが然かるとき茲に問題が起る。曰く、彼れ等雇主は如何程を與へることが出来るか、且つ決定的な原因は何であるか？ 家庭召使の場合に於けるが如く、若し勞働が行爲に於いて消滅する所の勤勞よりなるならば、最大限額の總計は雇主の所得中、他の必要失費に充當したる後尙ほ使用し得る餘剩所得を超過することが出来ない。だが此の事は、勞働者數を知らざる限り、勞賃率に就いて何事をも語らぬ。所で勞働者數は様々な原因に依存するものにして、其れ等の原因の一は勞賃率自體である。而して假令勞働者數を知ることが出来ても、吾々は僅かに算術的平均を得るに過ぎずして、異なりたる種類の勤勞に對して、無限に相違せる勞賃率の存することを論外に置くのである。また勞働を雇傭する爲め取つて置かれる餘剩基金も、一部分は雇主の所得に依存し、一部分は諸他物件の價格に依存し、而して一部分は勞働の價格に依存する。斯様な譯で此の外見上單純な場合に於いてさへも、吾々は少しでも正確な勞賃最大限額に到達することが出来ないのである。

勞働が可賣貨物の生産に投ぜられる場合に於いても、吾々の常に云ひ得ることは、勞賃が商品に對して得る總金額を超過すること能はざること之れである。所で此の種の最大限額は明かに變動を蒙り易い。吾々はまた、今考察しつゝある勞賃最大限額を極大體乍らも決定し得る前に、勞働にまれば資本にまれば兎に角其の他の貢獻的因素に對して如何なる最小配當分が與へられなければならぬかを考察しなければならぬ。斯様な譯で、同一の困難は再現する。而して其れ等の困難の下には更に一層深い困難が横はつてゐる。即ち、勞賃支拂及び利潤支拂の源泉たる可賣貨物の分量と價格(單位當り)とは如何なる原因が決定するか？ 此の問題に對する回答は明かに先づ以つて價值論の知識を必要とする。

斯様な次第で、以上三節に亘る議論の結論として茲に述べ得ることは、任意の職業に於ける正常勞賃率を長期的に決定する所の簡單且つ單純な原則が存しないと云ふこと之れである。吾々は正常勞賃率の上方限界と下方限界とを少しでも正確に定めることが出来ない。斯くて吾々は市場率變動の中心點を定めることが出来ないのである。だが吾々の爲し得ることは、或る一定の階級をして社會の年産物に於ける配當分として或ひは多く或ひは少く入手せしめる所の或る一定の事情を指示することである。アダム・スミスの古典的な取扱ひに従ひ、之れ等の原因は二部類に分割され得る。即ち 一 自然的原因、又は職業の性質に從屬する原因。 二 人爲的原因、又は歐洲の政策に基因する原因。

第四節 異種の職業に於ける勞賃相違の自然的原因

アダム・スミスは勞賃相違の自然的原因を列舉し且つ説明してゐるが、之れ等は極めて屢々引用され且つ世間によく知られてゐるのであるから、茲では僅かに簡単な抽象をなすに止どめる、だが注目しなければならぬことは、彼れの全篇を通じての如く此の場合に於いても、アダム・スミスが彼れの諸原理をば最高級の勞働にも最低級の勞働にも適用し、而して普通の水夫や兵卒や炭坑夫の勞賃から例示するは勿論、また辯護士や牧師や藝術家の勞賃からも例示してゐること之れである。

一 職業の快適不快適は古典的な二箇の事例に依つて例示されてゐる。「名譽は名譽ある總ての職業の報酬の大部分を構成する」と云ふのと、凡ゆる職業中最も嫌忌すべきもの、「即ち死刑執行者の其れは所爲の仕事に比しては普通の如何なる職業よりも一層よく支拂はれる」と云ふのとが即ち其れである。だがミルは「多くの場合に於いて總ての職業中最も悪く支拂はれるものは同時に最も不快適である、それは其れ等の職業に従事せるものが實際上毫も他の選擇を有しないと云ふ單純な理由に基くのである」と云つて難じてゐるが、ミルの此の批評には多分の眞理がある。二 仕事を習得するの難易と其の高價安價。此の因素は二様に作用する。困難な仕事は或程度まで特別な自然的資格を意味し

而してまた習得の過程中生活するに必要な或る分量の資本の支配を意味する。斯様にして双方の點に於いて勞働の自然的供給は制限される。三 職業に於ける恆常性不恆常性。此の點は實質勞賃を論じたとき既に述べたところである。四 仕事する者に措かれる信任の大小。之れは例へば銀行家、辯護士、醫師等の如く總ての高級勞働に於ける重要點である。五 成功不成功の機會。此の場合に於いて茲に認む可きは、人間の多望性と投機心の影響とに依り、成功の機會が一般に安く見積られること、従つて成功の機會が實際に小なる職業の勞賃が其の當然受く可き額よりも低いこと之れである。之れの最も顯著なる例は、金鑛やダイヤモンド採掘地等に於ける勞働の提供するところである。而してまた同一の原因は専門業の多くのものに於いても作用する。

異種の職業に於ける勞賃相違の之れ等總ての原因は、其れ等が任意の特定部類に於ける勞働の需要供給に對して作用する様態を示すことに依つて之れを説明し得る。若し任意の部類の純利益——マイル教授の用語——が相對的に高い場合には、勞働は直接に其の部類に誘引され、また其の部類に生れたる小供は同一の職業に養育され、斯くて此の二つの方法に於いて勞働の供給は増加する。併し乍ら、純利益は只今列舉したる條件を抱有してゐる。また若し社會の其の他の成員が或る一定形態の勞働を一層多量に必要とする場合には、茲に需要の増加が起つて、その價格は騰高する。

第五節 自然的原因の作用する條件

如上の自然的原因が充分の効果を有し得る爲めにアダム・スミスの設定せる條件に注意するは重要である(4)。一 先づ第一に、彼れは述べて曰く、比較される諸職業は同一の近隣にあらねばならぬ。之れを近代の言葉に引直して云へば、労働の移動性が實際上完全にして、労働者は異なりたる職業に於ける仕事の條件を知つて居り且つ甲地から乙地へ又甲の職業から乙の職業へ容易に移動し得るを要する。二 考察される諸職業は周知され且つ夙に存するものたるを要す。新しい職業に於いては、諸他の事情等しき限り、發起者は高い勞賃を提供することに依つてしか充分な労働を誘引するこゝとが出来ぬ。流行が急速に變ずるが如き職業に於いても、同一の原因が作用する。三 諸職業は其れ等の自然状態(又は正常状態)に於いてあらねばならぬ。殆んど一切の異種の労働に對する需要は通常よりも時には大であり時には小である。斯様な譯で、農業にありては勞賃は季節と共に變じ、陸海軍にありては勞賃は戦争又は平和と共に變じ、多くの産業にありては勞賃は産物の價格と共に變ずるものにして、産物の價格はまた其の分量に應じて變ずる。四 考察される諸職業は之れに従事せる者の唯一の職業又は主職業でなければならぬ。之れが意味する原則は、或る人が一の職業から生計を得てゐる場合に、彼れは暇のとき、仕事の性質に照應する額よりも低い勞賃にて他の仕事をなし得

4. Bk. I., Ch. X., Introduction.

ること之れである。吾々は様々な家内工業に於いて例を有してゐる。だが此の場合、ミルの述べてゐるやうに、吾々は價格が主として家内の供給に依存する場合と、價格が外部の市場に依つて支配される場合とを區別しなければならぬ。アダム・スミスの意味の好例は文筆仕事に對して得られる低い勞賃に於いて認められる。尤も此の場合、諸他の原因——例へば名譽又は虚榮——も亦作用すること勿論ではある。

第六節 異種の職業に於ける勞賃相違の 人爲的原因

アダム・スミスに従へば、歐羅巴の政策は異なりたる三箇の様態にて勞賃の不平等を産出し且つ増加した。而して之れ等の様態の總ては競争に對する其れ等の影響の見地から取扱はれてゐる。即ち一 或る職業に於いては競争は不當に制限された。例へば同業組合や社團の行動に依つての如くである。二 また或る職業に於いては、例へば慈善教育に依り教會に於いての如く、競争は不當に増加された。三 或る場合に於いては、労働及び資本の自由交通——甲の職業から乙の職業に移ると甲地から乙地へ移るとに論なし——が法律上又は慣習上の規定に依つて阻碍された。之れ等の作用様態に加ふるに、彼れは後に一定の勞賃率を定める上の法律の直接干渉を考察してゐる。

第十二章 勞賃に及ぼす法律及び慣習の影響

第一節 法律及び慣習が勞賃に影響し得る様態

法律や慣習は三様に勞賃に影響し得る。但し茲に云ふ勞賃とはその勞苦に對する勞働の純報酬を指す。一 勞働量及び仕事の條件に影響する。二 實質報酬の分量と性質とに影響する。三 勞働契約をなす上に於いての雇主と使用人との關係に影響する。言葉の最も廣い意味に於いて、第三の様態は其の他の二様態を包含すると云はれ得る、併しそは特に兩當事者の相對的勢力に關する。一般に、様々な種類の慣習、社會制度、及び法律は、よし程度の差はあるにしても、之れ等三箇の要素に一齊に影響する。

第二節 奴隸制、農奴制、及びパトリア・ポテスタス (家長權力)

完全な契約自由の制度下において、双方の當事者が均等な地位に立つものと考へ得るのであるが、

今斯かる状態になる迄の發展の跡を探ぬるに當り——茲では労働のみに關す——吾々は雇主の權力が絶對的であるが如き社會状態を以て始めなければならぬ。二箇の主要事例は主人と奴隸との關係、及び家長と家族成員との關係である。之れ等の場合に於いて、契約なる名辭は全く經濟眞理を表現する爲めの便利な形式としてのみ使用されるのである。嚴密に云へばそれは準契約に過ぎないのであつて、之れは決して契約ではない。換言すれば、類推に依り吾々は當事者間の關係をば恰も其れ等が契約に依つて決定されるかの如くに述べるのであつて、實際上に於いて然かるにあらず。

その最も粗野な形態に於いての奴隸制にありては、主人が仕事の條件を定め且つ奴隸の希望如何には全く關係なしに報酬を割り宛てる。主人は過度の仕事又は不十分な食物を以つて奴隸を殺してもよい。羅馬法學者の學說によれば、奴隸制は戰勝者と戰敗者間の想定された合意から由來した。即ち戰勝者は敵人の永久的勤務を要求し、而して戰敗者は之れが代償として當然失ふ可き生命を得ると云ふ双方の合意から由來したと云ふ(1)。

奴隸なるものは、之れを所有主の立場から見れば、利潤の源であるか又は出費の原因であるかである。此の事は雇主の立場から見ての自由労働者と同じである。古代希臘に於いては、資本を奴隸に投下し、以て凡ゆる種類の産業的企業に對して其れ等の奴隸を貸し出すことに依つて利潤を得ると云ふのが人民普通の風習であつた。同時に、最も貧しい市民は通例家内勤務に對して少くとも一人の奴隸

1. Maine, Ancient Law, p. 162.

を有してゐた。羅馬にありては、共和制の末期頃及び殊に帝制の初期百年間に於いて、國民の社會的地位は彼れの維持せし奴隸數に依つて秤定された。最初期から羅馬人は土地耕作に對してさへ奴隸を使役した。尤も農業は自由人の尊嚴と合致するものと考へられたる殆んど唯一の産業的職業ではあつた。

進歩的國家に於いて農奴制が奴隸制に代り、また自由労働制が農奴制に代るに至つた其の發展過程を茲で述べることは不可能である。其の原因は様々にして、法律上、道德上、政治上、並びに經濟上の事情に基いたのである。併し、既に述べたるが如く、奴隸労働が凡ゆる種類中その能率最低なること、及び努力に對する刺戟劑として刑罰や權威が報酬や自由契約に劣ることの發見——之れは長系列の試験的實驗の後に漸く發見された——は廢止の支配的經濟原則と見做され得る。だが、奴隸制が尙ほ依然として廣い範圍に亘つて殘存してゐて、英國植民地及び佛蘭西植民地並びに北米合衆國に於いては漸く第十九世紀に至つて廢止されるに至つたと云ふ事實を回想するは重要である。また、その労働に對して掛引をするの權力が問題たる限り、自由人が、或る條件の下にありては、奴隸と殆んど變りなく、且つ實際雇主の課する如何なる條件にも服従しなければならぬことがあると云ふ事實を認めらるは、更に一層重要である。産業史は之れ等の一方的な掛引の事例に満ちてゐる。其れ等の或るものは後續の諸節に於いて述べるであらう。

パトリア・ポテスタスは元來一種の對奴隷權力を緩和するに自然的愛情を以てしたものと見做され得る。此の權力が異なりたる諸國及び異なりたる諸時代に於てとりし變態、及び法律や慣習に依つて誘入された制限は廣大な文獻を生ぜしめたのである。此の場合に於いても、解放の原因は僅かに一部分が經濟的である。併し家族の崩壊が果して純然たる經濟的諸力の作用なかりしとするも達せられたかは疑はしい。例へば、羅馬に於いては、家族成員に對する家長の權力は殆んど名義的となつたに反し、子息の財産に對する家長の權利は尙ほ依然として實際上無限であつた。如何なる條件の下に於いても、家長の權力は彼れが子息の財産に對する支配權を保有してた限り極めて實質的であつたに相違ないこと、之れ見易い道理である。家族の成員が別箇に蓄積するの權利を漸次に獲得したことは經濟的立場からも法律的立場からも教示的である。

近代の産業社會に於いては、社會の單位として個人は大部分家族に代つたけれども、併し子供に對する親の權力は常に著大である。屢々犯罪に達する所の最大弊害の或るものは、親の認容し又は強制する少年労働と關聯して起つてゐる。自然的愛情の正常な場合に於いてさへも、職業の選擇は先づ第一に親に依存してゐる。然かも親達は將來を考へるよりも寧ろ現在を考へ易いのである。

第三節 徒弟制度

長期徒弟の制度は雇主のヨリ優れた權力の好例である。七ヶ年の舊年期は、普通の職業よりも一層困難なる時計製造業の如きものにありてさへも、習得期間としては長きに過ぎた。此の制度は一般に勤勉よりも寧ろ怠情を増進するの傾向があつた。之れは明かに、七ヶ年と云ふ長い年期奉公中徒弟は彼れの仕事から毫も比例的な金錢上の利益を受けなかつたと云ふ經濟的理由に基くのである。斯くて親方の維持する徒弟の數を制限する爲めに、律令や又は社團及び同業組合の内令に依つて斷えず規定が作られた。而して此の制限は、身分上又は金錢上の資格に依つて間接的に行はれたか、又は絶對的に行はれたか、或ひはジャーニーマン(七ヶ年の徒弟生活を終りたる雇職人)の數に相對的に行はれたのである。今エリザベスの徒弟律令に従へば、三人の徒弟を有する者は何人でも一人の雇職人を保持しなければならぬ、而して徒弟三人以上は其の一人を増す毎に一人の雇職人をば置かなければならぬのである。此の種の安い強制労働の雇用を制限する爲めに、第十八世紀の末葉頃工場制度の發達に對する反抗は、徒弟雇傭の慣習上又は法律上の制限を勵行せんとするの形態をとつた。また、舊の小工業制度の下にありては、一人の者が殘餘の者に比して不當の利益を得べからずと云ふことも、親方の利益であつた。而して彼れ等も亦、終ひに親方となるやも知れざる者の數をば制限するを希望した。併し乍ら大規模の生産及び機械使用の増加と共に、成人よりも一層多く少年を使用するの利益は雇主にとつて餘りに大と思はれた爲め、終ひに制限を認容しなくなつたのである。殊に、之れ等の小年が

自身親方となるの危険なきに於いては然りであつた。夫れ故に、徒弟律令は労働者の廢止反對にも拘らず雇主の煽動を以て一八一四年に廢止された。

效區徒弟制度の下にありては、住民は貧乏の小供を徒弟に採用することを餘儀なくされたのであるが、之れは一見今述べたる議論と矛盾するが如く見える。蓋し雇主は屢々此の強制的徒弟制をば一の負擔と見做したからである(2)。だが彼れ等はタゞ、有利に使用し得る以上に徒弟を採用しなければならなかつたが故にのみ、斯く爲したのである。異なりたる諸時代に於いて施行されし様々な法令(3)は、貧民の小供をその意志に反して用に使ふことを親方に許したのであるが、其れ等は、此の事が穩和的に一の特權と見做されたことを示すものである。舊制度の下に於ける徒弟は多くの場合非常に苛酷に且つ非常に殘酷に取扱はれ、爲めに立法の干渉が必要となつたらしいのである。工場制度の誘入に際して、之れ等の弊害は大いに増加した。蓋し教區徒弟の勞働は雇用することの出来る最も安値なものであつたからである。

第四節 職人同業組合

徒弟制なるものは職人同業組合クラフトヤルドの必要要素であつたのだから、既に徒弟制度を説明したる以上、茲に職人同業組合に就いて若干考察しなければならぬ。ブレンターノの著書の公刊以來、英國同業組合の

歴史に對して多大の注意が拂はれてゐる。而して「職人同業組合は元來商人同業組合の富裕な成員に對して職人を保護する爲めに制定されたものである」とのブレンターノの命題は最早維持する能はざるやうに思はれる(4)。職人同業組合と云ふのは特殊なる形態の産業組織を代表したものに於いて、其の産業組織は約六百年間産業界を風靡し、而して第十八世紀の末葉に産業革命に依つて漸く破壊されたものである。洵に同業組合其のものは既に産業革命以前にその權力を失つてゐた。然かれども規定の根底に存せし諸原則は、一部分は立法に依り又一部分は慣習に依つて尙ほ大いに勢力を張つてゐたのである。その全盛期に於ける該制度の一般的特色は現代行はれてゐる制度の特色と大いに異なつてゐる。その典型的場合に於いては、人は何等かの産業を行ひ得る以前に、都市の市民でなければならぬのである。若し市民外の者が認容された場合には、そはタゞ莫大な冥加料を支拂つてであつた。斯様な次第で、職人は特權的の人間であつた。併し彼れも亦市當局の統治下にあつたのである。職人が充分多數であつたとき、彼れ等は互に結合して同業組合を形成した。而して彼れ等の産業を規制する爲めの規定を作つたのである。之れ等の規定が有效ならんが爲めに、同業組合への加入は強制的となつた。此の様にして、獨占の要素は誘入されたのである。併し之れが自然的結果は都市の當局に依つて阻止された。蓋し職人は先づ第一に常に市民であり、次いで同業組合成員であつたからである。夫れ故に、規定の多くは仕事の質又は良き材料の使用に關したのである。其の限り其れ等は惡混を防

4. Gross, Gild Merchant, p. 109; Cunningham, Vol. I, Bk III. Ch. IV., pp. 309-318; Lambert, Two Thousand Years of Gild Life, p. 185 参照。

2. Nicholl, Poor Laws, Vol. II., pp. 87, 88; Cooke Taylor, Modern Factory System, p. 185.

3. HoWell, Conflicts of Labour and Capital, Ch. VI. 参照。

英國現代の法律に類似してゐるが、併し其の原則は遙かに徹底してゐた。

仕事に關しては、徒弟制が本質的であつた。徒弟は原則として都市の自由民の小供でなければならなかつた。徒弟の數は制限されてゐた。彼れ等は親方と一緒に住んでゐた。而して徒弟たるの期限は一般に七ヶ年であつた。アダム・スミスの權威あるにも拘らず今尚ほ屢々主張されることは、徒弟制の指導觀念が職人の熟練を授けるにありと云ふこと之れである。だが長期な且つ劃一的な奉公期間は此の論の基礎薄弱なるを證するものではあるまいか。總ての職業が之れを習得するに均等の困難を提供するとは吾々の考へる能はざることである。然り、總ての職業と云はずとも、多くの職業が之れを習得するに七ヶを要するとさへ、吾々は考へ得ない。斯様な次第で、無論徒弟は産業を習得はしたけれども、根本觀念は寧ろ訓練と服従との一種であるやうに思はれる。

アダム・スミス曰く、農業は凡ゆる術のうち最困難なものであるけれども、然かも農業には徒弟制度が全く無かつたと。だが、農業徒弟なるものが徒弟律令に依つて規定されたのであるから、スミスの言は事實上誤りである。併し職人同業組合が設立されたときは、農業労働者は自由人ではなかつた、而して様々な程度の農奴制は、仕事の規定が問題たる限り、一種の永久徒弟制であつた。また、歴史上の多くの場合に於いて、實質上の奴隸制が徒弟制の態型と名稱との下に變裝されてゐることに留意するを要する。同業組合制度の下に於る雇職人と親方との間の區別は、徒弟の數が制限されてゐたか

ら、大ではなかつた。此の制限の必要は徒弟に對してなされる低い支拂と密接な關係を有するやうに思はれる。

同業組合の規定の或るものは言表的に不當な競争を制限する爲めに工夫されたやうに思はれる。されば、婦人や市民以外の者の雇用は屢々一定の罰金を以て言表的に禁止された。何人と雖も他人の徒弟を誘引するを許されなかつた。而して様々な條件が労働時間や仕事の方法に就いて課せられた。穿鑿官は一般警察的監督を行使した、而して罪は罰金を以て罰せられ、極端な場合にありては放逐に依つて罰せられた。同時に、諸他形態の同業組合にも共通であるが、職人同業組合は同胞の精神に依つて導かれると考へられた。其れ等は共同の祭禮や宗教的儀式を有してゐた。貧乏な成員や病氣の成員を救助するの規定が作られてゐた。總ての成員は婚禮や葬儀に招かれるべきものであつた。時の經つにつれ、舊同業組合の同胞性と平等性とは消滅して、親方と労働者間の區別は一層強くなり、而して或る一定の家族に獨占を保存する爲め規定が使用されたのである。労働者の壓迫は消費者の掠奪と結び付いて、終ひに同業組合はベーコンの所謂惡用された兄弟愛の制度に隨落したのである。

之れを要するに、同業組合は、雇主と使用人とが實際上均等の地位に立つてゐた間、換言すれば、何等實質上の階級區別が存せず且つ各徒弟が親方となるの望みを有してゐた間のみ、労働階級にとつて有利であつた。富の増大と共に親方が支配的となるや、同業組合は相當な日仕事に對する相當な日

給を目的としなくなつたのである。

第五節 親方と雇人に關する立法

アダム・スミス曰く「立法府が親方と労働者間の相違を規定せんと試みる時は何時でも、その評議員は常に親方である。されば、其の規定が労働者に都合よきとき、それは常に正しくあり且つ公平である。併し親方に都合よきとき、それは時に然からざることがある」と(5)。此の立法の不公平は民主主義の勢力増大と共に急速に消滅しつつあるが、併しアダム・スミスが筆をとつたとき、歴史上の根據は一般に彼れの意見を支へたのである。直接間接に政府は雇主に有利に賃金を規定せんと試みた。黒死病流行後施行されたる労働者律令(一三四九年—一三六三年)は、法律に依つて賃金率や労働時間を定める一連の法制中最初の顯著な事例である。之れ等の法令は將に産業を麻痺せんとした危急の場合に施行されたものではあるが、併し其れ等は立法府に依り第十八世紀の末葉否其れ以後に至るまでも適用されたる諸原則に立脚したのである。

第一には、其れ等の法令は多數の専門職業の賃金率を定めた。而して専門の職なき雇人は彼れ等が從來慣れてゐる様態にて仕事をなし役目を使用することをば司法官の前で誓ふ可きことを規定した。第二には、其れ等は労働者がいつ何時でも雇傭に應じ得るやう、夏冬ともにその生地に留まることを

5. Wealth of nations, Bk. I., Ch. X., p. II

規定した。第三には、其れ等は労働は勿論食料品の價格をも制規した。第四には、一三六三年の法令は若干等級の労働者の常食と衣服とを制規した。賃金を制規せる律令は時代の異なるに應じて繰り返へされ、斯くて徒弟律令に於いて其の頂點に達した。之れに依り司法官は凡ゆる階級の職人及び農業労働者の賃金を評定する筈であつた。此の律令に依つて司法官が、稀少の時に於いても豊富の時に於いても賃金の便利な割合を労働者に與へる筈であつたことは眞實である。だがイーデンは、州の司法官が一度労働の評定價格を定めたる後、果して半世紀の間に一度其を變更したるやを疑つてゐる。而して此の見解は殘存せる少數の指定高の與へるところである(6)。之れに反して、ロチャーズは其の權力が賃金を低める爲めに使用されたものと考えてゐる。労働者をその生地に固定するの原則は一方に於いては農奴制と關聯し、而して他方に於いては終ひに定住法を生ぜしめたのである。之れ等の法律の歴史と經濟的結果とはアダム・スミスの美事に叙述してゐるところである(7)。食料品其の他の賃金の價格の規定は其の效力遙かに薄きものであつた、そして間もなく放棄された。

最初の時代から吾々は労働者に有利なる立法の諸例を見出だすのである。而して關係せる様々な政府が意識的に偽善的であつたとのロチャーズの偏破な意見に賛成すること不可能である。彼が最も攻撃せる徒弟律令でさへも、労働者や徒弟の保護に對する若干の規定を包有してゐる。即ち雇人を解雇するには三ヶ月前に警告しなければならなかつた。また仕事の恆常性は年契約に依つて確保されたの

6. Hewins, English Trade and Finance, p. 82; Rogers, Interpretation of History, p. 40 參見。

7. Wealth of Nations, Bk. I., Ch. X., part II.

である。其の律令の前提文も亦公言して、曰く、勞賃や雇用に影響する多くの法律が從來施行せられ然かも其の當時は善良且つ有利と考へられたけれども、併し之れ等の法律は哀れな勞働者や雇人の大なる悲痛と負擔なしには今や施行することが出来ない。然かも其れは單に、制限される勞賃が餘りに小にして、物價上の大進歩の爲め現代に適しないと云ふ理由に基くのである。

アダム・スミスは指摘して曰く、親方をしてその勞働者に實物を以てではなしに貨幣を以て支拂ふことを規定せる法律は正しくあり、且つ公平であつたと。之れ等の實物支給條例は遠き昔に溯るものではあらう。而して現代ではその適用は尙ほ一層徹底的であり且つ廣汎である。一八三一年の條例は近代の英國制度の基本である。トラック(佛蘭西語のトロックより來たる——實物支給制)なる語は元來貨物同志の交換を意味するものであるが、併し之れが勞働と關聯して使用されるときは、物品での勞賃支拂又は一部分物品での勞賃支拂を意味するのである。之れ等の物品は 一 勞働者の現實に生産せる物であるか、或は 二 勞働者の消費に必要な又は必要なりと考へられたる物品であつた。双方の形式とも大なる弊害に陥り易いことが歴史上證明されてゐる。最初の方法の例を取るならば、サイダー製造の盛な州の農業勞働者がその勞賃の二十パーセント乃至五十パーセントをサイダーにて受け取つたと云ふことが記録に残つてゐる。第二の計劃に據れば、勞働者はその勞賃をば、親方の利益の爲め營める賣店にて費さなければならなかつた。物品の品質は劣惡であり、然かも價格は高かつた

而して其の經營は購買者にとつて不便であつた。毫も廣告の必要もなかつたし、また大勢な店員も必要でなかつた。而して勞賃から差引くことが出來たが故に、過大の掛けもなかつた。之れ等の親方の賣店と、協同原則に基いて經營される賣店とを比較するは興味がある。双方とも貯蓄と經濟があり、また信用の不存在と或る程度の不便とがある。併し後者にありては、此の様にして得たる額は直接に利潤を増加するには非ずして間接に勞賃の増加に資する。

だが或る場合に於いては實物支給制は有利である、殊に農業に於いて然かりである。而して實物支給條例は一般に農的産業には適用されないのである。或る一定量の農産物の支給、又は或る一定量の家畜を牧ふの權利、又は一定の土地を使用するの權利は農業勞働者にとつてはその貨幣價值以上に値打あることがある。

第六節 工場條例

工場や仕事場に於ける仕事の條件に關係ある長系列(乃一八〇二年至一九〇〇年)の條例は特別の注意に値する。其れ等の條例が救濟せんと意圖せる弊害をば適切に知るには、當局の報告にある詳細な記事に頼らなければならぬ。マルクスのなせる物凄く叙述は或る諸點に於いて誇張されてある(8)。必ずしも總ての親方が悉く全く悪いと云ふ譯ではなかつた。而して總ての弊害をば悉く工場制度に歸するこ

8. Das Kapital, Band I, Absch. IV und V.

とは出来ない。勞賃は多くの場合に於いて相對的に高くあつた。併し同時に、弊害の或るものは誇張する能はざる程に大であつた。

少年の雇用、就中教區徒弟の雇用に關する記事を見れば、多くの場合惡感を催す。彼れ等の勞働時間は屢々極めて長くあつた。彼れ等の勞働を制限するものは僅かに睡眠と食事との爲めに最小時間を割くのみであつた。彼れ等の食物は豚の食ふやうな食物であつた。彼れ等は人並の扱ひを受けなかつたのである。疾病は充滿してゐた。併し威嚇や殴打に依つて働かしめ得る以上は、何人も病氣とは見做されなかつた。勞働階級の疲弊實に寒心すべきものがあつた。工場制度は實に苛酷な奴隸制であつた(9)。

一八〇二年にサー・ロバート・ピールは羊毛工業及び木綿工業に於いて勞働時間を制限し且つ一般に少年勞働の條件を制規するの法案をば提出して且つ之れを通過せしめた。此の條例に據れば、勞働時間は十二時間を越えることが出来なかつた。食事の爲め一日三時間を與へなければならなかつた。讀み方や書き方や算術の教授をしなければならなかつた。部屋は之れを洗淨し且つ通風をよくしなければならなかつた。而して以上の規定の外に尙ほ諸他の有益な規定があつたのである。だが其の條例は畢竟死文に終つた。其れは、之れ等の規定が果して實行されてゐるか何うかを檢察する適當な手段が缺けてゐたからである。之れと相似の原因から一八一九年及び一八二〇年の條例も失敗に終つた。一

9. Cooke Taylor, Modern Factory System, p. 189

八三二年に至つて初めて工場立法はシャフツペリー卿(其の當時はアッシュレー卿)及びマドラー氏統率の下に有效となつたのである。採用されたる原則は爾來凡ゆる種類の職業に擴張された。そして少年勞働者は勿論男女の勞働者も、仕事に含蓄される勞働量の立法的制限に依つて利益を受けたのである。現今英國では、殆んど總ての産業は勞働者に有利なる特別規定又は一般規定の支配を受けてゐる。鑛業も麵粉製造業も、或ひは船舶業も農業も悉く法律の規定を蒙つてゐる。少年から教育の機會を奪ふ者は刑罰に處せられる。

第七節 救 貧 法

長系列の英國救貧法の吟味は、歴史的方法を經濟問題に適用するの最も教示的な且つ最も興味ある例である。該方法の一大利益はそれが實驗の代用をなすと云ふことである。然かも貧民を取扱ふに當つて考へ得る殆んど總ての計劃は英國に於いて異なりたる諸時代に試みられたのである。貧民が決して世の中から絶えなまいと云ふこと、貧民の破壊が彼れ等の貧困であると云ふこと、之れ等は古へより知られてゐる平凡文句である。場合の性質から、貧民の情況は上流階級的情況程に時代の相違に應じて相違しないが故に、若し一定様態の適當な取扱ひが一度失敗に終るに於いては、其の取扱方法は常に失敗であると想定して差支へないのである。だが英國救貧法の歴史は單に偶然な實驗の目録たる許り

ではなく、また其は諸原則の成長發展の顯著な例でもある。私が本節に於いて試んとする總ては、之れ等の原則が當面の問題に關係ある限り、之れ等の原則を再説することである。即ち雇主と使用人との關係や、労働の條件や、また對勞苦の實質報酬やに對する立法の影響を述べるのである。

英國救貧法の歴史は、政府の意圖する目的に應じて、之れを四期に分つことが出来る。茲に一度だけ述べて置くが、如何なる社會施設の發展に於いても、吾々は自然的先驗的と思はれる原則強調を期待してはならぬ。さて四期は夫れ夫れ特殊の特質を以て劃されてゐること無論であるが、併し乍ら初期に於いて吾々はよしや優勢ではないにしろ兎に角後期の觀念の萌芽を認めるのである。最初期から貧民は二種の部類に分けられてゐた。様々な原因から生計を儲けることの出来なかつた眞實の貧民と犯罪も手傳つて正規の仕事よりは寧ろ遊惰を好む所の屈強な能働體の無頼漢や浮浪人とが、即ち其れである。エリザベスの大條例(一六〇一年)に至る迄の第一期に於いては、第一部類の貧民の救済は教會や同業組合や個人の慈善に一任されてゐた。そして立法府の努力は嚴重な刑罰に依つて浮浪無頼の徒を抑壓することに向けられた。されば、一三八八年の條例は、仕事の出来る乞食は之れを獄に投ず可きことを規定した。また一四〇五年の條例の規定に據れば、刑罰は三晝夜の間足枷を嵌めて麵麩と水としか與へないことであつた。斯く變更されたのは國王が處刑の手段を緩和するを欲し且つは獄の經費をも考へたが故であつた。一五三一年の條例にありては、司法官、市長、及び諸他の有力者は無

能力な貧民を搜索して、一定地域内にて乞食するを許す旨の證明書を與へる筈であつた。而して若し無能力なる乞食が乞食許可狀を有してゐないのを發見された場合には、警保長官の裁量如何にて鞭刑に處せられたのである。所で若し不具ならざる能働人が乞食をするならば、彼れは其の次ぎの市場都市又は他の最も便利な場所に引致されて、荷馬車の先端に縛られ、斯くて身體から血の流るゝ迄鞭刑を加へられた上、最も近い道を通つて生地へ歸へられたのである。その義務を怠つたる都市は、無能力の乞食一人に對して三志四片、また屈強な浮浪漢一人に對して六志八片の罰金を取られた。オックスフォード大學及びケンブリッジ大學の學生にして乞食巡禮をする者は該大學の印章なき限り身體強健の乞食と同等に處罰すべき旨の有名な條文を包有してゐたのは、此の律令である。易者も亦奇妙な等級の處罰を受けたのである。其の刑罰は、鞭刑、架刑、第一耳刑、及び第二耳刑であつた。

一五三五年の條例にありては、市長及び代官は強健な浮浪者や無頼漢に仕事を世話してやらなければならなかつた。資金は此の目的の爲め且つは無能力者救済の爲め自發的に教會の集めた金から支給される筈であつた。だが何人と雖も教會を通じてより以外には與へることが出来ないのであつて、之れを犯す者は惠與金額の十倍の罰金に處せられた。

一五三六年に於ける小寺院の解散、及び一五三九年に於ける大寺院の解散は乞食の數を増加し、且つは處罰の種類と強度とを増加した。エドワード四世の治世(一五四七年)に、抑壓の政策はその極に達